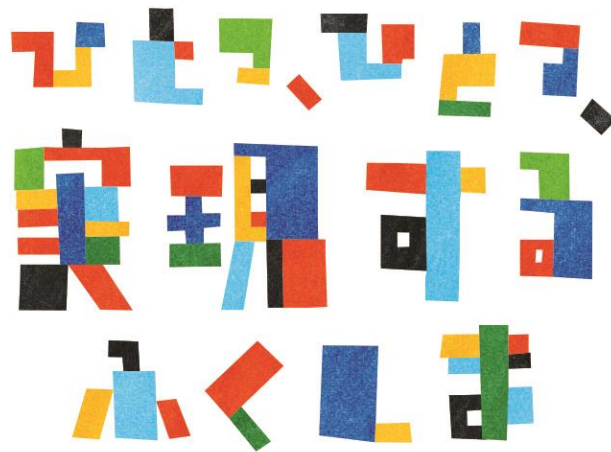


令和 7 年度

企画調整部 事業計画書



令和 7 年 4 月

福島県 企画調整部

令和7年度 企画調整部 事業計画書

目 次

第1章 企画調整部の基本方針と施策

- 第1 企画調整部の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2 企画調整部の施策・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 企画調整部の執行体制

- 第1 企画調整部の組織機構・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第2 企画調整部の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 企画調整部の当初予算

- 第1 企画調整部当初予算の概要・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第2 企画調整部の重点、主要事業・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 各総室及び各局の取組目標と主要事業

- 第1 企画調整総室・・・・・・・・・・・・・・ 91
- 第2 地域づくり総室・・・・・・・・・・・・・・ 101
- 第3 情報統計総室・・・・・・・・・・・・・・ 119
- 第4 避難地域復興局・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 第5 文化スポーツ局・・・・・・・・・・・・・・ 134

第5章 庁内連携の取組

- 第1 企画調整部の庁内連携組織（会議等）・・・・・・・・・・・・ 148

- 企画調整部内各課室・出先機関の連絡先・・・・・・・・・・・・ 152

第 1 章 企画調整部の基本方針と施策

第1 企画調整部の基本方針

県政の総合企画及び調整等を担う企画調整部は、避難地域復興局及び文化スポーツ局を含め、職員一人一人がそれぞれの職務に関し、県政の最上位計画である「福島県総合計画」を常に念頭に置き、計画との繋がりを意識するとともに、全庁にもその意識を波及させ、計画に掲げた目標を一つ一つ着実に実現していくことを目指し、職務の遂行に当たることとする。

各部局や地方振興局との連携に当たっては、企画調整部が中心となり、体制を強化していく。また、部内、総室内各ラインが相互に遂行する職務の概略を把握しての有機的連携を意識することにより県の組織総合力を発揮しながら、両輪で進める福島の復興・再生と地方創生・人口減少対策に挑戦し、一つ一つ成果を創出していく。

このような姿勢の下、令和7年度においては、次に掲げる基本方針に基づき、主要施策を推進する。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、本県に未曾有の被害をもたらし、14年が経過した今もなお、約2万5千人の県民が住み慣れたふるさとを離れて避難生活を続けており、避難地域の再生や被災者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策はもとより、産業振興、風評・風化対策など様々な課題が山積し、福島の復興・再生は今後も長い戦いが続く。

また、本県の人口は、震災前の202万人（平成23年3月1日）から173万人（令和7年3月1日）に減少しており、震災前からの構造的な人口減少がより顕在化している。

さらに、令和4年3月16日の福島県沖地震、同年9月に発生した記録的な大雨による水害等、度重なる自然災害や物価高騰など、本県は多くの困難に見舞われている。

このような中、復興施策の迅速かつ着実な推進に取り組むため、部局間の連携を図りながら「新生ふくしま復興推進本部」及び「福島イノベーション・コースト構想推進本部」を運営し、令和5年4月に国が設立した福島国際研究教育機構（F-REI）を含めた福島イノベーション・コースト構想の推進、福島復興再生特別措置法の活用を図るほか、県政全般における総合的な企画の立案及び調整を積極的に実施する。

避難地域の復興・再生や人口減少など、複雑化・多様化する社会経済情勢の変化に対応し、総合計画を戦略的かつ着実に推進していくためには、職員一人一人が事業によって得られる成果を常に認識しながら改善を重ね、全庁一丸となって取組を展開していく必要がある。

このため、特に重要な行政課題について、総合計画に掲げる8つの重点プロジェクトとして展開し、総合計画のPDCAマネジメントサイクルを実行して、前年度の取組実績や指標の達成状況のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、一つ一つの取組を常に「シンカ（進化、深化、新化）」させながら、震災・原発事故からの復興・再生の加速と、人口減少対策を始めとする福島ならではの地方創生を推進していく。

地域づくりに当たっては、復興特区制度や国家戦略特区制度の積極的な活用を始め、関係団体との連携により、多様な主体との交流等を進め、移住・定住の推進、過疎・中山間地域の振興等につなげるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進による復興実現に向けて、多様な再生可能エネルギーの導入拡大及び地産地消を推進する。特に、移住・定住については、本県出身の若者や移住希望者のニーズに合わせた情報発信や交流機会の提供、テレワークや副業、地域で活躍する方々の魅力発信など、多様な切り口による関係人口の創出・拡大に加え、市町村等と連携した定着支援にも取り組み、Uターンも含めた将来的な移住・定住につなげていく。

さらに、新型感染症や頻発化・激甚化する災害など新たな脅威に対応し、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現するため、「県デジタル変革（DX）推進基本方針」の下、本県のデジタル変革（DX）を推進する。特に、市町村と連携し、データ連携基盤を活用した様々なサービスの検討や行政手続オンライン申請サービス等の利用拡大を進めるとともに、地方公共団体情報システムの標準化・共通化への対応をはじめとする市町村の個々の実情に応じた支援を強化し、県全体のデジタル変革を推進していく。

また、県内の現状を的確に把握するため、国勢調査を始め、各種統計調査を円滑かつ確実に実施しながら、その結果等を広く県民へ提供する。

一方、原子力災害により避難地域となった市町村の復興・再生を推進するためのきめ細かな取組を行うとともに、避難者の安定した生活の確保や生活再建・ふるさとへの帰還につながる支援、長期避難者の新たな生活拠点でのコミュニティの確保等を図る。また、被害者の視点に立った原子力損害賠償が確実か

つ迅速になされるよう取り組む。

また、風評・風化対策として、発災からの年数の経過とともに、本県に対する関心が低下するなど風化の傾向も進んでいることから、福島県風評・風化対策強化戦略に基づき、これまでの対策を粘り強く継続しつつ、さらに、長期間にわたる廃炉等において、今後、新たな風評が生じる懸念も払拭できないことから、「国内外の理解促進」と「事業者への強力な支援」に重点的に取り組むことで、福島の実況と魅力を発信していくとともに、事業者が安心して事業継続できる基盤の強化を図っていく。

加えて、県民参画による県づくりを図るため、チャレンジふくしま県民運動を推進するほか、県民が文化にふれ親しむ機会の創出、生涯学習を通じた地域づくり、地域における生涯スポーツ・障がい者スポーツの振興及び競技力の向上、さらには東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・定着と東京2025デフリンピックに向けた機運醸成等に取り組む。

第2 企画調整部の施策

1 県行政の総合企画・調整

各部局等との綿密な連携の下、県政全般における総合的な企画の立案及び調整を行うとともに、新たな課題への対応に努める。

2 総合計画及び復興計画の推進

総合計画及び復興計画の進行管理を行い、両計画の着実な推進を図る。

3 地方創生・人口減少対策の推進

「福島県人口ビジョン」で掲げる将来の姿の実現に向け、ふくしま創生・人口戦略本部会議を運営するとともに、「ふくしま創生総合戦略」に基づき、地方創生・人口減少対策を推進する。

4 新生ふくしま復興推進本部の運営

新生ふくしま復興推進本部（以下「復興推進本部」という。）を運営し、全庁一体となった復興・再生を推進する。

【復興推進本部が担う機能】

- ・各種計画の一体的推進
- ・福島復興再生特別措置法の適正な運用・活用
- ・窓口の一元化（集約・調整機能の発揮）
- ・課題解決方策の提案及び促進
- ・総合調整機能強化
- ・原子力災害からの福島復興再生協議会に関する総合調整
- ・「新しい東北」、復興推進委員会への参画

5 風評・風化対策

「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、各部局の連携を図りながら本県の正確な情報や魅力の積極的な発信、県産品の販路拡大などに取り組むことで、風評の払拭及び風化の防止を推進する。

6 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島復興再生特別措置法に位置付けられた国家プロジェクトである「福島イノベーション・コースト構想」の実現に向け、福島イノベーション・コースト構想推進本部を運営するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進

機構とも連携しながら、産学官一体となって構想を推進する。

また、令和5年4月に国が設立した福島国際研究教育機構（F-REI）の効果が広域的かつ早期に発現されるよう、国、市町村、関係機関と連携しながら、F-REIを核とした広域連携等を推進する。

7 福島復興再生特別措置法の活用

原子力災害の国の責任を踏まえ、福島の復興・再生の推進を図るための地域再生特別法である福島復興再生特別措置法において、福島復興再生基本方針の策定、福島復興再生計画を始めとした各種計画の作成、財政上の措置や課税の特例措置等が定められており、この法律は復興のステージに応じて見直すこととされている。

福島の復興・再生を加速化するため、全庁一丸となって各種制度の積極的な活用を図るとともに、必要となる法及び基本方針の見直しの検討、各種計画の改定等の総合的な企画調整を行う。

8 広域連携・交流の推進（知事会議、FIT）

隣接県に共通する広域的課題等について、新潟・福島・山形三県知事会議等において意見交換を行い、交流・連携を推進する。

また、FIT地域（福島・茨城・栃木3県の県際地域）でこれまで行ってきた取組を基に、広域交流圏における交流・連携を推進する。

9 高等教育機関・企業との連携の推進

大学等の高等教育機関が有する知見を活用し、地域が抱える課題の解決に向けた取組を推進する。

また、大学等の高等教育機関との連携を強化し、県の施策に対する助言をいただくとともに、地域に根ざした教育・研究を促進する。

さらに、企業等との包括連携協定締結を通して、地域の活性化、県民サービスの向上、東日本大震災からの復興及び風評・風化対策等を推進する。

10 総合的な土地利用及び水循環の推進

(1) 総合的な土地利用の推進

県土の保全や有効活用を図るため、「県土地利用基本計画」に基づき、関係部局と連携しながら、総合的な土地利用を推進する。

(2) 総合的な水循環の推進

本県の豊かな水環境を保全し、健全な水循環を将来に引き継いでいくため、「水との共生」プランに基づき、健全な水環境の確保に取り組む。また、福島県水循環協議会や、中通り、浜通り及び会津の各地方流域水循環協議会を通して、関係機関・団体と連携を図りながら、本県の優れた水環境に関する情報発信や水環境活動団体の支援など、各種水施策の推進を図る。

11 地域活力創出の推進

(1) スポーツを通じた地域づくりの推進

本県を本拠地とするプロスポーツチームと連携し、プロスポーツの魅力や県民のプロスポーツに対する関心を高め、応援機運の醸成、観戦者数の増加につなげることで、交流人口の拡大や地域活性化、県民の心豊かな暮らしの実現を図るとともに、子どもたちがスポーツに触れる機会を提供し、子どもたちの夢の実現、心身の充実を図る。

(2) 福島ゆかりのコンテンツ等を活用した地域づくりの推進

本県ゆかりの特撮等のコンテンツや「eスポーツ」等の新たなコンテンツを有効に活用しながら、交流人口の拡大や福島県全域の活力の創出を図るとともに、市町村や関係団体と連携して、地域経済の活性化を目指す。

(3) 復興特区制度の活用

規制・手続の特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫をいかした復興の円滑かつ迅速な推進を図る復興特区制度を、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に活用していく。

(4) 国家戦略特区制度の活用

令和6年6月に国家戦略特区「新技術実装“連携”絆特区」に長崎県とともに指定を受けたことから、指定区域のみに認められた特例措置等を活用し、市町村や県内事業者等と連携して地域課題の解決を図る。

12 過疎・中山間地域など地域振興対策の推進

(1) 過疎・中山間地域の振興

地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となる地域が増加するなど厳しい状況にある過疎・中山間地域において、市町村、地域住民、関係団体等と連携し、地域の特性に応じた総合的な施策を推進する。

(2) 地域創生の総合支援

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するため、民間団体が行う地域振興の取組や市町村等が行う地域創生の推進に寄与する取組等を支援するとともに、地方振興局を中心とした出先機関が連携を図りながら、地域の実情に応じた事業を機動的かつ柔軟に実施する。

(3) 阿武隈地域の振興

県土の3分の1を占める豊かな自然や風土を有する阿武隈地域の振興のため、阿武隈地域振興協議会を中心とし、広域的な地域振興の取組を推進する。

(4) 奥会津地域の振興

「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を推進し、過疎化・高齢化が進行する奥会津地域の振興を図る。

(5) 地産地消の推進

地産地消の推進に向けた環境づくりを行うなど、県政のあらゆる分野において

地産地消の取組の深化を図る。

(6) 電源地域の振興

福島特定原子力施設地域振興交付金及び電源立地地域対策交付金を効果的に活用して、震災等からの復旧・復興を図るとともに、発電施設の立地及び周辺地域の将来にわたる持続的発展が可能となるような各種事業を実施する。

13 移住・定住の推進

地方移住への関心の高まりや柔軟な働き方の普及、価値観の多様化を踏まえ、本県への移住希望者や本県とより深くつながる人材の創出・拡大を図るため、副業やテレワークなど多彩な関わり方の創出に取り組むとともに、福島ならではの魅力等の情報発信と受入体制の充実を図るなど、本県へのU I ターンを推進する。

14 再生可能エネルギーの導入・普及促進

再生可能エネルギーの飛躍的推進による復興実現に向けて、本県の豊かな地域資源等を生かした多様な再生可能エネルギーの導入拡大及び地産地消を推進するとともに、水素社会の実現に向けて、水素モビリティの導入支援等を行い、水素エネルギーの利用拡大に取り組む。

15 デジタル変革及び情報化の推進

(1) デジタル変革及び地域情報化の推進

市町村と連携し、データ連携基盤を活用した様々なサービスの検討や行政手続オンライン申請サービス等の利用拡大を進めるとともに、市町村のニーズに応じたアドバイザーの派遣や財政支援等に取り組むなど、県全体のデジタル変革を推進する。

(2) 情報システムの最適化と情報セキュリティの確保

情報システムを最適化し、行政の効率化を図る。また、情報セキュリティ確保のため県の情報システム及び市町村と共用する自治体情報セキュリティクラウドの適切な運用管理を行う。

(3) マイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進

国や市町村等との情報連携のため、円滑な制度運営と情報漏えい防止に取り組むとともに、マイナンバーカード（個人番号カード）の普及活用促進を図る。

16 統計調査及び統計分析の実施・公表

毎年実施している各種経常調査に加え、周期調査である「令和 7 年国勢調査」を円滑に実施するとともに、統計調査や分析の結果などを広く県民に提供する。

17 避難地域の帰還、移住・定住の促進及び復興の支援

原子力災害により避難地域等となっている市町村の復興・再生のため、帰還に向

けた生活環境等の整備や、新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大、避難12市町村の将来像・各市町村の復興計画の実現等に、全庁一丸となって取り組む。

18 避難者の支援

東日本大震災及び原子力災害による避難生活が長期化する中、個別化・複雑化する避難者の課題の把握と解決に努めるとともに、古里との絆の維持を図りながら、生活再建や帰還に結び付くよう、関係機関等と連携して必要な支援を行う。

19 長期避難者等に対する安定した住まいの確保の支援

東日本大震災により被災した県民に対し、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や生活再建支援金等の支給により住宅の再建に向けた支援を行うとともに、住まいに関する意向確認や必要に応じ戸別訪問を通して個別の事情を丁寧に伺い、安定した住まいへの円滑な移行を支援する。

また、復興公営住宅に入居されている方々が新たな環境の中で安心して暮らすことができるよう支援を行い、コミュニティの維持・形成を図る。

20 原子力損害対策

原子力災害による被害者の生活及び事業の再建につながる賠償が迅速かつ的確になされるように、市町村や関係団体と連携し、福島県原子力損害対策協議会の活動等を通じ、国、東京電力に対して要望・要求活動を行うことを始め、原子力発電所事故による損害への対策の企画・調整を図る。

また、被害者の円滑な賠償請求・支払いにつなげるため、弁護士による相談対応等の支援を行う。

21 県民参画による県づくりの推進

人も地域も笑顔で元気なふくしまの実現に向けて、関係団体とともに、チャレンジふくしま県民運動を展開し、健康への気付きや実践機会の提供等を行う。

また、NPO法人を始めとする地域活動団体の運営力の強化に向けた支援を行い、県民参画による県づくりを推進する。

令和8年8月に福島県が誕生してから150周年を迎えることから、新たな時代の福島県を創造する契機として「県政150周年記念事業」を実施する。

22 文化の振興

県民が文化に親しむ機会や、文化活動の発表の場の充実を図るため、県総合美術展覧会や県文学賞の開催、青少年を対象としたアート作品づくりのワークショップ

やデジタルアートの展覧会などに取り組むとともに、大ゴッホ展を契機としたふくしまアートに触れる機会の創出や、地域の宝である民俗芸能の継承等に向けた支援を行うなど、心豊かな暮らしの実現や地域の活性化につながるよう文化の振興を図る。

23 生涯学習の推進

県民が、主体的、継続的に学習活動に取り組めるよう、生涯学習に関する情報を提供するとともに、子どもたちが復興に向けた地域の現状やふるさとの魅力を取材して学び、新聞にまとめ、県内外に発信する事業や、語り部団体等で構成されるネットワーク会議と連携し、人材育成等を促進や、語り部等の活動の拡大を図る事業を実施するなど、「ふくしま」の未来を担う人づくりの取組を進める。

24 東日本大震災・原子力災害伝承館の管理運営

東日本大震災・原子力災害の資料の収集及び保存、活用等を図るとともに、複合災害と復興の記録や教訓を未来に継承し、国内外と共有する東日本大震災・原子力災害伝承館の管理運営を行う。

25 スポーツの振興

全ての県民が、いつでも、どこでも、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる機会の創出や各競技団体や将来の活躍が期待されるアスリート等への支援による競技力向上に取り組むとともに、障がいのある人が日常的にスポーツに親しむ環境はもとより、障がいがある人もない人も一緒にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進し、スポーツをきっかけとした共生社会の実現を目指す。

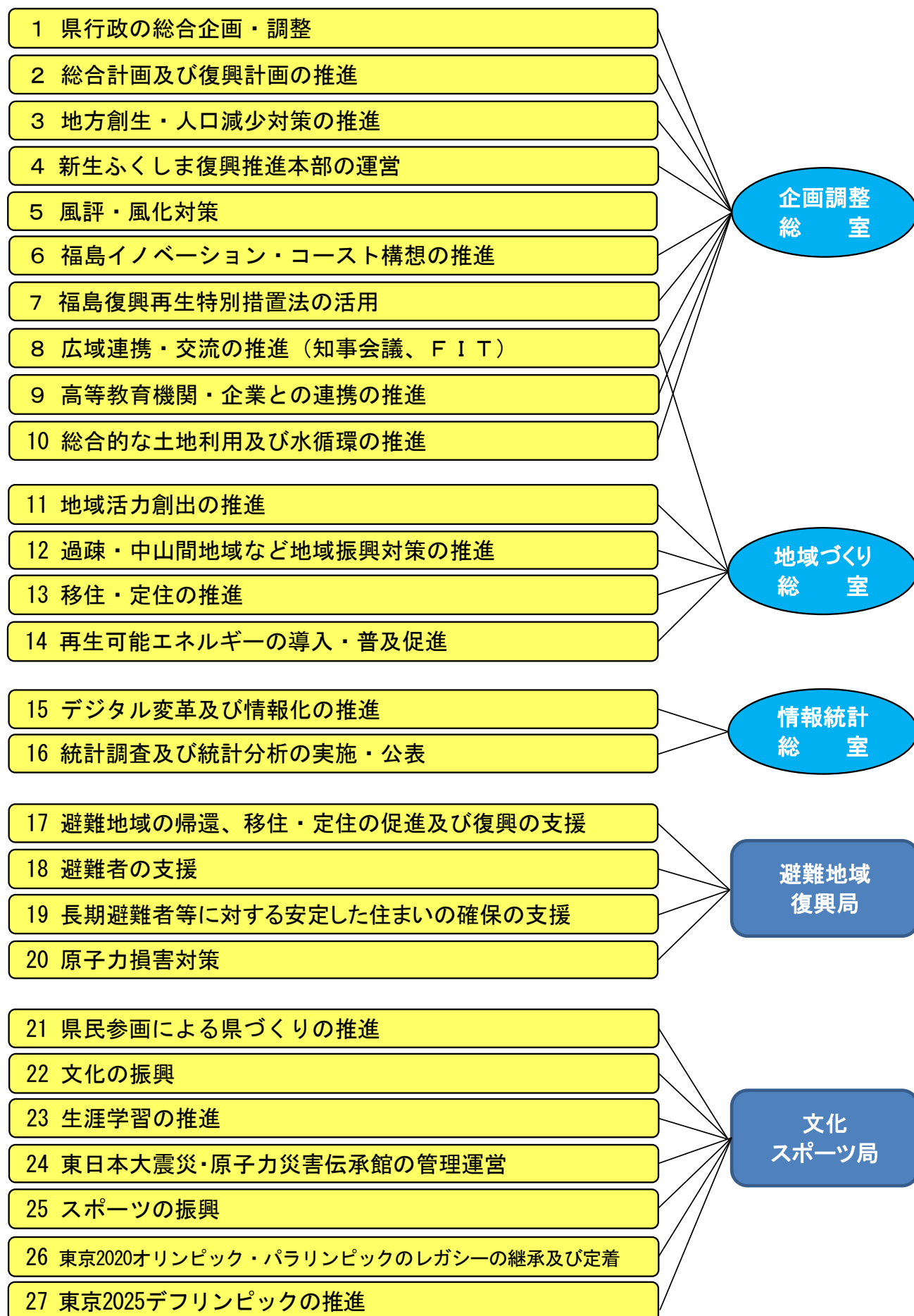
26 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承及び定着

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーの継承及び定着に向け、あづま球場における各種大会の誘致や他県等との交流事業の開催、都市ボランティアの活動機会の提供等に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大と本県の復興の加速化を図る。

27 東京 2025 デフリンピックの推進

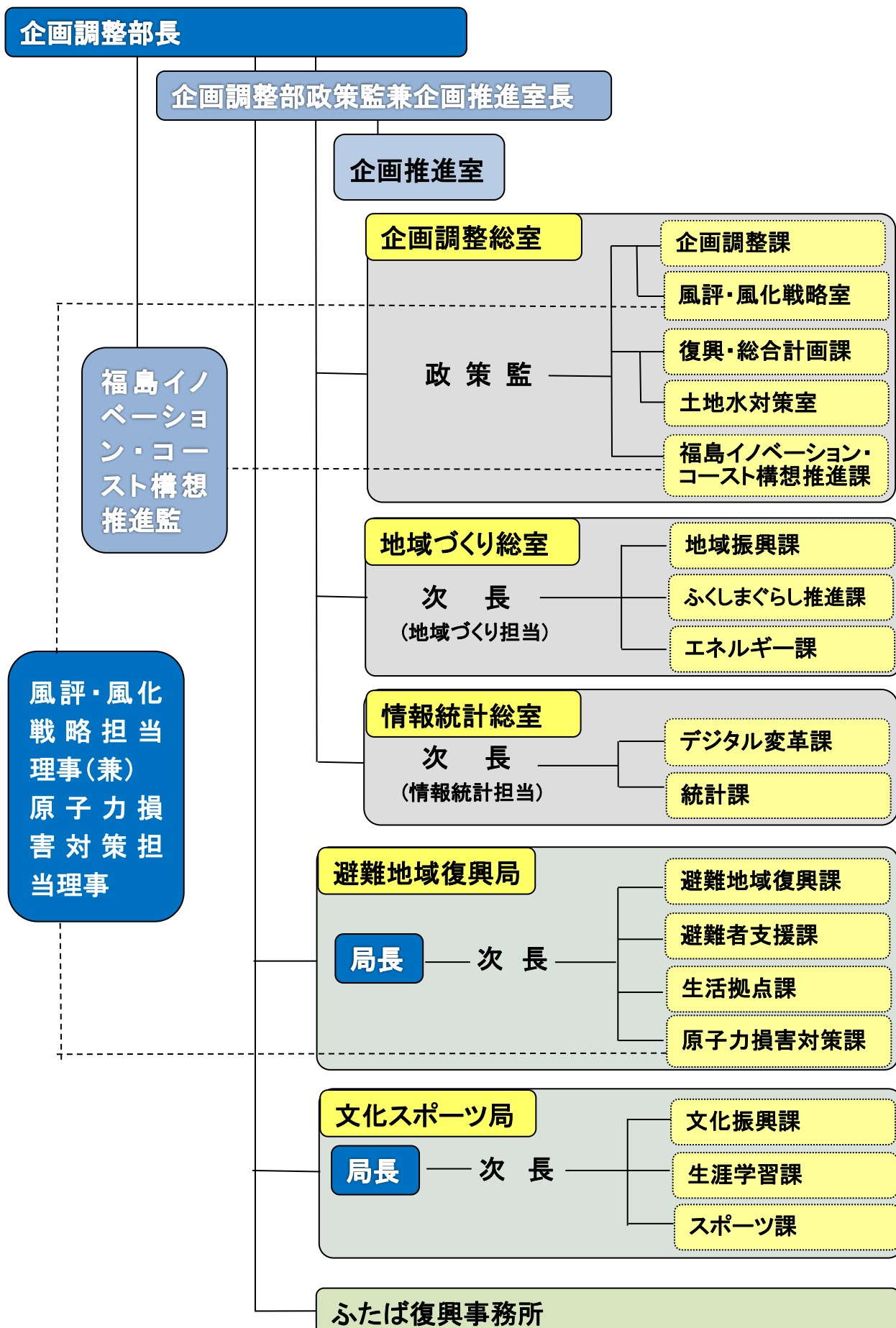
2025 年に J ヴィレッジでサッカー競技が開催される「東京 2025 デフリンピック」を契機に、デフスポーツの体験機会の創出やろう者の文化への理解促進を進めるとともに、大会開催に向けた機運醸成等の一連の取組を通じて、スポーツを通じた共生社会の実現と本県の復興の加速化を図る。

企画調整部の施策イメージ図



第 2 章 企画調整部の執行体制

第1 企画調整部の組織機構



第2 企画調整部の事務分掌

◇ 企画推進室

- 1 政策調整会議に付する協議事項の事前の調査及び調整に関すること。
- 2 各部局間において特に調整を要する事項の総合調整に関すること。
- 3 県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
- 4 その他特に知事から指示された事項に関すること。

◇ 企画調整総室

○ 企画調整課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 新生ふくしま復興推進本部に関すること。
- 4 政策調整会議及び企画推進室員会議に関すること。
- 5 県行政の総合企画及び調整に関すること。
- 6 国の施策等に関する提案・要望に関すること。
- 7 三県知事会議及び近隣県との連携に関すること。
- 8 首都機能の移転に関すること。
- 9 高等教育機関との連携及び調整に関すること。
- 10 民間企業等との包括連携協定に関すること。
- 11 福島復興再生特別措置法に関すること。
- 12 ふたば復興事務所（組織運営に係ることに限る。）に関すること。
- 13 福島県土地開発公社に関すること。
（管理運営の基本的事項に係るものに限る。）
- 14 部内他総室・局の所掌に属しない事務に関すること。

○ 風評・風化戦略室

- 1 東日本大震災による風評及び風化対策に関すること。

○ 復興・総合計画課

- 1 総合計画に関すること。
- 2 復興計画に関すること。
- 3 地方創生・人口減少対策に関すること。

- 4 重点事業に関すること。
- 5 公共事業評価に関すること。
- 6 国土形成計画に関すること。

○ 土地水対策室

- 1 国土利用計画に関すること。
- 2 土地利用基本計画に関すること。
- 3 土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。
- 4 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関すること。
- 5 福島県土地開発公社に関すること。
- 6 水循環の維持に関すること。
- 7 水資源の総合計画及び利用調整に関すること。

○ 福島イノベーション・コースト構想推進課

- 1 福島イノベーション・コースト構想の推進及び総合調整に関すること。
- 2 福島国際研究教育機構（F-REI）に関すること。

◇ 地域づくり総室

○ 地域振興課

- 1 地域づくりの総合企画及び調整に関すること。
- 2 復興特区制度ほか特区に関すること。
- 3 スポーツによる地域活力創造に関すること。
- 4 ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業に関すること。
- 5 福島ゆかりのコンテンツを活用した地域づくりに関すること。
- 6 交通体系の総合企画及び調整に関すること。
- 7 物流の総合的な推進及び調整に関すること。
- 8 地域創生総合支援事業に関すること。
- 9 特定地域（阿武隈、奥会津、F I T）の振興に関すること。
- 10 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- 11 豪雪地域の振興に関すること。
- 12 地域おこし協力隊、復興支援員、過疎地域等政策支援員に関すること。
- 13 特定地域づくり事業協同組合制度に関すること。
- 14 磐梯山ジオパークの推進に関すること。
- 15 地産地消に関すること。
- 16 PPP/PFI の推進に関すること。

○ ふくしまぐらし推進課

- 1 移住・定住の総合企画及び調整に関すること
- 2 移住・定住の推進に関すること。

○ エネルギー課

- 1 エネルギー政策全般の検討に関すること。
- 2 エネルギー政策の調整に関すること。
- 3 電源地域の振興に関すること。
- 4 J ヴィレッジの利活用促進等に関すること。
- 5 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関すること。
- 6 みらいを描く市町村等支援事業（ソフト事業）に関すること。
- 7 みらいを創る市町村等支援事業（ハード事業）に関すること。
- 8 再生可能エネルギー・水素の導入・普及促進に関すること。
- 9 再生可能エネルギー推進ビジョンに関すること。

◇ 情報統計総室

○ デジタル変革課

- 1 デジタル変革及び情報政策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 官民データ利活用推進計画に関すること。
- 3 地域情報化（携帯電話エリア拡大等）に関すること。
- 4 市町村のデジタル変革の推進に関すること。
- 5 福島県情報通信ネットワークシステムの運用管理に関すること。
- 6 情報セキュリティ対策に関すること。
- 7 総合行政ネットワーク（L G W A N）に関すること。
- 8 マイナンバー（社会保障・税番号制度）に関すること。

○ 統計課

- 1 統計の総合調整に関すること。
- 2 統計知識の普及・啓発並びに統計情報の収集、保管及び提供に関すること。
- 3 統計調査員対策に関すること。
- 4 福島県統計協会の指導・育成等に関すること。
- 5 最近の県経済動向、景気動向指数に関すること。
- 6 県民経済計算、市町村民経済計算に関すること。
- 7 産業連関表、高度統計分析に関すること。
- 8 国の基幹統計調査（経常調査）の実施及び公表に関すること。
- 9 国の基幹統計調査（周期調査）の実施及び公表に関すること。
- 10 県の基幹統計調査の実施及び公表に関すること。

◇ 避難地域復興局

○ 避難地域復興課

- 1 避難12市町村の帰還及び復興の支援、移住の推進に関すること。

○ 避難者支援課

- 1 東日本大震災による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整に関すること。

○ 生活拠点課

- 1 応急仮設住宅の供与に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- 2 災害救助法に基づく東日本大震災に係る費用の支弁に関すること。
- 3 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度等に関すること。
- 4 長期避難者等の生活拠点に係る総合調整及び当該生活拠点に関連する環境整備に関すること。

○ 原子力損害対策課

- 1 原子力損害対策に係る総合企画及び調整に関すること。
- 2 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。
- 3 原子力損害の賠償に係る相談に関すること。

◇ 文化スポーツ局

○ 文化振興課

- 1 文化行政の総合企画及び調整に関すること。
- 2 文化芸術の振興に関すること。
- 3 文化振興審議会に関すること。
- 4 文化振興基本計画の進行管理に関すること。
- 5 チャレンジふくしま県民運動に関すること。
- 6 特定非営利活動促進法に関すること。
- 7 NPO等への支援、協働の推進に関すること。
- 8 県文化センター及び（公財）福島県文化振興財団に関すること。
- 9 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業に関すること。
- 10 アートによる新生ふくしま交流事業に関すること。
- 11 ふくしまデジタルアート推進事業に関すること。

- 12 声楽アンサンブルコンテスト全国大会に関する事。
- 13 県総合美術展覧会及び福島県文学賞に関する事。
- 14 大ゴッホ展に関する事。
- 15 ふくしまアート新発見事業に関する事。
- 16 県民の日に関する事。
- 17 県政 150 周年記念事業に関する事。
- 18 文化功労賞、その他文化関係表彰に関する事。

○ 生涯学習課

- 1 生涯学習の総合企画及び調整に関する事。
- 2 生涯学習審議会に関する事。
- 3 生涯学習基本計画の進行管理に関する事。
- 4 生涯学習の推進体制の整備に関する事。
- 5 生涯学習に係る情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 6 県民カレッジ推進事業に関する事。
- 7 東日本大震災・原子力災害伝承館に関する事。
- 8 震災・原発の経験・教訓、復興状況伝承事業に関する事。
- 9 ふくしま海洋科学館及び（公財）ふくしま海洋科学館に関する事。
- 10 次世代につなぐ震災伝承事業に関する事。

○ スポーツ課

- 1 スポーツ行政の総合企画及び調整に関する事。
- 2 スポーツ推進審議会に関する事。
- 3 スポーツ推進基本計画の進行管理に関する事。
- 4 生涯スポーツの振興に関する事。
- 5 競技力の向上に関する事。
- 6 障がい者スポーツの振興に関する事。
- 7 県営体育施設整備及び管理運営に関する事。
- 8 福島県スポーツ推進委員協議会に関する事。
- 9 （公財）福島県スポーツ振興基金に関する事。
- 10 （公財）福島県スポーツ協会に関する事。
- 11 （公財）福島県障がい者スポーツ協会に関する事。
- 12 福島県体育施設協会に関する事。
- 13 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承及び定着に関する事。
- 14 東京 2025 デフリンピックに関する事。

◇ ふたば復興事務所

- 1 電源地域の振興に関すること。
- 2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に関すること。
- 3 福島県市町村電源立地地域対策交付金に関すること。
- 4 福島県市町村特定原子力施設地域振興事業補助金に関すること。
- 5 みらいを描く市町村等支援事業（ソフト事業）に関すること。
- 6 みらいを創る市町村等支援事業（ハード事業）に関すること。
- 7 J ヴィレッジの利活用促進等に関すること。
- 8 避難地域の復興に係る現地調整に関すること。

第 3 章 企画調整部の当初予算

第1 企画調整部当初予算の概要

1 性質別内訳

(単位:千円)

予 算 区 分 性 質 別		令和7年度当初予算額		令和6年度当初予算額		対前年度比較	
		総 額 (A)	割 合 (%)	総 額 (B)	割 合 (%)	増 減 額 (A) - (B) = (C)	延び率 (C) / (B) (%)
I 消費的経費		48,313,542	88.9	44,166,724	87.0	4,146,818	9.4
	人 件 費	2,852,654	5.2	2,604,468	5.1	248,186	9.5
	物 件 費	7,608,152	14.0	6,890,423	13.6	717,729	10.4
	維持補修費	653,775	1.2	347,185	0.7	306,590	88.3
	扶助費等	824,920	1.5	843,006	1.7	△ 18,086	△ 2.1
	補助費等	11,930,410	21.9	9,854,639	19.4	2,075,771	21.1
	出 資 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸 付 金	1,003,500	1.8	1,303,500	2.6	△ 300,000	△ 23.0
	積 立 金	23,440,131	43.1	22,323,503	44.0	1,116,628	5.0
II 投資的経費		5,182,542	9.5	5,771,731	11.4	△ 589,189	△ 10.2
	普通建設事業	5,182,542	9.5	5,771,731	11.4	△ 589,189	△ 10.2
	① 補助事業	2,048,725	3.8	4,443,522	15.7	△ 2,394,797	△ 53.9
	② 単独事業	3,133,817	5.8	1,328,209	2.6	1,805,608	135.9
	災害復旧事業	0	0.0	0	0.0	0	-
	① 補助事業	0	0.0	0	0.0	0	-
	② 単独事業	0	0.0	0	0.0	0	-
IV 公 債 費		860,409	1.6	831,365	1.6	29,044	3.5
部 計 ①		54,356,493	100.0	50,769,820	100.0	3,586,673	7.1
県 全 体 ②		1,281,799,000		1,238,108,000		43,691,000	3.5
占有率①/②(%)		4.2		4.1			

2 総室・局別予算額

(単位:千円、%)

	令和7年度予算額		(左の財源内訳)			令和6年度予算額		対前年度比率	
	総 額	構成 比	一般 財源	国庫 支出金	その他	総 額	一般 財源	総額 (B) (%)	一般 財源 (a)/(b) (%)
	(A)	(%)	(a)			(B)	(b)		
(企画総務費)	74,446	0.1	63,696	0	10,750	55,513	52,328	134.1	121.7
(企画調整費)	1,361,323	2.5	373,998	625,588	361,737	1,252,715	264,692	108.7	141.3
(土地対策費)	42,755	0.1	42,706	0	49	41,990	41,891	101.8	101.9
企画調整総室 計	1,478,524	2.7	480,400	625,588	372,536	1,350,218	358,911	109.5	133.8
(交通物流企画費)	39	0.0	39	0	0	72	72	54.2	54.2
(地域振興費)	10,931,799	20.1	1,421,548	7,940,523	1,569,728	11,019,264	1,316,587	99.2	108.0
(地域政策費)	4,781,203	8.8	132,189	3,730,316	918,698	5,808,625	14,301	82.3	924.3
地域づくり総室 計	15,713,041	28.9	1,553,776	11,670,839	2,488,426	16,827,961	1,330,960	93.4	116.7
(情報政策費)	2,561,973	4.7	2,265,182	122,544	174,247	1,954,049	1,819,162	131.1	124.5
(統計調査総務費)	16,404	0.0	3,686	12,676	42	16,392	3,574	100.1	103.1
(統計調査事業費)	1,213,938	2.2	2,399	1,211,325	214	307,307	2,398	395.0	100.0
情報統計総室 計	3,792,315	7.0	2,271,267	1,346,545	174,503	2,277,748	1,825,134	166.5	124.4
(県民生活対策費)	890,002	1.6	277,537	599,963	12,502	1,078,179	264,829	82.5	104.8
(企画総務費)	8,889	0.0	8,871	0	18	9,333	9,317	95.2	95.2
(生活拠点費)	1,651,165	3.0	0	2,973	1,648,192	1,720,595	0	96.0	-
(避難地域復興費)	21,646,012	39.8	410,530	20,431,487	803,995	20,567,216	501,995	105.2	81.8
(災害救助費)	320,967	0.6	155,394	163,071	2,502	341,444	161,053	94.0	96.5
(元金)	860,409	1.6	672,159	0	188,250	831,365	623,917	103.5	107.7
避難地域復興局 計	25,377,444	46.8	1,524,491	21,197,494	2,655,459	24,548,132	1,561,111	103.4	97.7
(県民生活対策費)	217,866	0.4	91,825	103,197	22,844	278,996	49,366	78.1	186.0
(障がい福祉総務費)	47,057	0.1	41,399	5,658	0	53,397	47,731	88.1	86.7
(社会教育総務費)	496,321	0.9	234,408	232,467	29,446	515,393	241,200	96.3	97.2
(文化振興費)	75,099	0.1	45,122	20,340	9,637	62,214	31,934	120.7	141.3
(文化センター費)	2,802,096	5.2	485,411	0	2,316,685	1,013,934	400,052	276.4	121.3
(ふくしま海洋科学館費)	1,017,235	1.9	671,182	53,283	292,770	955,794	635,675	106.4	105.6
(保健体育総務費)	5,090	0.1	5,090	0	0	5,177	5,177	98.3	98.3
(体育振興費)	409,919	0.8	219,922	122,573	67,424	384,348	236,898	106.7	92.8
(体育施設費)	268,201	0.5	262,565	5,636	0	36,095	30,695	743.0	855.4
文化スポーツ局 計	5,338,884	9.8	2,056,924	543,154	2,738,806	3,305,348	1,678,728	161.5	122.5
職員費	2,656,285	4.9	2,485,152	170,361	772	2,460,413	2,285,953	108.0	108.7
職員費 計	2,656,285	4.9	2,485,152	170,361	772	2,460,413	2,285,953	108.0	108.7
企画調整部 計	54,356,493	100.0	10,372,010	35,553,981	8,430,502	50,769,820	9,040,797	107.1	114.7

第2 企画調整部の重点、主要事業

※「重点事業 全事業一覧」から抜粋

1 避難地域等復興加速化プロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
① 安心して暮らせるまちの復興・再生					
1	避難地域復興拠点推進事業	継続	避難地域復興局 避難地域復興課	原子力災害からの復興を推進するため、避難地域12市町村の復興計画等に定められた復興・再生及び帰還等を推進するための復興拠点づくりを支援する。	225,464
② 産業・なりわいの復興・再生					
1	福島県事業再開・帰還促進事業 交付金事業	継続	避難地域復興局 避難地域復興課 原子力損害対策課	住民や事業者が帰還を決定しやすい環境を整備するため、避難地域自治体が多様な事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組（プレミアム付商品券の発行事業、商工会等が連携して実施する集客効果を高めるためのイベント事業）に対し、交付金を交付する。	158,150
③ 魅力あふれる地域の創造					
1	福島国際研究教育機構連携推進事業	一部新規	企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課	F-REIと地域との様々な形での連携を促進するため、福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携したコーディネート活動、情報発信や県内各地域でのF-REI座談会の実施などに取り組む。	43,026
2	ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業	継続	企画調整部 地域振興課	避難地域の復興や人口減少が進む中、子どもたちを安心して産み育て、スポーツに親しむ環境をつくることは重要であり、サッカーを通じた子どもたちの体力づくり、健全育成を図る。また、復興のシンボルであるJヴィレッジを核とした活力創出、サッカーの振興を図ることで、双葉地域を始めとする本県のサッカーを通じた地域活性化を図る。	19,833
3	Jヴィレッジ利活用促進事業	一部新規	企画調整部 エネルギー課	本県復興のシンボルであるJヴィレッジを地域交流や復興発信の拠点として、幅広く利活用を図るとともに、指定管理者制度によりJヴィレッジ全天候型練習場の管理運営を行う。	214,400
4	東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業	一部新規	文化スポーツ局 生涯学習課	東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」）が複合災害の記録とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、後世に継承・発信するため指定管理者に管理運営を委託する。また、伝承館を核とした周辺市町村の震災伝承施設等と連携した情報発信することで、風化防止・風評払拭を図る。	426,300

2 人・きずなづくりプロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
② 復興を担う心豊かなたくましい人づくり					
1	アートによる新生ふくしま交流事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	県内の子ども達に将来「新生ふくしま」を推進する人材として活躍してもらうため、アーティストを講師として学校等に派遣し、子ども達とアーティストが楽しく交流しながら創作活動を行うことで、文化芸術による心豊かな成長と創造力や感性を育む機会を提供する。	9,632
2	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	一部新規	文化スポーツ局 生涯学習課	県内外の小中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒が、学習活動で伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行う。	32,176
3	次世代へつなぐ震災伝承事業	一部新規	文化スポーツ局 生涯学習課	語り部団体等のネットワーク化や、人材育成、県外等への語り部派遣を行うことで、語り部等の持続的な活動の仕組みづくりに取り組み、次世代への震災の記憶と教訓の伝承につなげていく。	24,992
4	震災・原発の経験・教訓、復興状況伝承事業	継続	文化スポーツ局 生涯学習課	東日本大震災・原子力災害を経験していない子ども達が年々増加している中、復興・再生に邁進している団体等に対する取材を通して、子ども達がふるさとの良さや未来について考え、ふるさとへの愛着心を育みながら、自分の言葉で新聞にまとめ、福島復興を国内外に広く発信する。	7,715
5	地域連携型人材育成事業（双葉地区教育構想）	継続	文化スポーツ局 スポーツ課	「真の国際人として社会をリードする人材の育成」を基本目標とする双葉地区未来創造型リーダー育成構想の一環として、バドミントン・レスリング競技の専任コーチを招聘・国内トップレベルの指導を行い、世界を舞台に活躍できる人材（スポーツ・スペシャリスト）の育成を目指す。	26,063
④ ふくしまをつなぐ、きずなづくり					
1	ふくしま復興促進連携事業	継続	企画調整部 企画調整課	東日本大震災の犠牲者を追悼するとともに、県内でのシンポジウムや首都圏で他県や東京都と連携したフォーラムを開催することで、復興に向けた意識の醸成や震災の風化防止、風評払拭を図る。	30,067

2	風評・風化対策強化事業	継続	企画調整部 風評・風化戦略室	根強い風評と時間の経過とともに進む風化等に対し、各部局の取組等を連携・強化し、相乗効果を創出できるよう企画・調整することで、国内外に向けて福島の詳細な情報や魅力などを戦略的かつ効果的に発信し、風評・風化対策の一層の強化を図る。	101,641
3	ふくしま元気創造・発信イベント事業	継続	企画調整部 地域振興課	県内の子どもたちが、注目度の高いファッションイベントに参加し、その様子や福島の魅力を広く発信・PRすることで、本県への風評払拭を図る。	8,000
4	避難地域への移住促進事業	一部新規	避難地域復興局 避難地域復興課	避難地域12市町村への移住を促進するため、ふくしま12市町村移住支援センターを中心に、戦略的な情報発信、移住希望者の呼び込みや定着のための受入体制強化の支援などに加え、移住に要する一時的な費用負担等の軽減を目的に、移住者に対し支援金の給付を行う。	1,353,181
5	歩いて楽しむ復興探究事業	継続	避難地域復興局 避難地域復興課	避難地域12市町村において、復興の実情や地域の景観等を多くの人に実感してもらうため、歩いて復興の状況に触れることのできるモデルコースづくりや、イベントの開催等を実施する。	20,000
6	ふるさと・きずな維持・再生支援事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生に向け、NPO法人等が実施する復興支援、風評払拭及び中間支援等の取組を通じて、本県のきずなの維持、再生を図る。また、復興に意欲のある企業やNPO法人等、行政が地域の課題解決を検討する機会を設け、復興に向けた協働事業の創出を図る。	88,616
7	「地域のたから」民俗芸能総合支援事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	民俗芸能団体に公演の機会を提供するとともに、各団体の実情に応じた支援を行うことにより、民俗芸能の継承を図り、地域住民の絆の維持やふるさとへの誇りの醸成につなげる。	20,340
8	東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー事業	継続	文化スポーツ局 スポーツ課	東京オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーの継承に向け、あづま球場における各種大会の誘致やアスリートとの交流、都市ボランティアの活動機会の提供等に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大と本県の復興の加速化を図る。	16,411

3 安全・安心な暮らしプロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
① 安全・安心に暮らせる生活環境の整備					
1	避難者住宅確保・移転サポート事業	継続	避難地域復興局 生活拠点課	応急仮設住宅で避難生活を送る避難者に対し、住宅再建等に関する意向確認を行い、避難者が抱える課題を早期に発見し、必要な支援につなげる。 また、早期に新たな住宅に円滑に移行ができるよう、物件探しや契約時の書類作成などの支援を行うことにより、避難者の生活再建を後押しする。	14,501
2	災害救助法による救助	継続	避難地域復興局 生活拠点課	災害救助法に基づき、市町村及び受入自治体と連携して、東日本大震災及び原子力災害により被災した県民に対し、応急救助として応急仮設住宅を供与する。	290,062
② 帰還に向けた取組・支援、避難者支援の推進					
1	帰還促進強化支援事業	新規	避難地域復興局 避難地域復興課	帰還困難区域等からの避難者の帰還促進を強化するため、帰還困難区域を抱える7市町村が行う住宅再建に向けた取組を支援する。	405,000
2	母子避難者等高速道路無料化支援事業	継続	避難地域復興局 避難者支援課	原子力災害による国の母子避難者等高速道路無料措置に伴い、各高速道路会社に対し、国の交付金を活用して減収分を補填する。	22,067
3	ふるさとふくしま交流・相談支援事業	継続	避難地域復興局 避難者支援課	東日本大震災及び原子力災害により県内外に避難を継続している県民に対して、避難者の個別課題の把握と解決を図り、関係機関や民間団体等と連携しながら、避難者の生活再建や帰還に結び付けるため、相談対応や戸別訪問、交流機会の提供などを実施する。	620,993
4	ふるさとふくしま情報提供事業	継続	避難地域復興局 避難者支援課	東日本大震災及び原子力災害により避難を継続している県民が、古里とのつながりを維持し、生活再建や帰還に結び付くよう情報提供を行う。	192,850
5	避難市町村生活再建支援事業	継続	避難地域復興局 生活拠点課	応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された区域からの避難世帯のうち、東京電力の家賃賠償が平成30年3月末で終了した世帯等の家賃等の負担を軽減するとともに、生活再建に関する意向を確認し、必要な支援を行う。	776,406

6	ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業	継続	避難地域復興局 避難者支援課 生活拠点課	原子力災害により県内外の応急仮設住宅等に入居している世帯が避難元市町村内に安定した住まいを確保できるようにするため、各市町村が行う移転費用支援事業に対し、その事業費を補助する。	12,449
7	原子力賠償被害者支援事業	継続	避難地域復興局 原子力損害対策課	原子力災害による被害者の円滑かつ迅速な賠償請求を支援するため、弁護士による法律相談を始めとする事業を実施する。	5,554
8	生活拠点コミュニティ形成支援事業	継続	避難地域復興局 生活拠点課	復興公営住宅のコミュニティの維持・形成のために、コミュニティ交流員を配置し、入居者同士や地域住民との交流活動を支援する。	150,959
9	災害見舞金の交付	継続	避難地域復興局 生活拠点課	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、東日本大震災による被災者に対し、災害弔慰金等を支給するとともに、災害援護資金の貸付を実施する。	30,688

4 産業推進・なりわい再生プロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
② 新たな産業の創出・国際競争力の強化					
1	福島イノベーション・コースト構想推進事業	一部新規	企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課	福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、中核的な機関である福島イノベーション・コースト構想推進機構や国・市町村・大学等多様な主体との連携により構想を推進する。	701,967

5 輝く人づくりプロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
② 健康長寿社会の実現					
1	チャレンジふくしま県民運動推進事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	「人も地域も笑顔で元気なふくしま」を実現するため、健康、運動、食、文化等の関係団体が連携し、県民一人一人の日常的な健康づくりの実践のみならず、地域全体の盛り上がりにつながるよう、多面から健康への気付きやきっかけづくりの提供等を行う。	30,204
④ 誰もが活躍できる社会の実現					
1	eスポーツによる「ふくしま」活性化事業	一部新規	企画調整部 地域振興課	若年層へ高い訴求力を持つほか、年齢、性別やハンディキャップの有無などを越えて楽しむことができるeスポーツの認知を広げつつ、多様な交流機会を創出し、地域の活性化を図る。	9,545
2	東京2025デフリンピック関連復興推進事業	一部新規	文化スポーツ局 スポーツ課	Jヴィレッジでサッカー競技が開催される東京2025デフリンピックに向けて、カウントダウンイベントやメディアによる情報発信を通じて機運醸成を図るとともに、子ども観戦招待や選手団の歓迎イベントなどおもてなしの取組を実施し、デフスポーツやろう者文化への理解促進と復興の加速化を図る。	84,488
3	ともに、つながる。ふくしまスポーツ交流事業	新規	文化スポーツ局 スポーツ課	「パラアスリート等によるスポーツ教室」や障がいのある人となない人がともに楽しむことができる「インクルーシブなスポーツ体験」を開催し、障がいのある人となない人が、スポーツを楽しみながら、互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指す。	10,352

6 豊かなまちづくりプロジェクト

整理 番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
① 安全・安心で魅力的な暮らしの実現					
1	ふくしまプロスポーツ地域活力創出事業	一部新規	企画調整部 地域振興課	スポーツに親しむ機会の創出による、心豊かな暮らしやゆとりと潤いのある暮らしの実現と、福島の子どもの夢の実現、心と身体の充実、交流人口の拡大を目指し、県内の各プロスポーツチームと連携した事業を実施する。	101,971
2	JFAと連携した人材育成事業	継続	企画調整部 地域振興課	サッカーを通じた選手育成・人材育成の環境整備のため、JFAからふたば未来学園高校サッカー部へ常勤指導者を派遣し、チームの指導を行うとともに、県内の子どもたちに対して、JFAアカデミー生によるサッカー教室等を実施する。	23,825
3	デジタル変革（DX）推進事業	一部新規	企画調整部 デジタル変革課	データ連携基盤を活用した新たなサービスを構築するなどスマートシティの取組を進めるとともに、市町村へのアドバイザー派遣による人的支援や補助金による財政支援、デジタルデバイドの解消等を行い、本県のデジタル変革の推進を図る。	472,007
4	ふくしまアート新発見事業	新規	文化スポーツ局 文化振興課	2026年及び2027年に開催される大ゴッホ展に向けた機運を醸成するとともに、県内にある美術館や博物館などを気軽に訪れ、直接アートに触れる機会を創出することにより、アートを通してふくしまの新たな魅力を発見し、潤いのある心豊かな暮らしの実現を図る。	19,491
5	声楽アンサンブルコンテスト全国大会開催事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	全国トップレベルの声楽アンサンブルグループによるコンテストを開催し、音楽文化の更なる発展を図るとともに、歌うことの楽しさや「合唱王国ふくしま」を全国に発信する。	19,198
6	国際芸術鑑賞事業	継続	文化スポーツ局 文化振興課	県政150年、震災15年の節目に、ゴッホの作品を鑑賞する機会を提供し、県民に感動と元気を届けるとともに、未来を担う子どもたちの育成につなげる。	2,157
7	子ども音楽体験支援事業	新規	文化スポーツ局 文化振興課	東日本大震災直後から本県の復興を支援し、令和6年に県との包括連携協定を締結した日本フィルハーモニー交響楽団と連携し、県内の子どもたちを対象としたアウトリーチ活動を行うことで、音楽を通じた文化振興、福島県の未来を担う人材育成を行う。	2,759
8	スポーツふくしま普及啓発・住民参加事業	継続	文化スポーツ局 スポーツ課	市町村やスポーツ関係団体などで構成する会議の実施や、スポーツイベントの県内各地での開催、スポーツボランティアの更なる育成を図るとともに、地域でのスポーツ活動の受け皿として期待される、総合型地域スポーツクラブへの支援を通じて「福島県スポーツ推進基本計画」に基づく生涯スポーツ活動の促進を図る。	13,040
9	スポーツふくしまビルドアッププロジェクト	継続	文化スポーツ局 スポーツ課	国スポ等で上位入賞できる県内競技団体の「強化」に加え、キッズ・ジュニア世代の重点的な「育成」、潜在能力が高く将来性のある選手の「発掘」に取り組み、「発掘・育成・強化」の一体的な推進による持続的な本県スポーツ競技力の向上を図る。	113,562
② 環境と調和・共生する暮らしの実現					
1	再生可能エネルギー普及拡大事業	一部新規	企画調整部 エネルギー課	本県を名実ともに再生可能エネルギー先駆けの地とするため、地域と共生する再生可能エネルギー事業の立ち上げを事業ステージに応じて支援するとともに、地域における導入を促進する。	1,556,510
2	再生可能エネルギー地産地消支援事業	継続	企画調整部 エネルギー課	県内の住宅等に住宅用太陽光発電設備や蓄電池等を設置する個人に対する支援や、県と環境省で締結した連携協定に基づき、「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の実現のため、脱炭素事業に取り組む民間事業者等に対する支援を実施する。	1,047,109
3	脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業	一部新規	企画調整部 エネルギー課	県内における水素ステーションの整備拡大、水素モビリティの導入拡大に向けた支援等を実施する。	819,097
4	再生可能エネルギー復興支援事業	継続	企画調整部 エネルギー課	福島新エネ社会構想に基づく取組として阿武隈山地・沿岸部における再エネ発電設備や共用送電線等の導入支援を行う。	1,357,637
③ 過疎・中山間地域の振興					
1	人口減少対策加速化事業	新規	企画調整部 復興・総合計画課	人口減少は喫緊の課題であり、県全体で対策を講じていく必要があるため、地域の実情を熟知する地方振興局が、地域の特色を最大限に生かし、本庁事業と連携して戦略的に事業を展開することで、今以上に人口減少対策の推進を図る。	140,000

2	地域創生総合支援事業	一部新規	企画調整部 地域振興課	地域が有する個別課題に機動的かつ柔軟に対応するとともに、地域振興のための事業を支援することにより、個性と魅力あふれる地域づくりを総合的・効果的に推進する。	832,468
3	小さな拠点・地域運営組織形成支援事業	一部新規	企画調整部 地域振興課	地域の持続的な運営を推進するため、地域住民が主体となり生活機能の維持・確保をしていくための地域運営の新たな仕組みである小さな拠点づくりとその運営組織である地域運営組織（RMO）の形成を支援する。	4,400
4	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	継続	企画調整部 地域振興課	只見川電源流域の振興を図るため、奥会津7町村及び只見川電源流域振興協議会が、「自然のなかに暮らすいとなみ、100年先のみらいへ」を基本理念として実施する地域活性化の取組を支援する。	200,187
5	市町村復興・地域づくり推進事業	継続	企画調整部 地域振興課	地域づくりの担い手等を対象としたスキルアップ研修や担い手同士の交流会等を行い、地域協力活動等に取り組んでいる担い手の支援等を行う。	45,449
6	特定地域づくり推進事業	継続	企画調整部 地域振興課	人口急減地域における地域の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立初期段階における安定的運営のために市町村が実施する取組を支援する。	5,400

8 魅力発信・交流促進プロジェクト

整理番号	事業名	区分	担当部局 担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
① 移住・定住の促進					
1	ふくしま移住支援金給付事業	一部新規	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	首都圏から本県への移住を促進し、担い手の確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす移住者に対する移住支援金等を給付するため、市町村に補助金を交付する。	291,869
2	人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖事業	新規	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	福島との関係性が薄い層をターゲットとして、地域キーパーソンと連携した首都圏セミナーや、県内で福島県のヒト・モノ・コトを体験する「MyふくしまUp Dateツアー」を開催し、福島県の魅力を発信することで新たな関係人口の創出・拡大を図る。	25,571
3	「転職なきふくしまぐらし。」推進事業	一部新規	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	テレワークを切り口とした関係人口創出等を図るため、個人を対象に県内でのテレワークとくらし体験の支援や、首都圏企業を対象とした地域体験・滞在型テレワーク機会の提供等を通じて、本県のテレワーク環境の魅力発信と地域と個人・企業との継続的な関係性を構築し、将来的な移住に結びつける。	134,399
4	福島に住んで。移住・定住促進事業	継続	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	多様なイベントやセミナーを開催し、関係人口の拡大を図るとともに、移住者等の受入体制を整備する。さらに、WEB媒体等を活用しながら本県の魅力を積極的かつ効果的に発信することで、本県への移住を促進する。	119,687
5	パラレルキャリア人材共創促進事業	継続	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	震災からの復興、過疎の進行など地域課題や事業課題を抱える県内事業者と、高い専門性・地方貢献意欲を有する首都圏等の副業人材や地方創生・CSV等に積極的な首都圏企業とのマッチングを通じて、課題の解決とともに、両者の交流から生まれる関係人口づくりと、移住のきっかけづくりを促進する。	47,438
6	ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業	継続	企画調整部 ふくしまぐらし推進課	首都圏に在住する本県出身の若者を対象に、大規模交流会等の開催やオンラインコミュニティの運用により、本県と関わる機会の提供やUターン潜在層におけるコミュニティの形成等を図り、将来的なUターンを促進する。	35,000
② 交流人口の拡大					
1	ふくしま「ご縁」継続・発展プロジェクト	継続	企画調整部 企画調整課	連携協定を締結するなどご縁のある企業等が、福島県の復興支援、風評風化対策などの情報発信、福島県への人の呼び込み等に取り組む場合、その取組に対する支援を行うとともに、企業への訪問等によりPRを実施し、新たな「ご縁」の創出に取り組む。	5,754
2	人口減少対策連携・共創推進事業	新規	企画調整部 復興・総合計画課	令和7年度を始期とする第3期ふくしま創生総合戦略に掲げる取組を着実に推進し、人口減少対策に危機感を持って、オール福島で対応するため、①官民連携・共創基盤の創設、②庁内連携体制の強化、③エビデンスに基づく政策形成能力の強化に取り組む。	42,596
3	福島ゆかりのコンテンツによる地域活力創造事業	継続	企画調整部 地域振興課	特撮等の福島ゆかりのコンテンツを地域の宝として有効に活用し、「福島ならではの」の交流人口拡大や人材還元促進に取り組むことで、福島県全域の活力創造を目指す。	36,929

福島国際研究教育機構連携推進事業

43百万円

(昨年度予算58百万円)

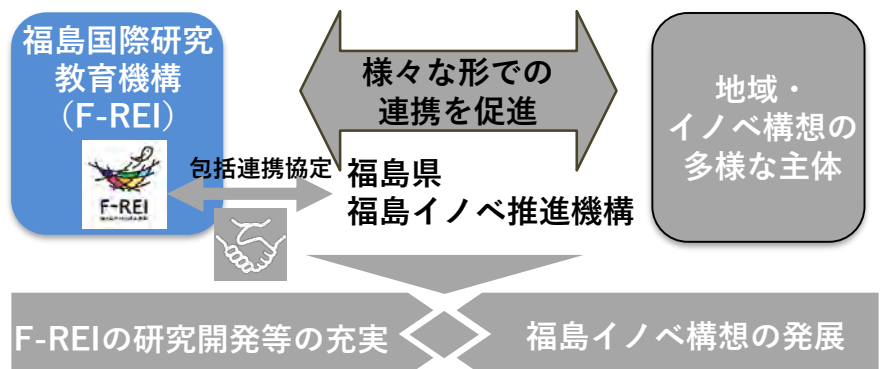
福島県 福島イノベーション・
コース構想推進課
Tel: 024-521-7928

1 事業の概要

- 令和5年4月、国は、世界に冠たる創造的復興の中核拠点として、福島県浪江町に、福島国際研究教育機構（F-REI）を設立
- 福島イノベーション構想を更に発展させるためには、F-REIと構想を担う多くの主体が緊密に結び付き、新産業を生み出すF-REIの研究開発等の取組が、地域と共に進んでいくことが重要。このため、令和6年6月には、県とF-REI、福島イノベーション推進機構の間で研究開発・イノベーション構想の推進等に関する連携協定を締結
- 県は、F-REIと地域との様々な形での連携を促進するため、福島イノベーション推進機構と連携したコーディネート活動、情報発信や県内各地域でのF-REI座談会の実施などに取り組む

2 期待される効果

F-REIの研究開発等の活動の充実、F-REIの設置効果の広域的な波及、福島イノベーション構想の更なる発展



3 事業の内容

(1) F-REIと地域とのコーディネート活動

F-REIと地域との様々な形での連携を促進するため、R6年度に引き続き、福島イノベーション機構と協力し、F-REI・地域双方の情報収集、仲介・相談等の活動を行うとともに、新たにF-REIと地域とが連携した取組の組成を積極的に支援するなど、コーディネート活動を強化する

(2) F-REI・福島イノベーション構想の情報発信

広報媒体等を活用し、F-REIとイノベーション構想の取組を併せて情報発信するなど、広報活動を強化する

(3) イノベーション構想参画促進セミナー・F-REI座談会の開催

R6年度に引き続き、F-REIと協力し、県内各地でイノベーション構想参画促進セミナー・F-REI座談会を開催する



F-REIと地域
とのコーディネ
ート活動



F-REI・イノベ
構想の情報発信



イノベセミナー
F-REI座談会の
合同開催



J ヴィレッジ利活用促進事業

214,400千円
(R6当初:180,498千円)

エネルギー課



【事業目的】

◆Jヴィレッジの利活用促進を図り、復興状況・魅力の発信、双葉地方の交流拠点機能強化、スポーツ文化の発展、交流人口の拡大及びJヴィレッジ全天候型練習場の適正な管理を行う。

①復興の姿、本県の魅力を発信

②双葉地域の交流拠点

→その役割を持続的に果たすため、施設の③基盤強化を図る。

<R6からの変動要因>

- ALPS処理水の放出による、風評被害の発生。
→継続した情報発信が必要
- デフリンピック、インターハイ男子サッカー競技（2年目）の開催
→ブランド力強化、認知度拡大、環境整備が必要

【事業の方向性】

①情報・魅力の発信

- 大会やイベント等の開催・誘致を通じ、県内外の来場者に復興・本県の魅力を発信。
- 更なる認知度向上を図りつつ、主軸となるサッカー合宿をはじめ、新規マーケットの開拓のための誘客策を強化。

②交流拠点化

- 「サッカーの聖地」としての認知度・ブランド力を高める事業を実施。
- 地域住民に向けたイベントを実施し、地域間交流を促進。

③基盤強化

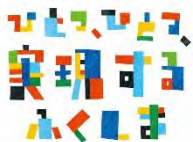
- 施設所有者が行う、老朽化する施設の修繕・整備を支援。
- 各種大会等に対応するための環境整備を実施。

⇒稼働率向上・来場者増加により、**双葉地域の復興・周遊促進を牽引**

小事業1：J ヴィレッジ利活用促進事業 [203,798千円] (主要事業)

① 情報・魅力の発信		② 交流拠点化	③ 基盤強化
復興推進関連事業 J ヴィレッジから広める福島安全安心PR事業 (20,852千円) 国庫、一財(復興特交) 地域の魅力や農林水産物の安全性等をJヴィレッジに訪れた様々な主体にPRし、風評の払拭及び復興の姿を広く発信。	復興推進関連事業 復興のシンボル情報発信事業 (11,000千円) 復興基金 復興の姿を多くの主体へ伝えるため、新規マーケットの開拓、SNSを活用した情報発信を行い各種マーケットの需要を喚起し、地域への更なる誘客を図る。		(一財)福島県電源地域振興財団事業費補助金 (79,668千円)国庫 県電源地域振興財団が実施するJヴィレッジ施設修繕等を支援。
	東京国際ユース連携事業 (5,000千円) 復興基金 Jヴィレッジで開催予定の「2025東京国際ユース(U-14)サッカー大会」に合わせ、県産品マルシェの実施及び参加選手へ復興状況を発信(ホープツーリズムの実施)。		
	サッカー合宿促進事業 (20,054千円) 国庫 「サッカーの聖地」Jヴィレッジにおけるサッカー合宿への補助を通して、誘客及び復興状況等の発信を行う。		
	インターハイ関連事業 (15,879千円) 国庫 インターハイ男子サッカー競技開催に合わせ、本県の先進的取組や魅力発信を行うとともに、大会の盛り上げを行う。		
	 復興推進関連事業 J ヴィレッジ交流促進事業 (20,000千円) 国庫 Jヴィレッジの認知度向上、双葉地域の交流人口拡大促進イベント		
	復興推進関連事業 J ヴィレッジ復興事業補助金 (25,550千円) 復興基金、寄附金 (株)Jヴィレッジが実施する「Jヴィレッジに多くの主体を誘客するための取組」等に対する支援。(コンテンツの充実・造成、環境整備、販売促進ツールの造成 等)		

小事業2：J ヴィレッジ全天候型練習場維持管理運営事業 [10,602千円] (指定管理委託：R5.4.1～R10.3.31)



ふくしま復興促進連携事業

30,067,千円
(29,248千円)

福島県 企画調整課
Tel: 024-521-8627

事業の内容

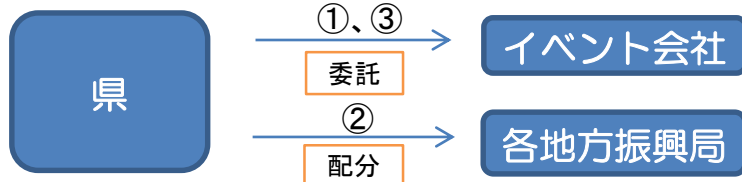
背景・目的・概要

東日本大震災の犠牲者を追悼するとともに、県内でのシンポジウムや首都圏で他県や東京都と連携したフォーラムを開催することで、復興に向けた意識の醸成や震災の風化防止、風評払拭を図る。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

1. 3. 11 ふくしま追悼復興祈念行事 (28,293千円)
2. 4県復興促進連携事業 (1,774千円)

1.



2.



事業イメージ

1. 3. 11ふくしま追悼復興祈念行事

東日本大震災の犠牲者を追悼するとともに、県民を始め、国内外の多くの方々と、本県の復興に向けた思いを新たにするための行事を開催する。

- ①東日本大震災追悼復興祈念式（2026.3.11）
- ②キャンドルナイト
- ③ふくしま復興とSDGsを考える県民シンポジウム



2. 4県復興促進連携事業

被災4県（福島・宮城・岩手・青森）と東京都が協力し、風化防止や風評払拭につながる情報発信イベントを開催し、被災地の復興状況や継続的な支援の必要性等についての理解促進を図る。

- ・被災4県：復興状況や支援への感謝を発信
 - ・東京都：継続的な復興支援の取組を発信
- 東日本大震災復興フォーラム（東京都内）





事業の内容

背景・目的・概要

根強い風評と時間の経過とともに進む風化、廃炉の取組に関する影響に対し、「風評・風化対策に関する情報発信分析事業」の結果を踏まえながら、「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき各部局（風評・風化対策プロジェクトチームメンバー）が実施する風評対策の取組等の連携を強化し、相乗効果を創出できるような取組を当室が企画・調整することで、国内外に向けて福島の正確な情報や魅力などを戦略的かつ効果的に発信し、風評・風化対策の一層の強化を図る。

(1) 風評・風化対策事業の実施

○まるごとふくしまウィーク事業【49,039千円】

ふくしまの正確な情報や魅力等を、体験や学びを通じて、集中的かつ複合的に発信する「まるごとふくしまウィーク」を設定し、大消費地において情報発信を行う。

○ふくしまの魅力・情報発信連携事業【37,802千円】

大消費地かつインバウンド客が多く集まる首都圏や関西圏などにおいて、各部局が風評・風化対策のための情報発信を行う機会を創出することや、市町村等と連携し、ふくしまの安全・安心とその魅力等を切れ目なく複合的に情報発信を行う。

(2) 風評・風化対策事業等の分析

○風評・風化対策に関する情報発信分析事業【5,612千円】

県等が行う風評・風化対策に関する情報を多面的に分析するとともに効果の検証を実施し、それらの結果を踏まえ改善策を提案する。

(3) 各部局が実施する風評・風化対策事業との連携・調整

○風評・風化対策プロジェクトチーム【9,188千円】

風評払拭や風化防止に向けた各部局の取組を横断的に連携・調整し、戦略的に風評・風化対策を実施する。

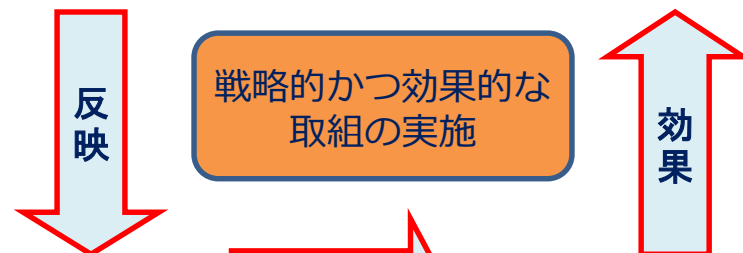
事業イメージ

(1) 風評・風化対策

＜大消費地における取組＞

まるごとふくしまウィーク事業

ふくしまの魅力・情報発信連携事業



(2) 分析

風評・風化対策に関する情報発信分析事業

- ① 北海道、隣接県、首都圏、関西、東海、九州及び本県を調査地域とした定量調査を年2回実施(回収目標数各回3,500)する予定。

- ② ①を踏まえた県の風評・風化対策の総括及び改善提案を行う。

(3) 連携・調整

風評・風化対策プロジェクトチーム

風評・風化対策PT

風評払拭や風化防止に向けた各部局の取組を横断的に連携・調整する。

事業内容

東京ガールズコレクション(TGC)を運営する(株)W TOKYO等と連携し、イベントにおいて、福島県内の小学生(ふくしまキッズモデル)と県内出身のTGCMデル(本県出身モデルを含む)が出演するファッションショーを開催。

イベントやW TOKYOが運営するHP、TGCMデルのSNSを通じて、風評払拭を目的とした発信を行う。

時期	6月上旬	6月下旬	7月上旬	7月中旬	7月下旬～8月上旬
内容	・リリース&募集開始	・書類審査	・二次オーディション	・ウォーキングレッスン	・ファッションショー
対象人数	約84,000名	約800名	約150名	約10名	約10名
発信	—	—	—	・TGCMデル SNS ・girlswalker	・TGCMデル SNS ・girlswalker

①キッズモデル選考

県内の全小学生にチラシを配布。「福島
の好きなところ」「福島をどうPRしたいか」
の記載を含む応募様式とし、郷土の魅
力を考えてもらうきっかけに。



②ウォーキングレッスン

TGCMデルと事前にウォーキングレッスン。
「子ども達がTGCMデルに福島の好きなところを教えて
あげる」企画も実施。その様子や本県の魅力について、
TGCMデルのSNSやgirlswalkerで発信。



③ファッションショー

・TGCMデルとキッズモデルがウォーキング・(副)知事から復興
状況等発信
・福島「好きなところ」をステージ上で子ども達の言葉で発信
・人気アーティストと福島キッズモデルの共演
・TGCMデルのSNSやgirlswalkerにて発信するほか、
多くの媒体で発信



目的

○注目度が高いイベントやHP、SNSを通じて、県の魅力を発信しながら風評払拭を図る。

○子どもたちが、本県の魅力を発信する機会を設けることで、郷土の魅力を再確認し、福島への愛着心を醸成する。



ファッションショー・魅力PR
(注目度が高い発信の場合)

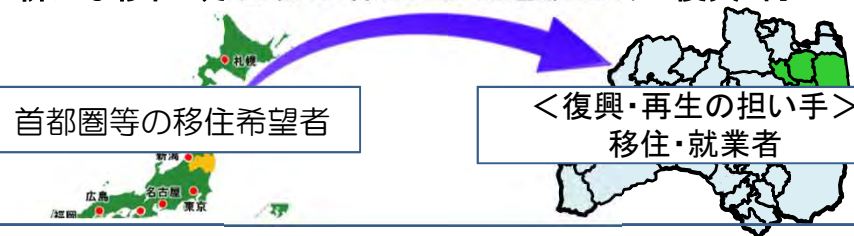
効果

・風評払拭
・郷土の魅力再確認
& 愛着心醸成

事業の背景

避難地域では帰還を促進する施策を中心に進めていたが、それだけでは避難地域の復興・再生に限界があることから、国及び県が12市町村と一体となった体制を構築して、移住促進事業を実施することで、12市町村へ新たな活力を呼び込む。

新たな移住・定住者の増加による避難地域の復興・再生



事業の概要

■避難地域への移住促進事業<759, 160千円>

12市町村に全国から移住者を呼び込むため、移住希望者への情報発信やツアーやセミナーを行うとともに、地域における受入体制の整備等を行う。

- ① ふくしま12市町村移住支援センターの運営
- ② 移住関心層への情報発信
- ③ 移住希望者の呼び込み
- ④ 定着支援
- ⑤ 移住促進施策の磨き上げ ※ほか事務経費304千円含む

■移住支援金給付事業<594, 021千円>

12市町村の復興を担う人材の移住・定住を促進するため、移住者に対し、移住支援金・起業支援金を給付する。

- ⑥ 移住支援金等給付事業 ※ほか事務経費2,337千円含む

R7事業内容

① ふくしま12市町村移住支援センター等の運営(229, 499千円)

- ・移住促進に係る情報の集約・蓄積・共有
- ・個別市町村に対する支援(移住促進に係る住まい対策事業)
- ・広域化による効率的な事業の実施(企業連携の強化)
- ・専門的知見の活用

② 移住関心層への情報発信(353, 337千円)

- ・インターネット等(ポータルサイト、SNS等)を活用した情報発信
- ・知事と移住者によるトークセッションの開催
- ・移住促進のための求人情報発信
- 新** 女性をはじめとした多様な人材の働きやすい環境づくりの支援

③ 移住希望者の呼び込み(83, 970千円)

- ・移住者による起業促進強化
- ・移住ツアー、移住セミナー、首都圏等イベントの開催
- ・移住相談経費の助成

④ **新** 定着支援(54, 050千円)

<一部新> ふくしま12市町村移住サポーターによる移住後の支援
新 移住者と地域のつながりづくりモデル事業

⑤ 移住促進施策の磨き上げ(38, 000千円)

- ・12市町村の移住促進に係る調査・提案
(テーマ: ①定着支援、②広域連携)

⑥ 移住支援金等給付事業(591, 684千円)

- ・移住支援金: 最大2,000千円 + 子育て加算1,000千円/人
- 新** 医療・介護・福祉有資格者就業加算1,200千円/人(※)
- ・起業支援金: 最大4,000千円

※一定資格の有資格者が12市町村内に移住し、12市町村内の関連施設に就業する場合に加算

【事務経費】2,641千円



事業の内容

【目的】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーの継承及び定着に向け、あづま球場における各種大会の誘致や他県等との交流事業の開催、都市ボランティアの活動機会の提供等に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大と本県の復興の加速化を図る。

【概要】

(1)あづま球場聖地化事業（16,411千円）

①各種大会等の誘致

オリンピック競技開催地のメリットを活かしながら、各種大会等の誘致に取り組むことにより、あづま球場の魅力向上（聖地化）に努め、球場の利用促進とスポーツを通じた交流人口の拡大を図る。

②都市ボランティアの支援

大規模大会等におけるボランティア活動の機会を提供するとともに、都市ボランティア同士の交流機会の創出によりボランティア活動の継続を支援する。

③スポーツを通じた被災地交流事業

東京都と被災3県がスポーツを通じて築いてきた絆の深化と本県の復興や魅力の発信を行うため、東京都・岩手県・宮城県と連携したスポーツによる子どもたちの交流を図る。

事業イメージ

あづま球場への
各種大会等の誘致



スポーツによる
交流人口の拡大

スポーツを通じた
他自治体との交流促進



交流を通じた
本県の魅力発信

都市ボランティアへの
活動機会の提供



おもてなしと
情報発信の充実



事業の内容

背景・目的・概要

- 応急仮設住宅の供与が継続する大熊町・双葉町からの避難世帯や、避難指示が解除された区域等から避難され生活環境の変化等により住み替えが必要となる世帯が、安定した住まいに円滑に移行することができるよう意向確認や支援を行い、生活再建を後押しする。
- 県内外に避難している世帯で、高齢、低所得等の理由により自身で住まいを探すことが難しい世帯に対し、委託先事業者が転居を希望する地域や間取り等を伺い、物件情報を収集・提案し、必要に応じて不動産事業者への同行や契約手続きに関する支援を行う。



県

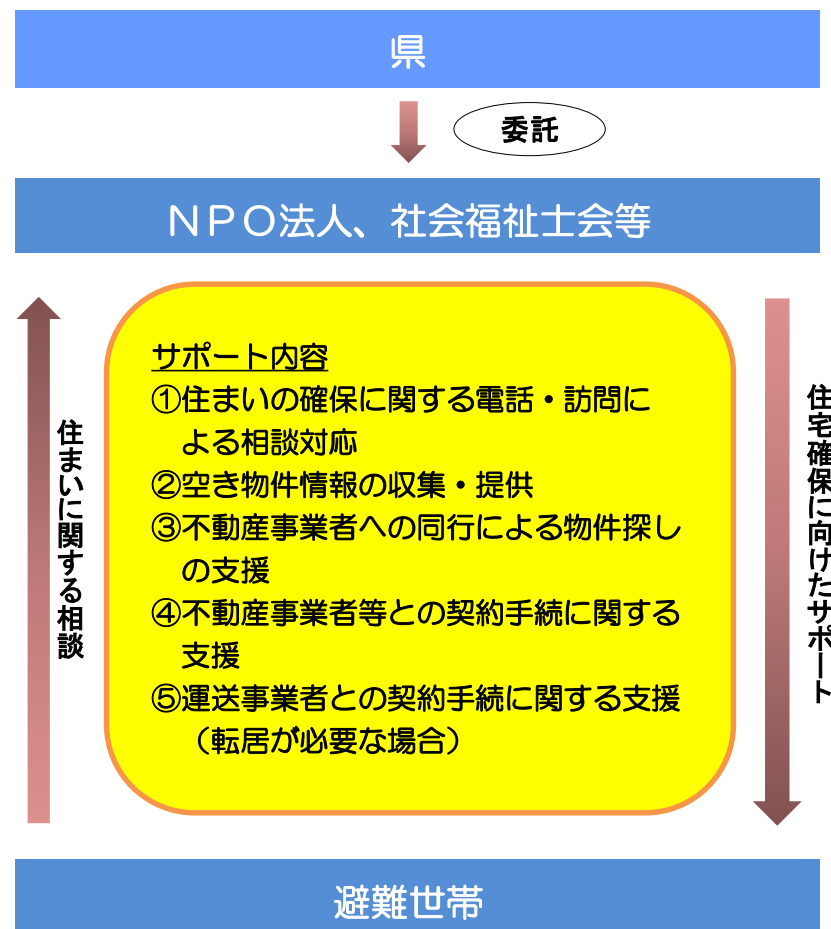
委託

NPO法人、
社会福祉士会等

サポート

避難
世帯

事業イメージ



事業は避難世帯の多い福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟の8都県で実施。



帰還促進強化支援事業

405,000千円
(昨年度予算226,500千円)

福島県 避難地域復興課
Tel: 024-521-8436

事業の背景

- ・避難地域の復興・再生に向けては、避難者の帰還促進が最優先の課題であるが、現状では、特に帰還困難区域を抱える自治体において、避難者の帰還が進んでいない状況にある。
- ・その大きな要因の一つは、住まいの確保であるが、長期にわたる避難指示により、住宅再建が阻まれたことに加え、この間の建築費高騰が住宅再建を阻害している。

事業の概要

帰還困難区域等における住民帰還を促進するため、帰還困難区域等から避難し、避難元の市町村に帰還する世帯が行う持ち家の新築・修繕などに係る補助事業を行う市町村に対して、避難指示から解除までの期間における建築費高騰相当分の一部を対象に支援する。

事業の内容

- 交付先
帰還困難区域を抱える市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
- 対象者
 - ・帰還困難区域（避難指示解除済みの特定復興再生拠点区域を含む）からの避難者（南相馬市、葛尾村、飯舘村）
 - ・居住率が特に低い4町全域からの避難者（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
- 補助率
 - ・新築：定額 1件当たり最大300万円
 - ・修繕等：補助率1/2以内 かつ 1件当たり最大150万円

県

補助

対象市町村

県補助＋市町村補助

対象帰還者

※ 対象市町村ごとに補助制度を定めて実施

事業イメージ

帰還困難区域等からの避難者の住宅再建を支援し、帰還促進を強化

帰還困難区域等では
帰還が進んでいない

長期の避難指示に加え、
建築費高騰も住宅再建を阻害

対策

住宅再建を支援することにより、
古里への帰還を促進



事業の内容

背景・目的・概要

- 国家プロジェクトである「福島イノベーション・コースト構想」の実現には、関係機関が連携し、福島復興再生特別措置法「福島復興再生計画」に基づき、構想を計画的かつ一体的に進めていく必要がある。
- このため、庁内連携はもとより国、市町村、民間企業、大学・研究機関等との連携を一層強化する。
- また、県が、構想推進の中核的な機関として設立した「（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構」に対し、運営体制を整備するための補助を行いながら、推進機構と連携して、構想推進に資する各種事業を実施していく。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

1. 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業

県

直接

2. 推進機構運営事業

3. 大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業

県

補助

推進機構

4. イノベ地域における交流・関係人口拡大推進事業

5. 福島イノベ構想企業ネットワーク構築事業

県

委託

推進機構等

事業イメージ

1. 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業 【3,493千円】

- 構想を推進するため、推進本部等の庁内会議の運営や、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画や県総合計画の進行管理のほか、国や市町村等との構想に関する調整を行う。

復興基盤
推進基盤整備事業

2. 推進機構運営事業

【108,656千円】

- 構想推進の中核法人である「（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構」の運営等に必要な補助金を交付する。

3. 大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業

【435,000千円】

大学改革
推進等補助金

- 地域経済・地域社会を支える基盤である大学等の高等教育機関の教育研究を活用し、福島復興に資する知「復興知」の浜通り地域等への集積に向けた取組を支援するとともに、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域連携を推進する。

再生加速化交付金

4. イノベ地域における交流・関係人口拡大推進事業 【137,658千円】

- 構想を担う人材を呼び込み、地域産業を活性化させる前提となる交流・関係人口の拡大を図るため、イノベ地域への来訪者（企業・団体、大学生、研究者等）の地域主体の受入体制を構築するとともに、イノベ地域の特性や魅力の発信等を行う。

推進基盤整備事業

5. 福島イノベ構想企業ネットワーク構築事業

【17,160千円】

- 進出企業を対象とした交流会の開催や個別訪問支援の実施によって、進出企業と地元企業や自治体等のネットワークを構築して、イノベ地域への進出企業の域内定着を図るとともに、地元企業に向けた参画促進セミナーの開催によって、イノベ構想への地元企業の参画を促進する。

背景・課題

- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の率や食塩摂取量など、県民の健康指標改善は喫緊の課題。
 - 県政世論調査における県民の健康づくりをしている割合は増加していない。
 - 県民が健康づくりを実践していない理由として、「機会・時間がない」「興味のある取り組みが無い」という声が多い。
 - R5に実施した県民のライフスタイルや運動実態に関するアンケート調査では「プラス10分歩く」「自宅でできる軽めの運動」など、軽い運動への実施意向が高いものの「面倒」「続かなさそう」等の理由で実施できておらず、また、運動できそうなシーンとして約4割が「休日」という結果を得た。
- 引き続き「食」「運動」「社会参加」を3つの柱としつつ、さらにモチベーションが向上し、気軽に楽しみながら運動できるきっかけ作りが必要



「ふくしまアートウォーキング」の推進



県内にある芸術作品や、福島県自然、文化、食などの「ふくしまアート」を楽しみながらウォーキングする、県民運動の新たな取組。
⇒自然と運動にもつながり、さらに地域との交流も生まれ、心身の健康増進が図られる。

事業内容

※チャレンジふくしま県民運動推進協議会への負担金の拠出を通じて実施

●「ふくしまアートウォーキング」の推進

①体験イベントの開催

浜通り、中通り、会津の各エリアで設定したモデルコースを体験するイベントを実施。

②県民おすすめアートスポットの募集、周知

Instagramを活用し、おすすめの「ふくしまアートスポット」を県民から募集するキャンペーンを実施。応募作品はふくしまアートウォーキング公式アカウント等で紹介。

③メディアやSNS等を活用したPR

新聞、雑誌、公式HP、各種SNS等でイベントや企画等をPR。

④県内各地のアートスポット周遊企画

県内美術館、博物館等のほか、自然、文化、食など「ふくしまアート」を楽しめるスポットを周遊するキャンペーンを実施。

⑤市町村や観光団体等との連携

おすすめのアートスポットやコースの提案、既存イベントとの連携。

●県民運動ポータルサイトを通じた情報発信

- ・県民運動イベントのサイト掲載を通じた普及啓発
- ・「ふくしま健民アプリ」との連携（ポイント付与）によるイベントへの参加促進



県民一人一人が心身ともに健康になり、

「人も地域も笑顔で元気」なふくしまの実現を目指す



eスポーツによる「ふくしま」活性化事業

9,545千円

地域振興課

eスポーツとは

- ◆ Electronic Sportsの略称。「コンピュータゲーム等の電子機器を用いた対戦」を競技としている。
- ◆ 単純な「ゲームのうまさ」だけでなく、思考や判断、コミュニケーション、ストレス管理等の多種の能力が求められる高度な競技として認知が広がっている。
- ◆ 民間で多くの大会が開催されるほか、近年では、国民体育大会の文化プログラムとして採用され、IOC(国際オリンピック委員会)主催の大会にも採用が進んでいる。
- ◆ 若者へ高い訴求力を持つほか、年齢、性別やハンディキャップの有無などを越えて楽しむができる。

地域が抱える課題

- ◆ 地域住民の交流が減少しているなか、個人が抱えるハンディキャップによっても交流機会が制限されている。
- ◆ 地域の高齢化に加えて、社会参加の機会も減少し、地域活力の低下が進んでいる。

eスポーツを導入

対応の方向性

- 若者へ訴求できるツールを用い、人々の属性に関わらず楽しめるイベントを開催。
- 参加障壁の低い新たな手段を活用し、新たな交流・社会活動の場を創出する。

地域課題の解決になぜeスポーツ？

経済産業省「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」では、eスポーツの社会的意義を「多様性を尊重する世界の実現」としている。その上で自治体には、「eスポーツを通じた地域発信・地方創生などの観点からの取り組みが今後期待される。」と言及。

事業名	①eスポーツ体験交流イベント	②eスポーツを活用した多世代交流
予算額	4,444千円(R5:6,316千円)	5,101千円 (R5:5,392千円)
財源	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル田園都市国家構想交付金
目的	・ 地域課題の解決手段としてのeスポーツの認知度向上 ・ ハンディキャップによらない交流を実現 ・ eスポーツ事業を市町村及び民間事業者で自走化 ・ コミュニティ間での新たな形の交流	・ 多世代に渡る、住民や市町村同士の交流機会を創出 ・ 高齢者でも取り組みやすいコンテンツを提供 ・ eスポーツ事業を市町村で自走化するための先行事例 ・ コミュニティ間での新たな交流により、地域住民の社会参加を促進
事業概要	郡山市内でのイベントに合わせてeスポーツ体験会を開催。障がい者施設利用者や外国人学生を招待し、来場者とeスポーツによる多様な交流機会を提供する。 あわせて、先進事例を持つ隣県の担当者や県内でのeスポーツ関係者によるセミナー実施し、集まった自治体職員及び民間事業者の意見交換によるマッチング。 別日程で県内企業向けにeスポーツ大会を開催。新たな形での交流機会を提供するほか、イベント結果の発信によりeスポーツ事業の波及につなげる。	県内の市町村と連携して、同事業を未実施の市町村を優先し、地域住民の多世代交流会を実施していくことで、住民同士の多様な交流を促し、活気ある地域の創出につなげる。 あわせて、希望する市町村間をオンラインでつないだ交流試合を1回実施し、地域を超えた交流の機会を創出する。 本事業をモデルケースとして市町村へ広く周知し、自走化させることで地域住民に継続したeスポーツの事業効果を波及させていく。
実施内容 (R7追加)	・ 一般参加者向けeスポーツ体験イベント（1回） ・ eスポーツ事業自走化に向けた官民向けセミナー・マッチング（1回） ・ 県内企業向けeスポーツ交流大会（1回）	・ eスポーツ多世代交流会（15回） ・ 実施市町村間のオンライン交流（うち1回）

▶ eスポーツにより多様な交流機会を創出し、地域課題の解決に有用なeスポーツ事業を県内の自治体・民間事業者で自走化させる。



東京2025デフリンピック関連復興推進事業

84,488千円
(昨年度予算32,545千円)

福島県 スポーツ課
Tel: 024-521-8683

事業の内容

Jヴィレッジでサッカー競技が開催される東京2025デフリンピックに向けて、カウントダウンイベントやメディアによる情報発信を通じて機運醸成を図るとともに、子ども観戦招待や選手団の歓迎イベントなどおもてなしの取組を実施し、デフスポーツやろう者文化への理解促進と復興の加速化を図る。



事業イメージ

機運醸成・理解促進

カウントダウンイベント

(8月、10月)

- ・デフスポーツ体験
- ・手話や情報保障の体験
- ・選手へのメッセージ作成 等

手話に親しむ出前講座

【保健福祉部実施】

- 県全域の小中学校対象
- ・手話出前講座
- ・デフリンピックPR

プロスポーツチーム との連携

- ・県内のプロスポーツチームと連携した取組を実施

認知度向上のための 情報発信

- ・テレビの情報番組内でのシリーズ放送
- ・新聞の特集連載、全面広告
- ・SNSによる大会情報の配信

各種イベントでのPR

- ・手話や情報保障技術の体験ブースを設置
- ・デフスポーツの体験ブース設置

おもてなし

子ども観戦招待

県内特別支援学校小・中・高等部、小中高校対象の観戦招待

- ・約2,000人を招待
- ・デフリンピックに関する事前学習を実施

選手団歓迎イベント

- ・県産食材のふるまい
- ・伝統芸能披露 等

おもてなしエリア

- ・県、市町村のPRブース設置
- ・ステージイベントの開催

ホープツーリズム

Jヴィレッジを訪れた世界各国選手向けの福島県の魅力を満喫するバスツアーを実施

会場外の情報保障

選手が周辺市町村の店舗等で住民と交流ができるよう情報保障機器等を設置

風評払拭

- ・各種イベントでの復興状況等のPRと展示

東京2025デフリンピック開催（11月15日～26日、サッカー競技：11月14日～25日）

スポーツによる共生社会の実現・本県の復興の加速化



背景・目的

- 障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率は、健常者と比べて低い状況にあるが、改善するには「一緒に運動してくれる人の存在」が必要となる。(スポーツ庁調べ)
- このため、障がいのある人となない人が共にスポーツを通じて交流する機会を創出し、ともに運動する機会を確保していく必要がある。
- 「パラアスリート等によるスポーツ教室」や障がいのある人となない人がともに楽しむことができる「インクルーシブなスポーツ体験」を開催し、障がいのある人となない人が、スポーツを楽しみながら、互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指す。

事業イメージ

障がいのある人となない人がスポーツを通じて交流
(楽しみながら、お互いを知るきっかけ)

★障がいがある人にとって…
スポーツを通じた
社会参画の促進

★障がいがない人にとって…
スポーツを通じた
多様性の理解の促進

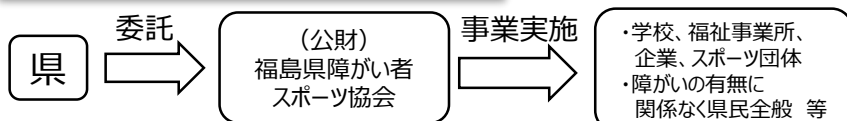
障がいのある人となない人が、互いを理解し、尊重し、支え合い、
共に暮らしやすい社会を実現

県づくりの理念

||

多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会（県）づくり

条件（対象者・対象行為）



事業内容

01 パラアスリート等によるスポーツ教室 2,351千円

パラリンピックに出場経験のある車いすバスケットボールや陸上競技のアスリート等を講師として迎え、**パラスポーツ体験**や**講演**を実施し、競技としてのパラスポーツの魅力発信や競技に取り組む障がい者への理解促進を図る。



02 インクルーシブなスポーツ体験 7,315千円

・インクルーシブなスポーツ体験会

障がいのある人となない人がともに楽しむことができるボッチャ、フライングディスク、卓球バレーなどの体験会を実施する。



・ボッチャふくしまカップの開催

障がいのある人となない人が一緒に競い合うことができるボッチャ競技の県大会「ボッチャふくしまカップ」の第2回大会を実施する。



・このほか、身近な場所でパラスポーツを楽しんでもらうため、競技用車いすやボッチャセットなどのパラスポーツ用具等の貸出などを行う。



03 障がい者スポーツサポーター養成会 686千円

県内医療系大学等と連携し、パラスポーツに関心のある若年層を対象に、スポーツをする障がい者を支援するスキルを習得するためのサポーター養成会を開催する。



ふくしまの 心豊かな 暮らしづくり 推進事業		事業名		内容	
	①	スポーツ以外のイベントでのPR		ファンの裾野拡大を図るため、地域のお祭り等スポーツ以外のイベントでPR活動を実施。	
	②	アウェイサポ向け応援ツアー		試合会場のほか、周辺の観光施設や道の駅に立ち寄り、消費拡大と県外サポーターの誘致を図る。本拠地を本県に移転したデンソーエアービーズで新たに2回実施。	
	③	地域エンゲージメント		商店街や高齢者施設、企業に選手等が訪問。認知度向上を図り、ホーム戦観戦をPR。	
	④	農業部活動PR(福島Uのみ)		福島ユナイテッド農業部と連携し、県内5チームのオリジナルラベルを貼ったジャムやジュース等を開発。農業部製品を通じ、道の駅など、試合会場以外で認知度向上を図る。	
	⑤	5STARS交流イベント		5チームが参加し、県民と直接ふれあう交流イベントを実施することで、無関心層への訴求を行う。	
ふくしまの夢 応援事業		子	一	事業名	内容
	①	●		(新)ドリーム教室	こども園やこども食堂、学校などに選手やコーチを派遣。 運動教室のみならず、夢や努力についての授業も事業対象とすることで、ターゲットを拡大。
	②	●	●	ユース交流大会	スポ少や部活動等と各チームのユース等とで交流大会を開催。ハイレベルのユースチームとの交流を通じて、スポ少・部活動等のレベルアップを図る。一財部分は、福島レッドホープスが実施。
	③	●		ドリームキッズスタジアム (アリーナ)	選手入場時のエスコートキッズ、スタジアムDJや記者などの職業体験、吹奏楽やダンスによるハーフタイムショー、親子キャッチボールや運動教室等、ホームゲーム時に子どもが参加できるイベントを実施。
	④		●	スペシャルドリームキッズ スタジアム	ゲストを招待し、広報エリアを拡大するなど、ドリームキッズのスペシャル版として、福島レッドホープスのホームゲーム時に実施。あづま球場を想定。
	⑤		●	(新)ぶんぶんカップ (デンソーのみ)	今年ホームゲームを開催したが、来年は開催予定がない地域等において、選手と子どもたちの交流試合・イベントを開催することで、チームと地域の繋がりを継続させ、入場者数増加に繋げる。
(新)プロス ポーツマイ チーム化事業		事業名		内容	
	①	観戦招待事業		年齢や性別、地域など各チームの戦略に応じて、ターゲットを定め、観戦招待を実施。 1回あたり、250人を想定。本拠地を本県に移転したデンソーエアービーズで1回増加。	
	②	(新)レッツ観戦情報発信事業		デンソーの本県へのホームタウン移転の契機を捉え、様々な広報手段を組み合わせた総合的な情報発信を行うことで、県民の応援機運醸成を図る。	



デジタル変革（DX）推進事業の全体概要

目 標

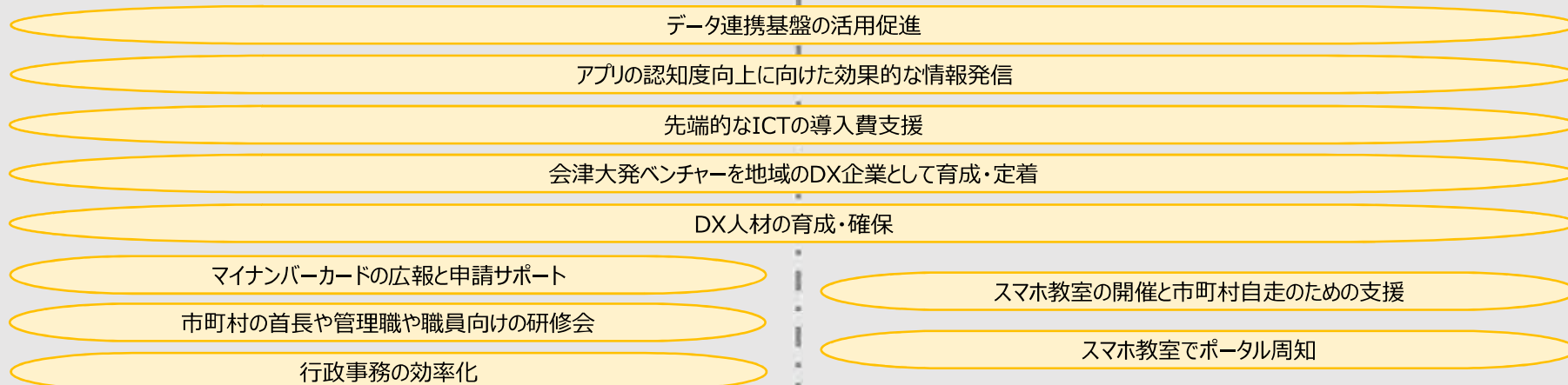
福島県DX推進基本方針

県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる社会

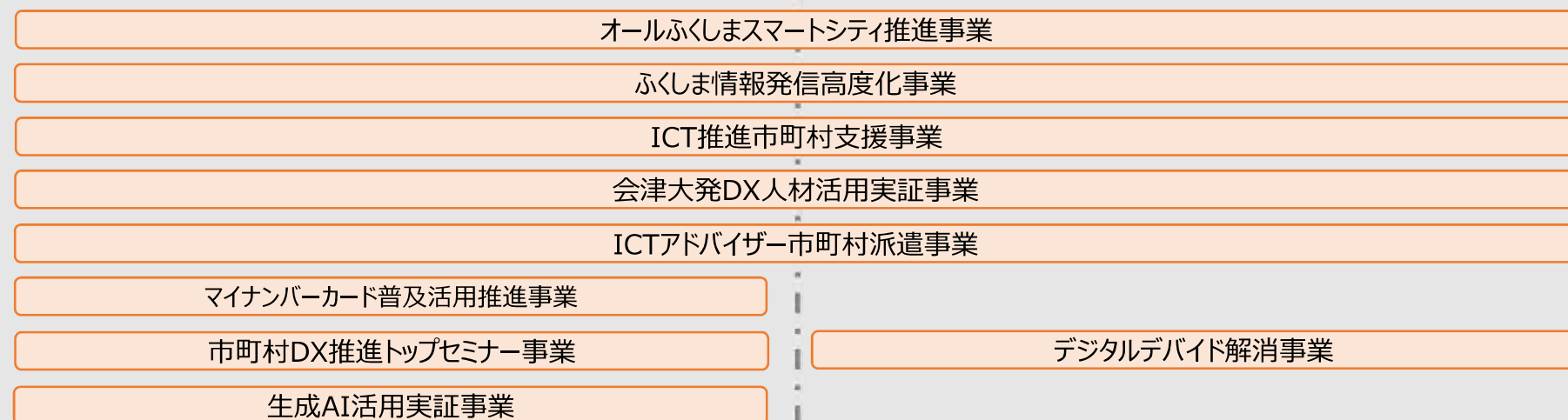
対 応 方 針

行政のDX(県と市町村を対象)

地域のDX（県民の暮らしや仕事など地域社会を対象）



事 業





ふくしまアート新発見事業

19,491千円
(R7新規)

福島県 文化振興課
Tel: 024-521-8633

事業目的

2026年及び2027年に開催する大ゴッホ展に向けた機運を醸成するため、子どもたちをはじめ広く県民が参加・体験できるゴッホに関する絵画コンクールや講演会を開催する。

また、大ゴッホ展を契機に、県内各地の身近な美術館や博物館等を巡り、そこにしかないアート作品に直接触れる機会を創出する。

これらの取組により、アートを通してふくしまの新たな魅力を発見し、潤いのある心豊かな暮らしの実現を図る。

大ゴッホ展

○第1回展覧会

会 期 2026(令和8)年2月21日(土)～5月10日(日)
会 場 福島県立美術館
展示作品 「夜のカフェテラス」ほか60～70作品
(約7割がゴッホ作品)

○第2回展覧会

会 期 2027(令和9)年6月19日(土)～9月26日(日)
会 場 福島県立美術館
展示作品 「アルルの跳ね橋」ほか60～70作品
(約7割がゴッホ作品)

事業の内容

大ゴッホ展機運醸成事業 4,800千円

参加・体験する

「未来のゴッホ」コンクール

・未来を担う子どもたちを対象として、ゴッホをテーマとした絵画を募集し、受賞作品を表彰する。

募集期間 R7.7～8
対象 小学生、中学生、
高校生の3部門



理解を深める

ゴッホに関する講演会

・ゴッホの専門家による講演を通して、ゴッホの生涯や作品の特徴について理解を深める。

時期 R7.11



アートに親しむ

スマートフォンで ミュージアム鑑賞サポート

・県内各地の美術館や博物館等の施設や展示作品を紹介
・楽しく鑑賞するためのクイズを提供し、作品の背景や作者が込めたメッセージの理解を支援

R7.10運用開始予定



アートに触れる

身近なアートに触れる ミュージアムスタンプラリー

・県内の美術館や博物館等を周遊する機会を提供
・これまで気づかなかった様々なアート作品の魅力を新たに発見
(R7年度は80施設を想定)

R7.10運用開始予定



連携

チャレンジふくしま県民運動推進事業
『ふくしまアートウォーキング』

ふくしまの新たな魅力を発見！潤いのある心豊かな暮らしの実現！



人口減少対策加速化事業

140,000千円

福島県 復興・総合計画課
Tel: 024-521-7809

事業背景

- 令和6年12月に更新する新「人口ビジョン」において、2040年人口目標150万人程度を目指すこととし、ふくしま創生総合戦略の下、市町村、企業、団体など様々な主体と連携・共創しながら、人口減少対策を進めていく必要がある。
- 地域の実情に精通した地方振興局が主体となって本庁と課題を共有し、その地域ならではの強みを生かした多様な施策を、市町村や地域の企業と連携・共創しながら、より効果的かつ大胆に推進する必要がある。

事業概要

地方振興局と本庁各課等が連携・共創しながら、人口減少対策を直接的に加速させる事業を実施する。

1. 「人口減少WG」への参加

随時開催する「ふくしま創生・人口戦略WG」に地方振興局も参加。本庁と意見交換を行い、効果的な事業の地方振興局間での横展開や、本庁事業への展開などの「連携・共創」が図られるよう促す。

2. 本庁関係課と地方振興局の議論による事業の磨き上げ

地方振興局が実施する事業に関係している本庁関係課と地方振興局とで議論する場を設け、事業の進行管理、課題の深堀りなどを行い、次年度事業の高度化を図る。

3. 企画調整部長等と地方振興局の議論による事業の磨き上げ

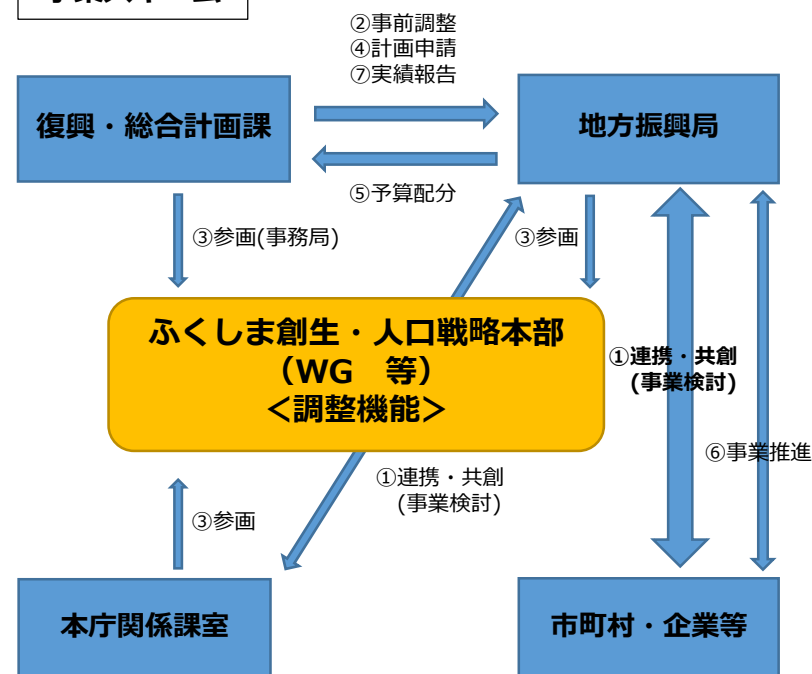
①地方振興局長－企画調整部長、②復興・総合計画課長－企画商工部長で議論する場を設け、事業の磨き上げを図る(本庁関係課長等が同席する予定)(年2回)。

4. 事業の決定

上記1～3により事業の構築・磨き上げを行い、最終的に各地方振興局で実施する事業を企画調整部長が決定する。

予算額	取扱い
14,000万円 (2,000万円×7 振興局) (事業実施期間：3年)	① 1 地方振興局あたり原則上限2,000万円 ② ふくしま創生・人口戦略本部の下、事業構築・磨き上げを行う。 ③ 企画調整部長等との議論を経て、実施事業を決定する。 (決定者：企画調整部長)

事業スキーム





再生可能エネルギー普及拡大事業

1,556,510千円
(261,823千円)

福島県エネルギー課
Tel:024-521-8417

1 事業の内容

- 本県を名実ともに再生可能エネルギー先駆けの地とするため、地域と共生する再生可能エネルギー事業の立ち上げを事業ステージに応じて支援する。

アクションプラン（第5期）取組方針



【導入のための推進施策】

- 第1の柱 再生可能エネルギーの導入拡大
- 第2の柱 再生可能エネルギー関連産業集積
- 第3の柱 持続可能なエネルギー社会の構築
- 第4の柱 水素社会の実現

県内エネルギー需要に占める再エネ割合
2023年 54.9% → 2030年 約70%

2 事業イメージ

(1) 再生可能エネルギー導入推進検討事業 15,000千円

- ✓ 再エネ関連のセミナー・シンポジウムの開催や外部有識者等で構成される検討会等を実施する。
 - 再生可能エネルギー導入推進連絡会、専門部会
 - 地熱情報連絡会
 - 再エネ理解醸成事業

(2) 「再エネ先駆けの地」理解促進事業 6,077千円

- ✓ 市町村等が実施する普及啓発活動の支援を行う。



- ✓ Jヴィレッジにおける再エネ設備等運営管理（委託業務）

(3) 地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業 134,533千円

- ✓ 福島県に豊富に存在する天然資源（水、森林、温泉等）を活用し、福島県ならではの再生可能エネルギー発電設備の導入を行う事業者等に対し、設備導入に係る費用の一部を助成する。



- ✓ 福島県再生可能エネルギー推進センターによる事業化支援（委託業務）

(4) 地域再エネポテンシャル調査事業 100,400千円

- ✓ 県内への再エネ導入拡大に向けた、再エネ導入ポテンシャルに関する調査を実施する。



(5) (新)地産地消型再エネ導入促進事業 1,200,500千円

- ✓ 特定の県内需要家に電気を供給する再エネの導入の支援を行う。



(6) (新)ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業 100,000千円

- ✓ ペロブスカイト太陽電池の特長を生かせる具体的な設置場所を選定し、県内普及に向けたモデル的導入に繋げる。





再生可能エネルギー地産地消支援事業 1,047,109千円 (1,047,108千円)

福島県エネルギー課
Tel:024-521-8417

1 事業の内容

事業目的・概要

- 太陽光発電設備については、固定価格買取（FIT制度）の見直しにより買取価格が低下している一方、自家消費による経済優位性が増している。
- さらに近年の自然災害の増加等により、災害時においても自立的に電源供給が可能となる、自家消費型再エネや地域分散型再エネの重要性が増している。
- 本事業では、住宅用太陽光発電設備・蓄電池・V2H（充放電設備）の導入支援や、自家消費型の①住宅用太陽光の導入支援、②事業者や市町村等による地域分散型電源の導入支援を行うことで、カーボンニュートラルにも資する再エネ地産地消を推進していく。

再エネ設備



消費Or
発電



再生可能エネルギー地産地消のイメージ

2 事業イメージ

(1) 住宅用太陽光発電設備等設置補助事業

538,825千円

- ✓ 一般家庭における再エネ設備導入を支援するため、太陽光パネル・蓄電池・V2H（充放電設備）の設置等にかかる初期投資費用の軽減を図る。
- ✓ 補助額：太陽光 4万円/kW（上限4kW分まで）
※固定価格買取制度（FIT）併用可能
蓄電池 4万円/kWh（上限5kWh分まで）
V2H 定額10万円
※固定価格買取制度（FIT）併用不可



(2) 自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業

51,086千円

- ✓ カーボンニュートラルの実現に向け、既存事業に加えて、自家消費を主とした住宅用太陽光発電設備の導入費用の一部を支援する。
- ✓ 固定価格買取制度（FIT）併用不可



(3) 地域分散型電源導入支援事業

457,198千円

- ✓ 環境省との連携協定に基づき、自家消費型の再エネ導入を支援する。
- ① **自家消費型再エネ導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり支援事業）**
 - ・ 自家消費型再エネ設備等の導入を行うための計画策定を支援
 - ・ 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備・再生可能エネルギー熱利用設備・水素エネルギー供給設備の導入を支援
※太陽光発電設備については、容量が100kWを超える場合は対象
- ② **自家消費型太陽光発電設備導入支援事業**
 - ・ 10kW～100kWの自家消費型の太陽光発電設備の導入を支援
 - ・ 自己所有のほか、PPAやファイナンスリースによる導入も対象
- ③ **自家消費型カーボンニュートラル調査事業**
 - ・ 自家消費型再エネ設備の導入に向けた調査（FS）実施を支援





脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業

819,097千円
(417,860千円)

福島県エネルギー課
Tel:024-521-8417

1 事業の内容

事業目的・概要

- 水素エネルギーは、利用時にCO2を排出しないことなどから、カーボンニュートラルの達成に向けたキーテクノロジーとして期待されており、国内外で利活用の拡大に向けた取組が進められている。
- 令和3年2月に、政府等関係機関との協議のもと改定を行った「福島新エネ社会構想」においても、今後の取組の柱として、水素を日常生活や産業活動で利活用する社会、すなわち「水素社会」の実現が掲げられている。
- これらを踏まえ、当該事業においては、各種導入支援により水素エネルギーの普及拡大を促進しつつ、その仕組みや有効性、水素社会がもたらす意義等についての県民理解促進に係る取組等を推進することで、将来の水素の自立的な普及拡大、ひいては水素社会の実現を目指す。

事業スキーム

(1)、(2)、(3)、(6)

補助



(4)、(5)、(9)

補助



(7)

補助



(8)

委託



2 事業イメージ

(1) 水素ステーション整備拡大事業 300,000千円

- ✓ 県内における水素STの整備を支援。

(2) 水素需要創出活動支援事業（新） 37,500千円

- ✓ 水素ステーションにおける水素需要創出活動を支援。

(3) 水素利活用スタートアップ支援事業 29,850千円

- ✓ 新たな水素モビリティを活用した実証事業への県内企業の参画を支援。

(4) 燃料電池小型トラック運用支援事業（新） 26,850千円

- ✓ 県内における燃料電池小型トラックの運用を支援。

(5) 燃料電池小型トラック導入促進事業（新） 50,000千円

- ✓ 県内における小型燃料電池トラックの導入を支援。

(6) 燃料電池大型トラック社会実装支援事業（新） 6,300千円

- ✓ 県内を拠点とした燃料電池大型トラックの運用を支援。

(7) 燃料電池自動車導入促進事業 50,000千円

- ✓ 県内における燃料電池自動車の導入を支援。

(8) 県産水素利活用PR事業 18,097千円

- ✓ 水素利活用設備の積極稼働等を通じ、水素をPR。

(9) 純水素燃料電池導入促進事業（新） 300,500千円

- ✓ 県内における純水素燃料電池の導入を支援。



地域創生総合支援事業

832,468千円
(R6 829,503千円)

地域振興課

サポート事業 640,000千円 (R6 642,166千円)
財源:被災者支援総合交付金 内 40,000千円

(1) 過疎・中山間地域活性化枠 85,000千円 (R6 85,000千円) ※ 対象地域: 過疎・中山間地域
<集落等活性化事業> 過疎戦略: 人と地域
 ○集落等が行う集落再生の取組、計画づくりを支援
 ○集落等が行う地域の担い手確保に向けた移住者の受入体制の構築・強化や、地域住民との交流推進などに係る取組を支援
 ○補助率 4/5以内(計画づくりは10/10以内) ○補助限度額 5,000千円(計画づくりは300千円)
 ※集落等再生計画に基づく事業を行う場合、1,000千円まで10/10以内、1,000千円を超える部分は4/5以内を補助

<スタートアップ支援事業(収益事業)> 過疎戦略: しごと
 ○集落等と民間企業や団体等の連携による地域に根差した収益事業の立ち上げを支援
 ○補助率 9/10以内 ○補助限度額 3,000千円

<集落ネットワーク圏形成事業> 過疎戦略: 暮らし
 ○市町村と複数集落の住民が連携して行う、地域運営の仕組みづくりを支援
 ○補助率 9/10以内 ○補助限度額 5,000千円

(2) 一般枠 245,000千円 (R6 241,000千円) 財源:被災者支援総合交付金 内 10,000千円
 ○民間団体が行う地域づくり活動への支援
 ○補助率 2/3以内 ※特定過疎地域は3/4以内
 ○補助限度額 5,000千円

(3) 市町村枠 310,000千円 (R6 314,000千円) 財源:被災者支援総合交付金 内 30,000千円
 ○地域創生の推進に資する事業を支援
 ○補助率 3/4以内 ※特定過疎地域、複数市町村の連携は4/5以内
 ○補助限度額 10,000千円

県戦略事業 188,383千円
(R6 187,337千円)
財源:デジタル田園都市国家構想交付金 内 69,383千円

本庁 → **振興局**
 ○1振興局当たり27,000千円程度を配分
 ○各地方振興局が、配分された予算の中で 地域の実情に即した形で柔軟かつ機動的に実施する。

(1) 地域経営事業 139,383千円
財源:デジタル田園都市国家構想交付金 内 69,383千円
各地域固有の課題に対応、解決するために必要とする事業

(2) 過疎・中山間地域振興事業 42,000千円
過疎・中山間地域の振興を図る事業

(3) 地域連携調整事業 7,000千円
広域に及ぶ地域課題や、年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業

(新)地域・人材つながり支援事業 2,137千円

(新) (1) 自治体職員向け研修会
○地方振興局職員や市町村職員等を対象に地域づくりに係る研修会を実施
(新) (2) 地域活性化フィールドワーク
○地域住民(民間団体や町内会等)を対象に身近な地域づくりの取組を学ぶフィールドワークを実施

(3) 地域人材育成事業
○地方振興局において、地域住民や市町村等を対象に、地域づくりに係る研修会を実施
(4) 地域活性化アドバイザー派遣事業
○過疎・中山間地域の市町村及び集落等が講演会や研修会等を実施する際に、県がアドバイザーを派遣

地域創生総合支援事業運営経費 1,948千円 (R6 1,618千円) (1)本庁事務費 422千円 (2)振興局事務費 1,526千円

地域住民や多様な主体の連携・共創による持続可能な社会の実現

復興・地域創生
人口減少・少子高齢化対策



小さな拠点・地域運営組織形成支援事業

R7予算額:4,400千円
(R6予算額:2,994千円)

福島県地域振興課
Tel:024-521-7114

小さな拠点(集落ネットワーク圏)づくりとは

- ・小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）で
- ・地域の様々な方が主体的に関わり
- ・生活機能の維持・確保していくための地域運営の新たな仕組みづくり

地域運営組織（RMO）とは

- ・地域内の様々な団体（複数集落の自治会、防犯協会、PTAなど）が参画し
- ・自らが定めた地域運営の指針（地域づくりビジョンなど）に基づき
- ・小さな拠点の運営や地域課題の解決を持続的に実践する組織



「小さな拠点」づくりの取組イメージ

課題

■ 市町村の課題

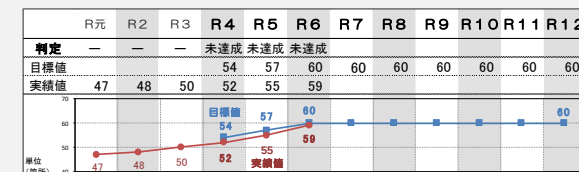
- ・取組への理解不足
- ・庁内の合意が未形成
- ・人材やノウハウの不足

■ 地域の課題

- ・やらされ感、主体性不足
- ・何から始めてよいか分からない
- ・他地域の情報が分からない

■ 県の課題

- ・支援ノウハウの不足
- ・総合計画指標未達成(右図)
〔基幹集落を中心とした
集落ネットワーク圏の形成数〕



方向性

- ① 小さな拠点・RMO形成の必要性の啓発・情報発信
- ② 小さな拠点・RMO形成を担う中心人材の育成
- ③ 市町村とRMOをつなぐ中間支援組織を含めた連携強化

- 過疎・中山間地域の生活機能を維持・確保していくための地域運営の新たな仕組みの構築
- 地域住民が主体となった持続的な地域運営の実現

事業概要

【一新】① 小さな拠点づくり伴走支援事業（1,870千円）

市町村と連携し、地域に向いて事例を紹介する出前講座の開催に加え、継続して地域のコアメンバーと話し合う「企画会」を設けることで、伴走支援体制を強化（出前講座＋企画会：3地域で実施）併せて、伴走支援の経過をプロセス事例としてまとめる

- 対象：市町村行政長官など（参加者数：15人×6回＝90人）

② 福島県版 地域力創造アドバイザー登録事業（229千円）

大学生事業等で関わりのあった大学教員など、福島県にゆかりのある地域づくりの専門家をデータベース化（R7：5名程度）

③ 地域づくり人材スキルアップ支援事業（1,614千円）

地域の合意形成の中心的な役割を担う市町村職員や集落支援員などを対象にワークショップの手法等を学ぶ研修会を開催（4回＋α）

- 対象：市町村職員、集落支援員、地域おこし協力隊など（参加者：20人×4回＝80人）

④ 地域づくり実践者間の交流・ネットワーク構築事業（687千円）

小さな拠点を運営するRMOや市町村職員、中間支援組織などを対象に、取組事例の紹介と情報交換を行う交流会を開催（1回）

- 対象：市町村職員、RMO、中間支援組織など（参加者：50人）

指標

アウト
プット 事業への延べ参加者数
⇒ 目標値：220人

アウト
カム 小さな拠点未形成の市町村のうち「形成の必要性を感じる」市町村の割合
現状(R6)：16.1% ⇒ 目標値：33%以上



特定地域づくり推進事業

5,400千円
(R6 : 6,300千円)

福島県 地域振興課
Tel: 024-521-7114

事業の背景・目的

重点テーマ

移住・定住

重点プロジェクト

しごとづくりプロジェクト

- 人口急減地域では、事業者単位では年間を通じた仕事がなく、安定的な雇用や一定の給与水準の確保が困難。
- このような中で、地域の事業者が事業協同組合を設立し、職員を通年雇用した上で、各組合員の仕事を組み合わせて年間を通じた事業を創出し、創出された事業に職員を派遣する制度(特定地域づくり事業協同組合制度)が、令和2年6月からスタート。
- 本県の人口急減地域においては、過疎化や高齢化が深刻な状況。
- 地域の仕事と若い人材を確保するため、県が推進役となり、特定地域づくり事業協同組合の設立を支援する市町村の取組を促す。

課題

田園回帰の潮流が高まる一方、雇用環境の不足が移住・定住にとっての障害



特定地域づくり事業協同組合
設立による安定的な雇用の創出



期待される効果

- ・地域内外の若者の呼込
- ・地域事業者の事業の維持・拡大

事業の概要

特定地域づくり事業スタートアップ支援補助金 5,400千円

○リスク軽減補助金

- ・国の支援メニューにない、組合の設立に関するスタートアップを支援
- ・組合の運営が安定するまでの3年間、事業年度における収支の赤字分を市町村が補填する場合、その1/2を補助(広域市町村含む)

R7予算額：補助金 900千円×6組合=5,400千円

(6組合内訳)

3年目：3組合 2年目：1組合 1年目：2組合

<事業イメージ>

リスク軽減補助金

県



1/2補助

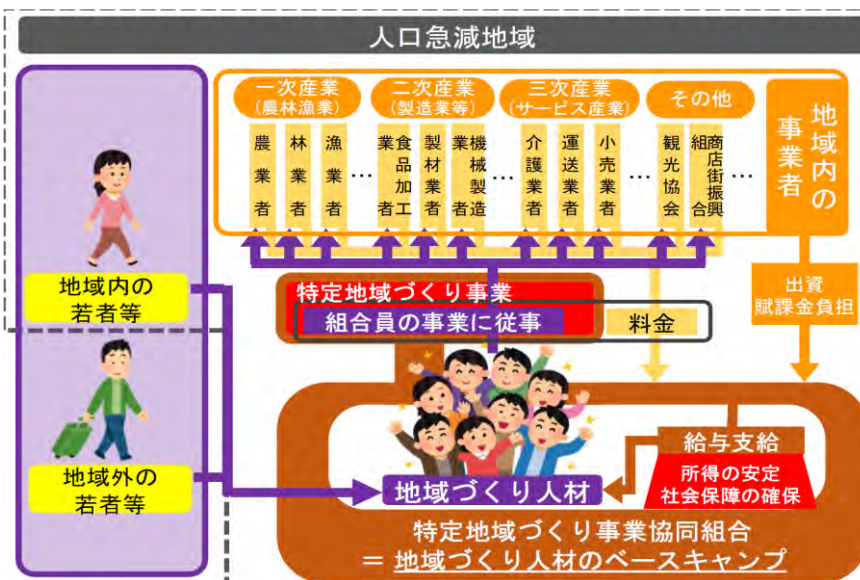
市町村等



減収補填

事業協同
組合

<制度概要>





R7新規

人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖事業

予算額 25,571千円

企画調整部
ふくしまぐらし推進課

事業コンセプト

更なる関係人口の創出・拡大を図るため、これまでの事業で培った約100名の地域キーパーソンと連携し、県外在住者へ能動的にアプローチすることで、福島との関係性が薄い層からのファン獲得を強化し、人が人を呼び込む好循環を生み出す

地域キーパーソンを通じた移住の事例

会津エリアのお試し移住体験者が、地域の観光ガイドとして活躍する地域キーパーソン(Uターン者)等と交流
⇒福島の気候や暮らし、楽しみ方を知り、会津若松市に移住。現在、地域おこし協力隊としてコミュニティ支援を行う

1. 現状の取組

「ふくしまヒト・モノ・コトLink事業」

※事業期間 R4～

(1)福島県関係人口ポータルサイト「ふくしまと関わるRoom!」開設
(地域キーパーソン約100名を掲載)

(2)YouTubeライブ配信(全25回配信(予定含む))

(3)キーパーソン同士の交流会開催
(ネットワーク構築)

⇒福島に関心がある県外在住者と
地域キーパーソンとのつながりを深化



(ライブ配信)

2. 課題

福島に関心があり、つながりを求めている県外在住者向けの
情報発信がメインだった

(1)サイト掲載に留まり、取組が受け身

(2)関係人口の創出効果が限定的

3. 事業の方向性

(1) 約100名の地域キーパーソンと連携し、福島県のヒト・モノ・コトをフックに福島との関係性が薄い層へアプローチ

(2) 地域キーパーソン個人のSNSと連動した発信やインフルエンサーとの連携を通じ、人の魅力を活かした効果的なつながりを創出

次期総合戦略の基本理念

「人の魅力が人を呼び込む「あこがれの連鎖」を実現

4. 事業概要

(1) 新 My.ふくしま Up Date事業

予算額：19,424千円

地域キーパーソンと連携した首都圏セミナー開催や、福島県のヒト・モノ・コトを体験する「MyふくしまUp dateツアー」を県内で開催

来県行動促進

①首都圏セミナー(5回)

キーパーソン2～3名/1回
(プレゼンター)

②県内ツアー(最終日は発表会)

キーパーソン20～30名
(県内アテンドや参加者との交流)

地域キーパーソン(ヒト)の活動(モノ・コト)をフックに、興味を引くセミナー・ツアーを実施し、県外在住者の福島の情報や関わりをUp Date!

《イメージ》



#アート(西会津国際芸術村)



#クラフトビール



#空港×マウンテンバイク

・地域キーパーソン・ツアー参加者と連携した発信
・インフルエンサーがツアー同行し、その模様を発信
⇒新たな人を呼び込む

(2) 新(拡充) 地域キーパーソン魅力発信事業

予算額：6,147千円

地域キーパーソンと連動した効果的な情報発信や新たにSNS広告等で発信を行い、福島県の魅力の認知拡大を図る

応援行動促進

関係人口ポータルサイト運営(継続)

SNS等による発信

交流会の開催(継続)

①SNS広告、位置情報ターゲット広告配信

②ショート動画による新たな切り口で情報発信

地域キーパーソン同士の
ネットワーク構築

ふくしまと関わるRoom!
福島県関係人口ポータルサイト

連動

ショート動画
(活動やツアーの様子などを発信)

広告



地域キーパーソン交流会



「転職なきふくしまぐらし。」推進事業

134,399千円

企画調整部
ふくしまぐらし推進課

現状・背景

<首都圏>

- コロナ禍を機にテレワークが普及・拡大、働き方の多様化、地方でのゆとりある暮らしへの関心の高まり ⇒ 「転職なき移住」の動き
- SDGs、地方創生、社員の地域貢献活動等に取り組む企業の増加 ⇒ 「企業活動の場としての地方」

<県内>

- 関係人口（招聘）の重要性を認識しつつも、リソースが限定的でノウハウもない等の理由から、単独の事業実施が困難な町村・テレワーク施設が一定数存在 ⇒ 「自治体・施設間で連携した取組」が必要

地域の魅力に
光を当て、
個人と企業
それぞれに
適した
アプローチ
が必要



事業の方向性

個人向け
企業向け

- 首都圏テレワーカー等の招聘
⇒ 継続的な関係構築 ⇒ 移住先として認知向上
- 招聘が進んでいない地域の魅力を引き出し、テレワーク環境と多彩な地域体験・交流をセットで提供・発信
- 首都圏企業と本県との関わりを創出・拡大
⇒ 移住先としての認知拡大、社員（個人）への波及
- テレワーク企業等の本県移転を推進

社員個人との関係づくりへ

テレワークをキーに、ふくしまと関わるきっかけづくりを推進

個人向け事業

テレワーク、地域交流の支援

一部新

7,000千円

ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金

- ・ 本県に関心を持つ県外在住者等が県内でテレワークと地域交流等を体験する際の費用(交通費、宿泊費、施設利用料等)を補助
- ・ 移住検討層向けの長期滞在コースを新設、複数回の滞在と地域体験・交流を通じ「転職なき移住」を後押し
⇒ 福島の魅力の体験、転職なきふくしまぐらしの促進



未招聘地域の振興

連携企業の開拓

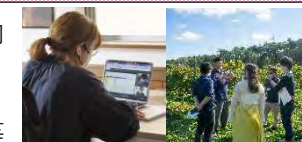
テレワーク、地域体験の支援

新規

15,000千円

地域体験型広域ワーケーション発信事業

- ・ 県内テレワーク施設の利活用促進に向けた「広域ワーケーションメニュー」の造成・実施を支援。
- ・ 自走化に向けた効果検証及び首都圏等への情報発信や事例の更なる横展開により、県内テレワーク環境のPR及び各施設・市町村の意識醸成に繋げる。
⇒ 新たな広域的コンテンツの造成（県外招聘の支援）



- ・ 移住相談員、移住コーディネーターによる相談対応、現地案内
- ・ 地域キーパーソンとの交流
- ・ 住まいの確保支援、お試し移住の案内
- ・ ふくしま移住支援金等の活用 等

他の移住事業との連動

企業向け事業

新たなワークスタイルの推進

73,399千円

企業版ふくしまぐらし。体験支援事業

- ・ ふくしまぐらしに関心がある県外企業の滞在・地域体験を支援

企業版テレワーク体験支援事業

- ・ 県内での地域体験・地域交流等をテーマに県外企業が行うCSV活動、研修、ワーケーション等による短期滞在(交通費、宿泊費)を支援
⇒ 地域とつながる(ふくしまを知る)機会の創出、事例発信

より深い関わり

企業移住体験事業

- ・ 県外企業が数ヶ月滞在可能なテレワーク住居を提供(県内5カ所)
- ・ 滞在地、地域体験・課題解決等の滞在メニューをオーダーメイドで調整
⇒ 地域と深く関わる機会の創出、社員の移住体験、事例発信

関係人口から移住へ

企業の地方移転支援

39,000千円

ふくしま企業移住支援事業

- ・ 県内で地域貢献等のCSV経営に取り組む意思がある県外企業（テレワーク推進企業）が県内にサテライトオフィス等を開設する費用の一部を補助
- ・ 整備施設で就労するため、社員が県内に転入することが要件
⇒ 人流(移住創出、移住モデル企業の発信)

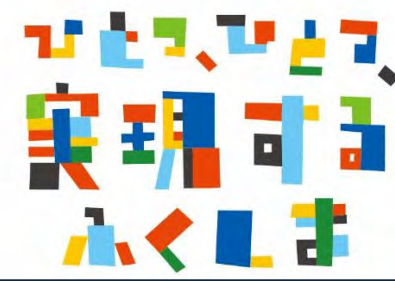


- ・ 副業やプロボノに関心のある個人や企業と県内事業者等とのマッチングサポート



企業との事業連携を継続的な関係性に深化

関係人口の創出・移住者の増加（社会増）



福島に住んで。移住・定住促進事業

119,687千円
(R6 125,054千円)

企画調整部
ふくしまぐらし推進課

事業の目的

本県への移住を更に加速していくため、多様なイベント・セミナーを開催していくことで、関係人口の拡大を図っていく。併せて、移住者等の受入体制を整備するとともに、本県の移住先としての魅力をWEB媒体等を活用しながら積極的かつ効果的に発信していくことで、「移住先として選ばれる福島県」を目指す。

事業概要

各種情報の効果的な情報発信

ポイント

- ◆移住促進及び関係人口の拡大を目指し、多様なイベント・セミナーを開催するとともに関係人口～移住潜在層に向けて幅広くかつ効果的な情報発信
- ◆ターゲット別にそれぞれのニーズを踏まえた情報発信～イベント開催への連

交流人口から
関係人口
関係人口の拡大へ
○福島を知ってもら
○福島に来てもら
○福島を理解してもら

関係人口から
移住希望者へ
○福島に触れてもら

移住希望者から
居住人口へ
○福島を好きに
なってもら

①ふくしまぐらし。情報発信事業 17,308千円

ア) ターゲットに向けた戦略的な情報発信等

- ・本県の認知拡大及び魅力の発信を行うため、ポータルサイトやInstagram等を活用し、関係人口～移住潜在層に向けた幅広い情報を効果的に訴求する。
- ・現状の情報発信に関する課題を整理し、よりターゲットに刺さる発信内容・手段の検討及びデジタル広告等を活用したプッシュ型の発信を行う。

②「ふくしま関係案内所」の設置 15,337千円

ア) ふくしま関係案内人（移住推進員）の配置（2名）

- ・本県の関係人口等の潜在層にアプローチするための情報発信やコミュニティ構築等を行う

イ) 関西圏での情報発信力強化（大阪事務所）

- ・関西圏において、本県の魅力の発信を行う。

③移住促進イベント開催事業 18,766千円

ア) 全県規模移住促進イベント

- ・庁内関係課や市町村等と連携し、本県の移住先としての魅力を広く発信するためのイベントを開催する。

イ) 民間団体連携セミナー

- ・地域の受入団体等と協働し、それぞれの特性を生かしたテーマ別セミナーを開催する。

ウ) 他団体主催のイベントへの出展

- ・全国規模の移住イベントへの出展により本県の移住先としての魅力を発信する。

受入体制の強化

ポイント

- ◆移住希望者へのワンストップによる移住相談体制の整備（首都圏・県内）
- ◆市町村や受入団体等が移住者定着のために行う移住者等の受入体制づくりや受入環境整備の取組に対する支援を強化

受入体制の強化

④移住受入体制づくり事業 68,276千円

【相談体制等整備】

ア) 首都圏相談体制・情報発信拠点の整備

- ・ふるさと回帰支援センター内に移住相談員を配置（2名）
- ・東京事務所に移住推進員を配置（2名）（再掲）
- ・日本橋ふくしま館の移住・定住情報コーナーの継続設置（業務委託）

イ) 移住コーディネーターの配置

- ・市町村や地域の受入団体等と連携した相談、現地案内等の実施

【地域の受入体制構築】

イ) 移住コーディネーターの配置（再掲）

- ・市町村や地域の受入団体等との連携強化による地域の受入意識の醸成及び受入体制の構築

ウ) ふくしまふるさと暮らし推進協議会の開催

- ・関係団体が連携して受入体制の整備や情報発信を推進するため、協議会を開催する

【移住活動支援】

エ) 移住希望者県内活動の支援（交通費補助）

- ・本県への移住希望者が現地活動をする場合 の交通費を一部補助（定額補助）

【住まい支援】

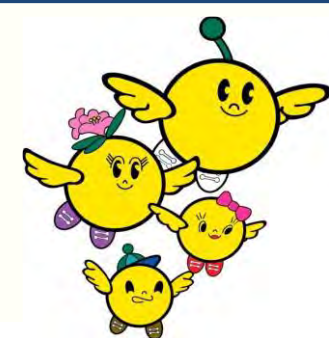
オ) 「住まいコンシェルジュ」

- ・住居周辺の生活環境も含めて総合的に「住まい」を提案するコンシェルジュの配置。
- ・空き家等を移住者の住居として活用する際の、様々な課題に対応する専門家の派遣

【定着支援】

カ) 移住・定着支援に関する研修会の開催

- ・移住者の定着に向けて、県内市町村や地域で受入活動をしている団体等を対象に研修会を開催し、定着支援に対する意識の醸成を図る。



居住人口（移住者）

○福島に住んでもらう

定住人口





パラレルキャリア人材共創促進事業

47,438千円

ふくしまぐらし推進課

事業の背景

- ・首都圏等の大企業を中心に社員の**副業・兼業解禁**の動き
- ・地域内の若者が都市部に流出、マンパワー不足から事業課題の解決が困難な県内事業者が一定数存在する状況
- ・デザイン、ブランディング、マーケティング等の分野で、「**外部の視点**」を活用したい県内でのニーズがある

フリーランス等を対象とした個人向けコンテンツ

課題解決型プロジェクトの構築と人材マッチング

県独自の副業人材マッチングサイトを運営管理
R7は以下の点からマッチングの量と質を高める。

- ・副業人材のニーズに見合う副業プロジェクトの開拓(数の確保)
- ・現地(県内)滞在型副業プロジェクトの開拓(密な関係性構築)
- ・既利用事業者に対する副業ニーズ(課題)や副業後の関係性等に関する調査・分析



県内事業者向けセミナー

オンラインセミナーにより副業への県内事業者の理解を促進
+アーカイブ化により、より多くの県内事業者にもリーチできるような仕組みを構築

行政内で副業人材を活用

他部局を含めた県庁内の事業課題や市町村事業にも副業人材を活用（市町村においては、福島市、白河市、楢葉町、喜多方市で活用実績あり）

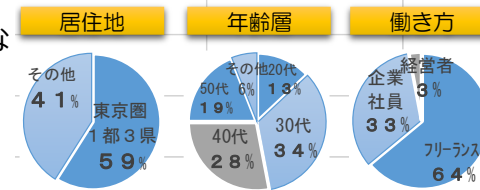
事業概要

- ・外部人材を活用したい**県内事業者**と、スキルをいかしたい**副業人材**との**マッチング**により、新たな関わりを創出。

（マッチング実績）R6.8.31現在

- 課題解決プロジェクト数： **543件**
- 副業人材エントリー数： のべ**3,490人**

【R5年度の傾向】



首都圏企業を対象としたチーム型コンテンツ

企業向け「チーム型副業モデル」推進事業

- ・社員の副業を積極的に推奨している首都圏等の企業等にアプローチし、福島への貢献意欲を持つ社員同士でチームを組み、福島で活動していただく。

【ターゲット】

働き方改革（副業の解禁等）、CSR・CSVに積極的な首都圏企業

【活動の進め方】

- ① 営業活動で賛同を得た企業内で、福島で**副業（有償）**または**プロボノ活動（無報酬）**を希望する社員を募集
- ② 5～10人程度の社員でチームを組み、福島に課題解決に向けて、**現状と課題を体感する現地訪問（フィールドワーク）**や**定期的なオンラインミーティング**を実施
- ③ 活動の成果等について**県と首都圏企業で連携して効果分析（振り返り）**

連携実績

KDDI / ソニーグループ / トヨタ自動車など
（R6.9月以降は、新たにNEC及び富士通と連携予定）



県庁にて、首都圏企業との
57共同記者発表



社員が来県する
県内フィールドワーク



社員が本社ビルにて企画した
物産イベントを開催



課題・背景

- 本県の社会増減数が全国下位の順位を推移しており、人口減少対策が喫緊の課題
- 特に若年層（15歳～24歳）が多く転出している（R4の社会増減数 ▲4,569人でワースト6位）
- 本県の転出者のうち5割以上が首都圏（1都3県）へ転出
- ⇒ 首都圏在住の本県出身者の若者を対象に、将来的なUターンに向けた取り組みが必要

R7方向性

- R6の事業スキームでの実施
（参加者・市町村によるニーズは大きい）
- 更なるアプローチ拡大と併せて関係性の深化を図っていく工夫が必要

メインターゲット

- 首都圏在住の本県出身者の25～35歳の社会人
（転職・結婚・出産・子育て等のライフステージの変化がある年代）
 - ・ 平均初婚年齢（R4） 夫：31.1歳、妻：29.7歳
 - ・ 第1子出生時の母の平均年齢（R4）：30.9歳

【ペルソナ】
福島 美咲
#郡山市出身
#28歳 #独身 #東京在住
#メーカー勤務（営業）
#大学進学を機に転出



- 福島県を離れた後、県出身者と出会う機会がなく、県出身者同士の横のつながりを作りたい。
（リアル、オンラインともにニーズあり）
- 福島との関わりは帰省（年2,3）で帰る程度のため、福島に関する情報をアップデートしたい。

事業スキーム

フェーズ1

本県と関わる機会の提供（認知拡大・コミュニティ形成）

フェーズ2

関係性の深化からのUターン

①プロモーション・参加者募集

②ただいま、ふくしま。2025

③テーマ別クロストーク@都内&県内

目的

- ・ 大交流会開催の案内
- ・ Uターンの機運醸成に向けた情報発信

福島魅力を再認識するイベント
～横のつながりの創出～福島との関わりを深める機会の提供
～Uターンに向け県内外で活動～

内容

- (1) WEB広告等を活用した戦略的な発信
- (2) お盆時期に主要駅でプロモーション
- (3) 県庁・県内企業等若手職員、R6交流会参加者による口コミでの周知



WEB広告



駅でのプロモーション

《関連事業への誘導》

SNSフォロー・ふくしまファンクラブ会員登録

【9月開催、200名参加を想定】

- (1) Uターン経験者によるトークセッション
 - (2) 県産品の飲食を通じた「食」の魅力認識
 - (3) 部局間連携や市町村・関係機関と連携した情報の訴求
- 《関連事業への誘導》
県内でのテレワーク体験・副業等での関わり



大交流会イメージ

【10月～1月開催、1テーマ15名×4テーマ】

- (例) 仕事（雇用・就農・協力隊など）
アクティビティ・趣味

⇒ 詳細は、R6実施のニーズ調査

及びクロストークの結果から検討



クロストークイメージ

《関連事業への誘導》

移住セミナーへの参加・相談窓口での移住相談

R7強化点

- ・ 県出身インフルエンサーとタイアップした発信（若者・女性目線）※Instagram中心とした

- ・ 市町村や関係機関とタイアップしたコンテンツ造成（例：県内プロスポーツチーム等）

- ・ テーマ別クロストークの都内+県内による開催により、更なる関係性の深化・行動変容へ

R6実績
(9/25時点)

- 交流会参加申込数:200名（参加:153名） ⇒ うちUターンを検討（将来的な含む）しているもの:約4割
- 「ZUTTOふくしま」登録者:142名 ⇒ オンライン交流会2回開催、コアメンバーMTG1回開催

ZUTTO
ふくしま



ふくしま『ご縁』継続・発展プロジェクト

5,754千円
(昨年度予算5,754千円)

福島県 企画調整課
Tel: 024-521-8014

概要

(1) 連携協定締結企業等相互支援事業 3,232千円

目 的：震災から14年が経過し、福島への関心の低下、応援意欲の低下等の風化が懸念される中、本県の復興はいまだ途上であり、引き続き福島の実状を広く知ってもらうことが重要。

「これまで支援いただいている企業への御礼」と「福島の実状を知ってもらうことにより新たな連携の芽の創出」を目的とし、企業ときめ細かに意思疎通することにより、各企業に合わせた形で提案し、実行する。

対 象：○包括連携協定等を締結している企業・大学・団体等

○上記以外で、ご支援いただいている企業・大学・団体等

概 要：①各企業等とのディスカッションにより以下の方法で実施。

○企業等のCSRやCSV、SDGs活動の取組で相互支援

企業がCSRやCSV等に関し、福島県のヒト・モノ・コトを取り上げる場合に連携する。

例) 県産品のオンライン社内販売に後援、特典付与など。

○企業等のビジネスに絡めて相互支援

顧客等に対するPR等に福島県のヒト・モノ・コトを取り上げる場合に連携する。

例) 福島キャンペーン等の取組に後援、特典付与など。

○福島の実状発信・地域とのマッチングに向けた取組

視察案内や、地域と企業とのマッチングに取り組む。

②ご縁のある企業等を集め、本県への支援に対する感謝を示しつつ、県内を視察してもらうツアーを実施する。

実施方法：県（直営）

(2) 『ご縁』開拓・交流活動 2,522千円

目 的：(1)において、『ご縁』企業との連携をさらに深めつつ、新たな企業の開拓を目的に、ふくしまの実状を多くの企業等知っていただくため、訪問等により意見交換を実施し、復興の実状等のアップデートを行うほか、県内視察等に案内することにより新たな連携・協働につなげていく。

対 象：○他部局が個別連携協定を締結している企業・大学・団体等
○紹介等により繋がりのできた企業・大学・団体等

概 要：①企業等への訪問による新たな連携の提案

②県内視察等のアテンド

③講演会の実施

実施方法：県（直営）

(1)、(2)による成果

- ・『ご縁』企業等とのつながりが良好に保たれ、県と企業等との間で息の長い連携・協働の関係を構築する。
- ・県と『ご縁』企業との取組が、県内市町村、地元企業等に最適にマッチングされ、新しい連携が生み出される。

※引き続き、企画推進室員会議等を活用し、各部局との連携を図っていく。



人口減少対策連携・共創推進事業

42,596千円

福島県 復興・総合計画課
Tel: 024-521-7809

目的

ふくしま創生総合戦略に掲げる取組を着実に推進し、人口減少対策に危機感を持って、オール福島で対応するため、①官民連携・共創基盤の創設、②庁内連携体制の強化、③エビデンスに基づく政策形成能力等の強化に取り組む。

- | | | |
|------------------------------|----------|----------|
| ①【新】ふくしま創生人口戦略官民連携・共創チーム運営事業 | 委託(一部直営) | 6,621千円 |
| ②【新】人口戦略WG等による戦略重点プロジェクト | 直営 | 1,267千円 |
| ③【新】EBPMによる人口減少対策推進業務事業 | 委託 | 32,159千円 |
| ④ 有識者会議 | 直営 | 1,006千円 |
| ⑤ 市町村等との連携推進 | 直営 | 402千円 |
| ⑥ 全国知事会人口戦略対策本部等との連携 | 直営 | 1,141千円 |

事業概要

①人口減少対策官民連携・共創チーム運営事業

ふくしまSDGs推進プラットフォームの分科会として、「ふくしま創生・人口戦略官民連携・共創チーム」を設置し、官民連携で自然減対策、社会減対策を一体的に推進する。

②人口減少対策WG等による戦略重点プロジェクト

ふくしま創生・人口戦略本部を立ち上げ、ふくしま創生・人口戦略ワーキンググループを中心として、部局連携で総合戦略「重点プロジェクト」を推進する。

【戦略重点プロジェクト例】

- ・企業本社機能移転推進
- ・女性活躍推進（ジェンダー平等）
- ・外国人材の受入・共生
- ・人手不足対応
- ・新しい働き方創出
- ・情報発信強化等



③EBPMによる人口減少対策推進業務事業

ふくしま創生・人口戦略本部を立ち上げ、全庁を挙げて取組を進めるにあたり、データの分析、根拠に基づく政策形成、いわゆるEBPMを推進し、効果的かつ効率的な人口減少対策を実施する。

- ①EBPM定着推進業務
- ②人口減少に関するデータ分析・調査業務
- ③データ利活用に関する新たな手法の実証業務

継続事業

④有識者会議

総合戦略の推進・検証体制を構築し、PDCAサイクルのC - Aを進めるため、外部有識者による「ふくしま創生・人口戦略有識者会議」を継続して運営する。

⑤市町村との連携推進

- ・方部別意見交換会の開催や市町村訪問を通して、市町村等の庁外の意見の聞き取りや取組の横展開を図る。
- ・地方創生関係交付金の活用状況の視察や市町村の交付金を活用した新規事業申請を支援する。

⑥全国知事会人口戦略対策本部等との連携

- ・全国知事会人口戦略対策本部（本県知事：副部長）と連携し、国に対し人口減少対策の推進を求めていく。
- ・将来世代応援知事同盟に参画し、加盟道府県の取組を本県の政策立案の参考とし、本県の地方創生・人口減少問題の解決にフィードバックする。

事業の内容

事業目的

事業者が帰還を決断しやすい環境を整備するため、地元事業者からの購入を促す取組など、被災12市町村が各々の実情を踏まえ実施する需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に対し、交付金を交付する。

事業概要

○ 交付対象

避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）

○ 対象事業

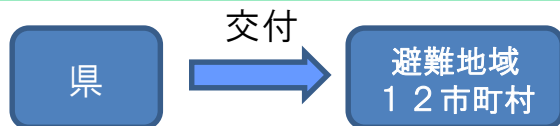
- (1) プレミアム付事業再開・帰還促進券事業
被災12市町村における消費喚起及び経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行に係る経費を補助する。



- (2) 集客効果を高めるイベント事業

被災12市町村における商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する集客効果を高めるイベント等の実施に必要な経費を補助する。

- 補助率
10/10以内



福島県原子力災害被災者事業者再開等支援基金

1 基金の名称

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金
(帰還促進勘定)

2 基金の額

72億円

3 交付対象事業

原子力災害により被害を受けた当県において、被災事業者が帰還を甚大決断しやすい環境を整備することを目的に、地域の需要を喚起する取組に対して支援する事業。

4 基金事業を終了する時期

令和8年3月31日

<事業期間>平成28年度～令和7年度

※ 特定復興再生拠点区域を有しない市町村のうち、4市町村（田村市、川俣町、楢葉町、川内村）は、令和5年度まで。特定復興再生拠点区域を有しない市町村のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な事業縮小を余儀なくされた2市町（南相馬市、広野町）は、令和6年度まで。

5 基金事業の目標

基金事業の実施により、12市町村内の需要を喚起し、被災事業者の事業再開並びに住民の帰還を促進する。



ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業

19,833千円（R6：23,218千円）

福島県 地域振興課

事業の内容

背景・目的・概要

- 本県では、肥満傾向になる子ども（小5・中2）の割合が全国と比べて高く、（令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）また、本県で子育てをしたいと思う県民の割合は、61.4%（令和5年度）にとどまっている。
- 避難地域の復興や人口減少も進む中、子どもたちを安心して産み育て、スポーツに親しむ環境をつくることは重要であり、サッカーを通じた子どもたちの体力づくり・健全育成等の環境づくりを進める。
- 本県には復興のシンボルであるJヴィレッジがあり、令和6年度からは、全国高校総体サッカー競技（男子）が固定開催されることもあり、JFAや県内サッカー関係者と相互連携しながら、より多くの子どもたちがサッカーを通じて元気に力強く成長できることを目指す。
- Jヴィレッジを核とした活力創出を図ることで、サッカーの振興を図り、双葉地域を始めとする本県のサッカーを通じた地域活性化を図る。

ふくしまサッカーチャレンジプロジェクトとは

Jヴィレッジの再生とともに、より多くの子どもたちがサッカーを通じて元気に力強く成長できるよう、JFAや県内サッカー関係者と連携して、小学校・中学校・高校世代の子どもたちを中心に、ふくしまサッカーの振興に向けて、チャレンジするためのプロジェクト。

平成28年11月15日「第1回ふくしまサッカーの振興に関する会議」、平成29年3月23日「第2回ふくしまサッカーの振興に関する会議」を経て策定された。

事業イメージ

① 県内サッカー裾野拡大推進事業 [3,397千円]

子どもたちを対象としたサッカーの交流会・体験事業等を実施することで、子どもたちの心身の充実や健全育成を図る。
（幼稚園児向けのサッカー体験事業、小学生年代の交流大会等開催）

② 「ふくしまサッカーチャレンジ塾」事業 [3,591千円]

県内各地域に新たな強豪校を誕生させるため、継続的に指導者を派遣するとともに指導者や審判員の養成・育成を行う。
（県内の学校等へ指導者の派遣、一般向けサッカースクール等実施）

③ 「Jヴィレッジ杯」事業 [8,544千円]

全国の一流チーム等を招聘した東日本を代表する大会などを実行委員会方式で開催し、再開したJヴィレッジを核とした地域活性化を図る。
（U18男子、U18女子、U14・U11男子のサッカー大会の開催）

④ IHドリームシート招待事業 [4,301千円]

令和6年度より、Jヴィレッジで固定開催されるIHの決勝を県内の子どもたちに観戦してもらい、JFAの育成スタッフによるサッカースクールなどを通じて、身近な目標を与え、モチベーション向上、サッカーの聖地Jヴィレッジとしてのブランディング、応援機運の醸成を図る。



サッカーを通じた子どもたちの体力づくり・健全育成

Jヴィレッジを核にサッカーを通じた地域活性化





事業の内容

伝承館管理運営事業

【目的・概要】

東日本大震災・原子力災害伝承館の維持管理及び運営を指定管理者（公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構）に委託することにより、多様化する来館者のニーズにより効果的・効率的に対応する。

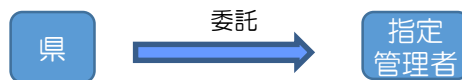
【施設概要】

・所在地 双葉町大字中野字高田39

（復興産業拠点内）

・開館日 令和2年9月20日

【事業スキーム】



【基本理念】

原子力災害と復興の記録や教訓の
未来への継承・世界との共有

福島にしかない複合災害の
経験や教訓を活かす
防災・減災

福島に心を寄せる人々や団体と連携し、
地域コミュニティや文化・伝統の再生、
復興を担う人材の育成等による
復興の加速化への寄与



被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業

【目的・概要】

伝承館を核とした周辺市町村の震災伝承施設等と連携した情報発信事業を実施。風化防止・風評払拭につなげる。

【主な事業】

・被災地域の伝承施設と連携したイベントや国内外への発信、専用サイト等での情報発信

事業イメージ

【伝承館管理運営事業】

- ・伝承館の維持管理
- ・基本理念に基づく4事業の実施

①③資料収集・展示

東日本大震災・原子力災害に関する資料を収集。収集した資料を常設展示や企画展に活用。



④研修

一般来館者や教育旅行を対象とする一般研修と、より専門的な分野の研修を希望する方を対象とした専門研修を実施。



②調査・研究

東日本大震災・原子力災害に関する研究を行い展示等で成果を発信する他、学術研究集会を開催。



【被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業】

- ・県内の伝承施設まとめサイト
- ・復興のあゆみ・魅力発信イベント「3.11伝承ふくしま」





アートによる新生ふくしま交流事業

9,632千円
(昨年度予算 18,490千円)

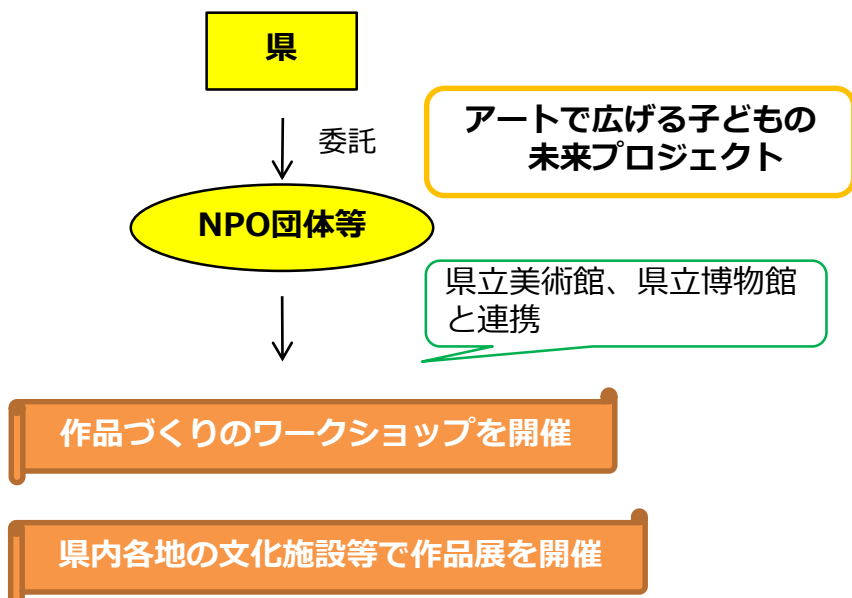
福島県 文化振興課
Tel: 024-521-7154

事業の内容

背景・目的・概要

子どもたちの心豊かな成長を支援するため、アーティストを各学校等に派遣してワークショップを開催し、創造する場を提供するとともに、その姿を県内外に発信する。

条件（対象者等）



事業イメージ

アートで広げる子どもの未来プロジェクト

ワークショップを通してお互いの異なる価値観を共有する場をつくることで多様性を認める寛容な考え方と、自らの心の機微に目を向け表現する力を育んでいく。



(R6「身体と色のインタラクティブなダイアログー絵の具あそびを通じた探求」の様子)

県立美術館及び県立博物館と連携してプログラムを実施するほか、事務局（NPO等）独自企画を展開する。

- ①県内各学校等（保育園、幼稚園～高校等）に周知し実施校を募集。
- ②アーティストが学校等に出向き、ワークショップを実施。
- ③完成した作品を県内各文化施設等（美術館等）に展示。

【実施数】 35回実施予定



東日本大震災・原子力災害伝承館 学習活動支援事業

32,176千円
(昨年度予算 37,129千円)

福島県 生涯学習課
Tel: 024-521-7784

事業の内容

背景・目的・概要

県内外の小中学校及び高校の児童・生徒が、学習活動で東日本大震災・原子力災害伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行う。

【施設概要】

- ・所在地 双葉町大字中野字高田39(復興産業拠点内)
- ・主な用途 展示研修施設
- ・敷地面積 28,178㎡
- ・延床面積 5,256㎡
- ・開館日 令和2年9月20日

条件（対象者・対象行為・補助率等）

- 1 展示エリアを学習活動で利用する際の入館料補助及び障がい者の同伴者1名分の入館料補助

【補助先】指定管理者

【補助率】10/10

- 2 伝承館を学習活動で訪問する際の貸切バス代の補助

【補助先】県内中学校（市町村立、県立、私立及び国立）

【補助率】定額補助（浜通り、中通り、会津で補助額が異なる）

- 3 中学生が震災学習を通して得た学習成果を発信し、県内外の中学生・教育関係者等の関心を高め、風化防止を図る。

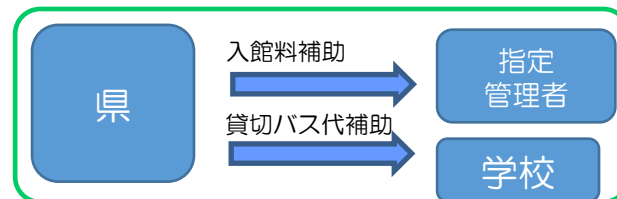
【公募型プロポーザルによる委託事業】

【見積限度額】5,455千円

事業イメージ

事業スキーム

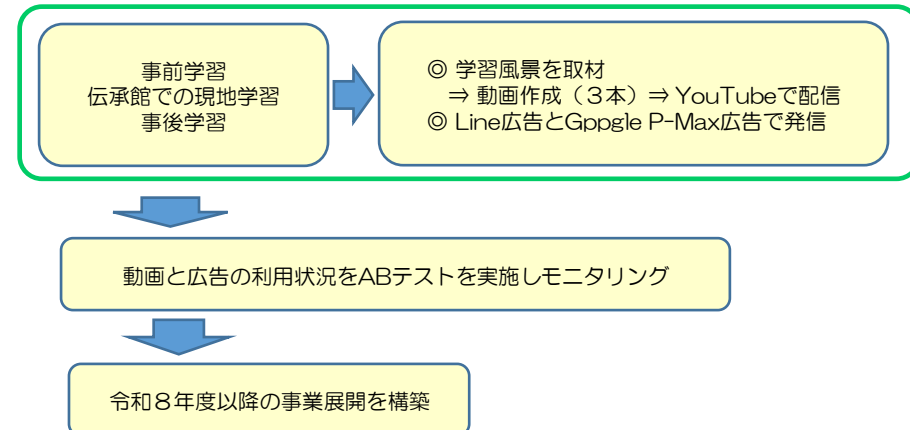
【入館料補助及び貸切バス代補助】



【学校団体による研修プログラム受講の様子】



【震災学習成果発信事業】





次世代へつなぐ震災伝承事業

24,992千円
昨年度予算 19,993千円

福島県 生涯学習課
Tel: 024-521-7404

事業の内容

背景

- 発災から14年が経過し、震災の事実と経験をいかに伝承していくかが大きな課題となっており、語り部等の生の声による伝承の継続が重要となっている。
- 令和4年度に「ふくしま語り部ネットワーク会議」を設置し、団体間の連携は進んでいるが、後継者の不足等の共通課題の克服に向け、引き続き取組が必要。
- 他都道府県における語り部派遣のニーズは高く、取組の更なる拡大が必要。
- モデル事業として実施した伝承者育成講座の結果を踏まえ、より幅広い人材の育成に向け講座の本格実施が必要。

目的・概要

- ・ 発災から14年が経過し、全国で東日本大震災の風化が進んでいる中、語り部等による、震災の経験や福島の実状を伝える活動の拡大を図ることにより、風化防止・風評払拭につなげていく。
- ・ 県内語り部団体等の連携を支援し、次世代の伝承を担う人材を育成するための持続可能な震災伝承の体制構築を図る。

事業イメージ

ネットワーク・レベルアップ

- ・ 県内語り部団体等で構成されるネットワーク会議と連携し各種事業を実施。
- ・ 「ふくしま震災伝承者交流会」の若い世代へ参加の働きかけによる、連携強化と人材の掘り起こしを図る。

人材育成

- ・ 本県版伝承者育成プログラムによる伝承者育成講座を実施。
- ・ 「次世代伝承者育成検討PT」による、育成講座の成果と課題を踏まえての磨き上げ
- ・ インバウンド対応・海外派遣に向けた外国語指導講座（英語・中国語）の実施。

県外等への語り部派遣

- ・ 県外派遣事業を拡大し、需要拡大
- ・ 派遣事業の結果を踏まえ、派遣システムの改善。
- ・ 海外への語り部派遣を推進。



各種事業を語り部団体等に引き継ぎ、団体主体の執行体制の構築を図り、ネットワーク会議が主体となって、継続的に全国に語り部等を派遣できる体制・システムを構築する。

福島の語り部の活動が全国的に拡大

- ⇒ 風化防止、風評払拭
- ⇒ 震災の教訓・防災の学び、交流人口拡大





事業の内容

概要

福島県の子どもたちが、県内で復興・再生に邁進している団体等に対して取材を行い、震災の経験や教訓、復興に向けての取り組みを学び、ふるさとの良さや未来について考え、自分の言葉で新聞にまとめ、発信することにより、ふるさとへの愛着心を育むとともに、福島の復興を広く国内外に発信する。

また、事業の成果物を活用し、「ふくしま」を広く県内外・世界に発信するとともに、受講生が作った新聞を各学校へ配付するなど、福島の実状や復興への取り組みを認識し、福島の未来を考える機会を提供する。

効果

- 子どもたちが、自ら学び、考え、自分の言葉で発信する体験を支援することで、「福島」の未来を担う人材を育成することができる。
- 作成した新聞等の活用を図り、県内外に避難している方やイベント等での配布、各種パネル展開催時に併せての紹介、英訳新聞の県HPでの公開等により、県内外、世界に広く「福島」を発信することができる。
- 事業の成果物（新聞）を県内の各学校に配付するとともに、同年代の子どもたちの活躍を知らせ、ふるさと「福島」の実状や復興の取り組みを認識したり、福島の未来を考えたりする機会を提供することで、事業効果を全県的に広めることができる。

事業イメージ

- 受講生は小学校高学年～高校生まで30名程度。
- 時期は8月中、取材先は県内で復興に取り組む個人や団体を対象。
- 新聞記者（地方紙2紙）による取材及び新聞作成の支援あり。
【1日目】東日本大震災・原子力災害伝承館見学 取材
【2・3日目】記事の書き方 記事起こし 紙面作成
【4日目】発表会 参観者150名程度
池上彰氏による講評・講演
- 作成した新聞は、県内の小・中・高・特別支援学校等に配布。
- 新聞は英訳して課のホームページに掲載・発信。



【取材状況】

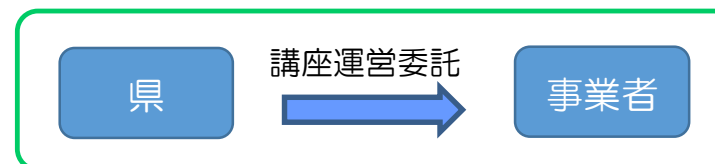


【新聞作成】



【発表会】

事業スキーム





地域連携型人材育成事業 (双葉地区教育構想)

26,063千円
(昨年度予算 25,970千円)

福島県 スポーツ課
Tel: 024-521-7875

事業の内容

背景

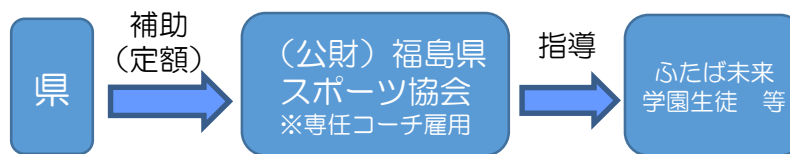
「真の国際人として社会をリードする人材の育成」を基本目標として、平成18年度より富岡高校を核にスタートした。平成29年度からは、ふたば未来学園高校と双葉郡8町村、関係団体との連携による構想に引き継がれ、着実に成果を上げてきた。この間、ふたば未来学園中学校の開校やJFAアカデミーの帰還など、構想をとりまく様々な情勢が変化していることから、新たな構想が策定された。

スポーツ分野の構想である「新時代のトップアスリートの育成」については前構想から引き継がれている。

目的

スペシャルコーチの招へいを始めとした充実した練習環境など、中学校・高校の6年間の一貫した指導プログラムを通して高度なスポーツ技術を習得するだけではなく、国際感覚とコミュニケーション能力、優れた人間性を身に付けたトップアスリートの育成を行う。

条件（対象者・対象行為・補助率等）



事業イメージ

○ 双葉地区教育構想推進事業

ふたば未来学園高等学校及び同中学校において、バドミントン競技とレスリング競技の専任コーチを招へいし、国内トップレベルの指導による競技力の向上を図る。

－新構想の推進体制－



県	企画調整部 文化スポーツ局 教育庁
8町村	広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村
競技団体	県スポーツ協会 JFAアカデミー福島 県サッカー協会 県レスリング協会
大学等	福島大学 東日本国際大学 JICA



双葉郡教育復興ビジョン推進協議会
双葉地域域学校協働本部
WWL事業 (R5～R7) 等の連携校
ふたばの教育復興応援団 F-REI等



世界を舞台に活躍できる
人材（スポーツ・スペシャリスト）の育成

事業の背景・概要

事業の背景

避難地域において、着実に復興が進められるなか、県外の人々に避難地域の復興状況や多様な魅力等に直接触れてもらうため、復興の実情や正確な情報を「歩く体験」とおして実感してもらうことで、避難地域の風評の払拭、にぎわいの創出や活性化を図る。

事業概要

■歩いて楽しむ復興探究事業

県外の人々に、避難地域の復興の状況や素晴らしい景観、歴史・文化等を効果的に理解してもらうためフットパス（※）コースの制作、専用サイトでの動画配信や広告配信等による情報発信、イベントの開催等を行う。

（※）フットパスとは・・・

「イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径」

- ①フットパスコースの調査、マップの制作
- ②戦略的な情報発信
- ③フットパスイベントの開催

事業内容

① フットパスコースの調査、マップの制作

- 市町村の関係者に対するフットパスの意識醸成
- 専門家を招聘し、ワークショップ（以下、「WS」という）を実施
 - ・既存コースのブラッシュアップ、コース決定
 - ・新規コース作成（スポットの洗い出し、現地踏査）
 - ・WSメンバー：景観や歴史・文化、食、植物等に詳しい者
 - ・マップ制作

② 戦略的な情報発信

- 12市町村フットパス専用サイトによるPR
- SNS等を用いて興味関心のある層に向けた情報発信
- コースのPR動画制作

③ フットパスイベントの開催

- 完成したコースにおいてイベント（スタンプラリーやフォトコンテスト、ツアー等）を開催
- 全国に向けて情報発信が期待できる雑誌編集者等を招待



災害救助法による救助事業

290,062千円
(R6 282,380千円)

福島県 生活拠点課
Tel: 024-521-8306

事業の内容

背景・目的・概要

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対し、災害救助法に基づき、国及び市町村と協力して必要な救助を実施する。

救助の種類は、以下の10種類であるが、現在実施中の救助は、①のうち応急仮設住宅の供与（民間借上住宅等を含む）のみである。

引き続き、応急仮設住宅としての県外民間賃貸住宅の借上げ等の応急救助を行う。

<救助の種類>

- ① 避難所の設置、応急仮設住宅の供与（現在実施中の救助）
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去



事業イメージ





母子避難者等高速道路無料化支援事業

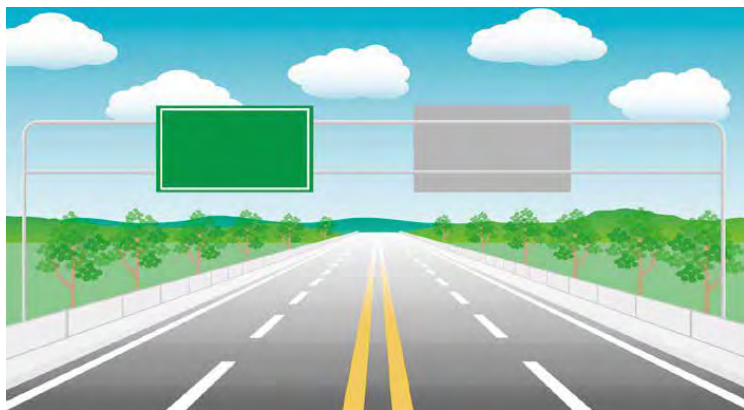
23 百万円
(昨年度予算 33 百万円)

福島県 避難者支援課
Tel: 024-523-4250

事業の内容

背景・目的・概要

原子力災害による国の母子避難者等高速道路無料措置に伴い、各高速道路会社に対し、国の交付金を活用して減収分を補填する。

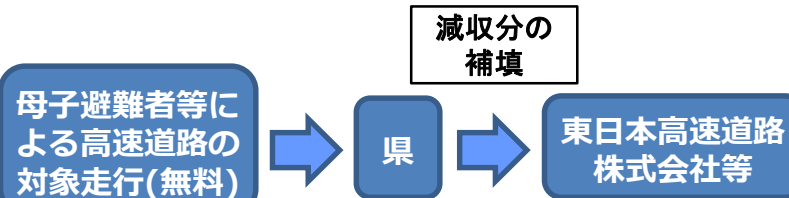


事業イメージ

「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」（国土交通省・復興庁）

- 1 対象者
原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等を除く。）に居住しており、令和3年3月31日までに原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等及び対象地域内に残る父親等
- 2 対象車種
中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両）
- 3 対象走行
東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジと父親等居住地の最寄りインターチェンジ間の走行（途中乗車・下車不可）

条件（対象者・対象行為・補助率等）

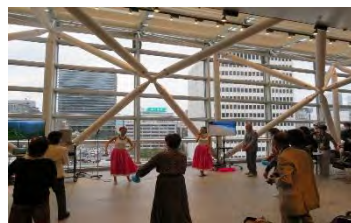


事業の内容

背景・目的・概要

東日本大震災及び原子力災害により県内外に避難を継続している県民に対して、相談対応や戸別訪問、交流機会の提供などを通して、避難者の個別課題の把握と解決を図り、関係機関や民間団体等と連携しながら、避難者の生活再建や帰還に結び付ける。

【全国に設置している生活再建支援拠点（相談窓口）や交流会の様子】



・相談対応や戸別訪問、交流機会の提供など



- 個別課題の把握と解決に向けた支援
- 避難者の生活再建や帰還
- 被災者の「心の復興」

事業イメージ

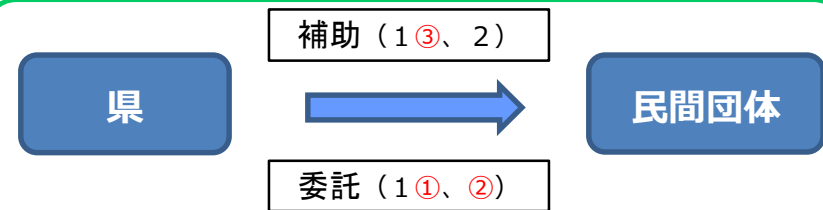
1 県外避難者支援事業

- ①生活再建支援拠点の設置 **252,015千円**
県外避難者が避難先で直接相談できる場の提供や相談会・交流会等の開催などを通して、今後の生活再建や帰還に向けて必要な支援を行う。
- ②復興支援員の設置 **60,886千円**
戸別訪問等により避難者の個々の課題を把握し、専門機関等の具体的な支援につなげる。
- ③民間団体等が行う支援事業への補助 **154,544千円**
県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還の判断につながるよう、民間団体等が実施する県外避難者の実情に応じた事業に対し補助する。

2 県内避難者・被災者支援事業

- 民間団体等が行う支援事業への補助 **116,611千円**
避難・被災した県民が、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活するための、民間団体等が実施する事業に対し補助する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）



事業の内容

背景・目的・概要

東日本大震災及び原子力災害により避難を継続している県民が、ふるさととのつながりを維持し、生活再建や帰還に結び付くよう情報提供を行う。



(ふくしまの今が分かる新聞)

- ・ふるさとの情報
- ・安心や生活再建につながる情報



- ふるさととの絆を維持する
- 避難者の生活再建や帰還に結び付ける

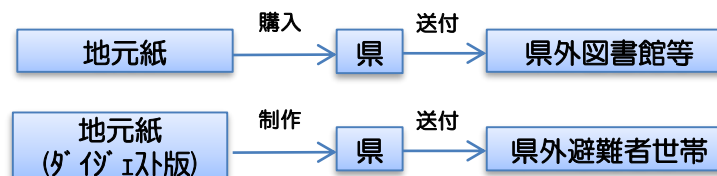
事業イメージ

1 地元紙の提供

県外の図書館等の公共施設や避難者が集う交流拠点に地元紙（福島民報、福島民友）を送付し、避難者等の閲覧の用に供する。

また、県外避難者世帯向けに地元紙ダイジェスト版を制作し送付する。

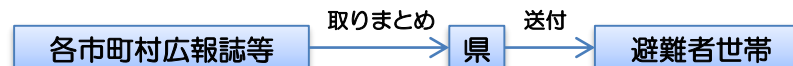
87,248千円



2 広報誌の送付

原発特例法指定13市町村からの避難者及び避難指示区域以外からの県外避難者世帯に対し、県、市町村の広報誌やお知らせ等を戸別送付する。

83,768千円



3 地域情報紙の発行

福島の復興に向けた動きや避難者の生活再建や帰還の判断に繋がる情報等を盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を隔月発行し、県内外の避難者世帯に戸別送付する。

21,834千円



避難市町村生活再建支援事業

776,406千円
(R6 809,644千円)

福島県 生活拠点課
Tel: 024-521-2832

事業の内容

背景・目的・概要

応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された区域からの避難世帯のうち、東京電力の家賃賠償が平成30年3月末で終了した世帯等の家賃等の負担を軽減するとともに、生活再建に関する意向を確認して必要な支援を行うことにより、避難世帯の円滑な生活再建に結びつける。

【対象者】

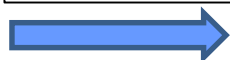
大熊町、双葉町からの避難世帯のうち、

- ・東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯
- ・応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転（※）後、継続して賃貸住宅等に居住している世帯

※平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転

県

福島県家賃等
支援事務センター



助成・意向確認

避難世帯

事業イメージ

1、避難市町村家賃等支援事業 763,912千円

対象となる避難世帯に対して、家賃賠償終了後の家賃等を助成する。

【助成対象経費】

家賃、共益費（管理費）及び更新手数料

※家賃（共益費、管理費を含む）の上限額は次のとおり。

- ・賃貸住宅等1戸につき、**令和7年3月分助成額**が上限。
初めて本事業の助成を受ける場合の上限額は以下の3つの額のうち最も少ない額。
 - ①実際に負担している家賃（共益費・管理費を含む）
 - ②入居者数に応じた金額（4人以下月6万円、5人以上月9万円）
 - ③平成30年3月分の東京電力の家賃賠償額
- ・居住可能な持ち家を有する世帯や、応急仮設住宅の供与を受けている世帯は助成対象外。

2、避難市町村避難者意向確認事業 12,494千円

対象となる避難世帯のうち、特に課題のある世帯に対して、生活再建に関する意向を確認し、必要な支援を行う。

①県（委託業者）の電話による実態把握



②国・県・東京電力の戸別訪問等による、支援が必要な世帯への意向確認



ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業 13 百万円 (昨年度予算 16 百万円)

福島県 避難者支援課
Tel: 024-523-4250

事業の内容

背景・目的・概要

東日本大震災及び原子力災害により避難を継続している県民に対して、一定期間の住宅確保を支援するとともに、応急仮設住宅等から避難指示が解除された地域に帰還する世帯を支援する市町村に対し、事業費を補助する。

1 ふるさと帰還支援事業 5, 410 千円

県内外の応急仮設住宅等から避難指示が解除された地域に帰還する世帯に移転費用を支援する市町村に対し、事業費を補助する。

(補助対象) 応急仮設住宅等が供与され、かつ帰還世帯に移転費用を支援する市町村

(補助率) 定額

< 1 世帯あたり補助額 (県内) >

単身: 30千円、複数人: 50千円

< 1 世帯あたり補助額 (県外) >

単身: 50千円、複数人: 100千円



2 避難者の住宅確保支援事業 7, 039 千円

国家公務員宿舎に係る国有財産使用許可終了に伴い発生した損害金を国へ支払う。

事業イメージ

ふるさと帰還支援事業

【現況】



住民帰還が進まない

【復興加速】



被災地域の復興



住民帰還

避難指示解除区域が存在する市町村の復興

住民帰還
「人」への支援

負担軽減のために市町村が行う
移転費用の補助
※県は市町村の事業費を定額補助





原子力賠償被害者支援事業

5,554千円
(昨年度予算5,585千円)

福島県 原子力損害対策課
Tel: 024-521-7103

事業の内容

事業の概要

原子力発電所事故による被害を受けた個人、個人事業主及び法人を対象として、被害者の円滑な賠償請求を支援するため、弁護士による法律相談を始めとする事業を実施する。

1 原子力損害賠償法律等相談事業

(令和7年度当初 2,610千円)

- 県に対する法律等相談業務
 - ・原子力発電所事故による損害について、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう、原賠法等の法律解釈など専門知識を踏まえた見地から国に要望活動等を行っていく必要があるため、法律等の専門家と相談する体制を構築する。
 - ① 原賠法等の法令解釈及び適用についての助言
 - ② 損害賠償に係る現行法に関する問題等についての助言
 - ③ 福島県原子力損害対策協議会における被災市町村・団体等への助言
 - ④ 原子力損害賠償に伴う東京ホールディングス株式会社との交渉における助言
- 電話問合せ窓口（毎週水曜日 午後）
 - ・被害者から法的解釈等について、個別具体的な相談が寄せられているため、円滑な請求・支払に向けた被害者支援として、弁護士による電話相談を実施する。

2 原子力損害賠償個別法律等相談事業

(令和7年度当初 2,944千円)

- 被害者の避難先等の実情を踏まえながら、県弁護士会及び県不動産鑑定市協会と連携し、個別面談方式による法律相談等を実施する。

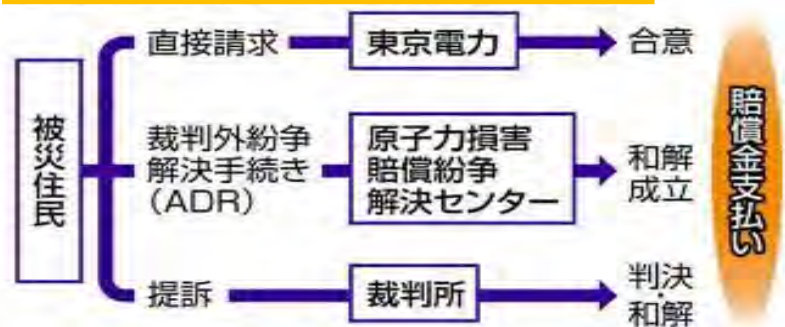


■原子力発電所事故による損害賠償請求について

原発事故が原因で被った損害について、東京電力から損害賠償を受けるため、①直接請求、②裁判外紛争解決手続（ADR）、③提訴（裁判）の方法がある。



原発事故による損害賠償請求の流れ

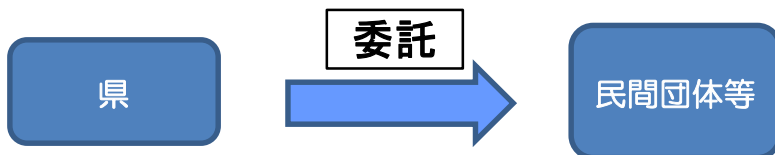


事業の内容

背景・目的・概要

生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、コミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅の入居者同士や地域住民との交流活動の支援等を行う。

① 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成



② 団地自治組織の自立及び活性化



事業イメージ

① 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成

コミュニティ交流員を配置し、交流活動の企画・運営、団地の自治組織の立上げや地域との対話の場づくりを進めるなど、復興公営住宅の入居者同士や地域との橋渡しを担う。

<コミュニティ交流員によるコミュニティ形成支援(取組)>



【交流会】



【自治組織の設立】



【地域との懇談】

② 団地自治組織の自立及び活性化

コミュニティ機能の強化や自治活動の活性化を図るため、団地の自治組織が自発的、主体的に取り組む活動を後押しする。

<復興公営住宅自治活性化事業補助金(対象事業)>



【自治活動活性化事業】

(例) 料理教室



【地域交流活動事業】

(例) 地元町内会との餅つき



【普及啓発事業】

(例) ワークショップ

事業の内容

背景・目的・概要

東日本大震災の被災者等に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金貸付を行う。

○災害弔慰金

死亡した者の遺族に対して支給

○災害障害見舞金

身体及び精神に著しい障がいを負った者に支給

○災害援護資金

被災者の生活の建て直しに資するために貸付

条件（対象者・負担割合等）

○対象者

東日本大震災で被災した者

○支給要件

震災と死亡又は傷病の関連性が認められる場合

○貸付要件

所得要件を満たし、震災と家屋の損害の関連性が認められる場合

○災害弔慰金・災害障害見舞金の負担割合

市町村：1/4 県：1/4 国：1/2

○災害援護資金の原資負担割合

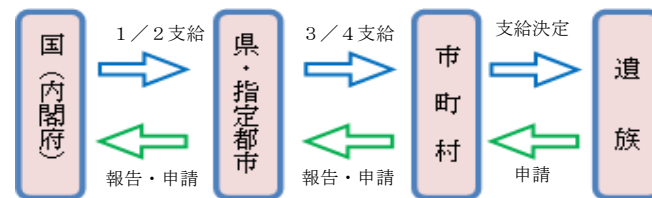
県：1/3 国（県債）：2/3

事業イメージ

○災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市町村が、震災と死因又は傷病の関連性を審査したうえで支給を決定する。

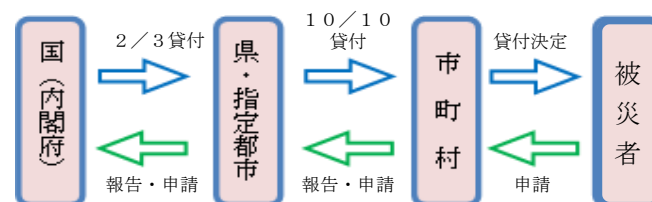
県は、市町村に対し国負担分を含め支給し、国から交付を受ける。



○災害援護資金の貸付

市町村が、所得要件や震災と家屋の損害の関連性を審査したうえで貸付を決定する。

県は、市町村に対し国貸付分を含め貸付し、国から貸付を受ける。





事業の内容

背景・目的

○背景

東日本大震災及び原子力災害からの復興は長期間にわたるものであり、様々な復興支援に取り組む地域活動団体等が継続的に活動を行えるよう環境整備を図る必要がある。

○目的

NPO等が被災者同士、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして実施する、震災・原子力災害からの復興支援や原子力災害に起因する本県の風評払拭の取組、中間支援等の取組を支援することにより、本県のきずなの維持・再生を図り復興・創生に結びつける。また、復興に向け意欲のある企業、NPO法人等が連携・協力して、地域課題の解決に資する事業を検討する機会を設定し、復興に向けた協働事業の創出の促進を図る。

事業内容

ふるさと・きずな維持・再生支援事業（補助金）

○ 補助対象事業

原子力災害に係る風評被害対策活動、震災を契機とした復興支援活動、復興支援等に取り組む団体に対する助言・情報提供といった支援（中間支援）など、震災・原子力災害からの復興に向け効果があると見込まれる取組

○ 補助対象者

県内外のNPO等及び当該NPO等が主体となった協議体

○ 補助率

9/10以内 ※1/10以上は採択団体の自己負担

NPO、企業等との協力・連携事業（委託）

○ 事業対象：県内のNPO、県内外民間企業等

○ 通年でマッチング支援（情報提供、相手方の紹介、取組支援等）等を実施

事業イメージ

ふるさと・きずな維持・再生支援事業（補助金）

○補助対象となる取組例

【原子力災害からの復興に向けた取組】

【コミュニティ形成支援等の震災復興に向けた取組】



福島県産農産物をPRするイベントの開催



被災市町村の住民が交流するイベントの開催

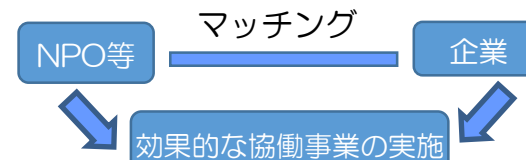
県

最大9/10補助

NPO等

NPO、企業等との協力・連携事業

- マッチング事業の広報、募集
- マッチング支援（情報提供、相手方の紹介、取組支援等）
- 協働シンポジウムの開催（1回）
- 事業の成果普及（マッチング事例集等の作成、公開等）





事業の内容

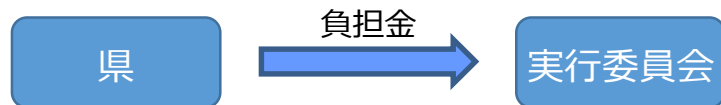
背景・目的・概要

東日本大震災による被災等で活動の存続が困難となっている民俗芸能の継承・発展を図るため、公演の機会を提供し、その魅力を県内外に発信するとともに、団体の実情に応じた総合的な支援を行う。

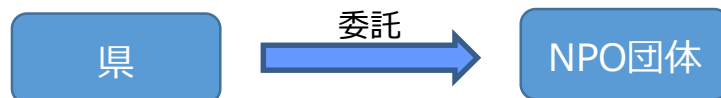
これにより、地域のアイデンティティや地域住民の絆を維持するとともにふるさとへの誇りや愛着心を喚起し、震災からのこころの復興を図る。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

1. 民俗芸能公演事業



2. 民俗芸能復興サポート事業



事業イメージ

1. 民俗芸能公演事業

地域の象徴ともいえるべき民俗芸能の披露の機会を提供し、民俗芸能の継承を図るとともに、その魅力を県内外に発信する。

- ・ふるさとの祭りの開催
(予算額：13,199千円)



(ふるさとの祭りの開催)

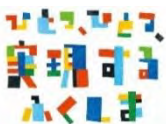
2. 民俗芸能復興サポート事業

専門家派遣による研修会、各団体への個別訪問等を実施し、各団体の実情に応じた総合的、一体的な支援を行う。

- ・研修会（対象：民俗芸能団体、行政等）
- ・個別訪問
- ・担い手の育成
- ・学校との連携活動
- ・復興公営住宅や地元等での披露支援
- ・報告会
(予算額：6,919千円)



(個別訪問の実施)



背景・課題・事業効果

原子力災害以前、双葉地区では、Jヴィレッジや県内サッカーの強化拠点である富岡高校を中心に、地域とサッカーが共存する環境があったが、原子力災害により、Jヴィレッジは休止、富岡高校も休校となり、かつての環境は失われてしまった。

その後、Jヴィレッジは2019年に再開、富岡高校については現在も休校中であるものの、2015年に富岡高校の精神を継ぐふたば未来学園高校が開校し、再びサッカーの強豪校化に向け取り組んでいる。

双葉地区では、R6年度より、Jヴィレッジを拠点にインターハイのサッカー競技が固定開催されることであり、地域の学校がインターハイで活躍する姿は、かつてあった地域とサッカーが共存する環境の再生及び地域の一体感醸成につながるとともに、県内外にサッカーの聖地としての双葉地区再生を強く発信する機会となる。

については、ふたば未来学園の強豪校化を行うとともに、福島県復興計画、福島県総合教育計画、双葉地区教育構想、福島12市町村の将来像に関する提言等を踏まえ、以下の課題に対し、日本サッカー協会(JFA)と連携したサッカーを通じた取組により、課題解決のアプローチを行う。

【解決すべき課題】

1. 復興を担う人材育成
2. 「選ばれる地域の姿」の実現
3. 双葉地方復興・再生の情報発信

事業内容

1. JFAトップコーチ派遣事業(5,869千円)

- JFAからふたば未来学園高校サッカー部に常勤の指導者を派遣し、部員や地域の子どもたちは部活動等を通してJFAの指導を受け、サッカーの強化及び復興を担う人材としての素養を身に着ける。

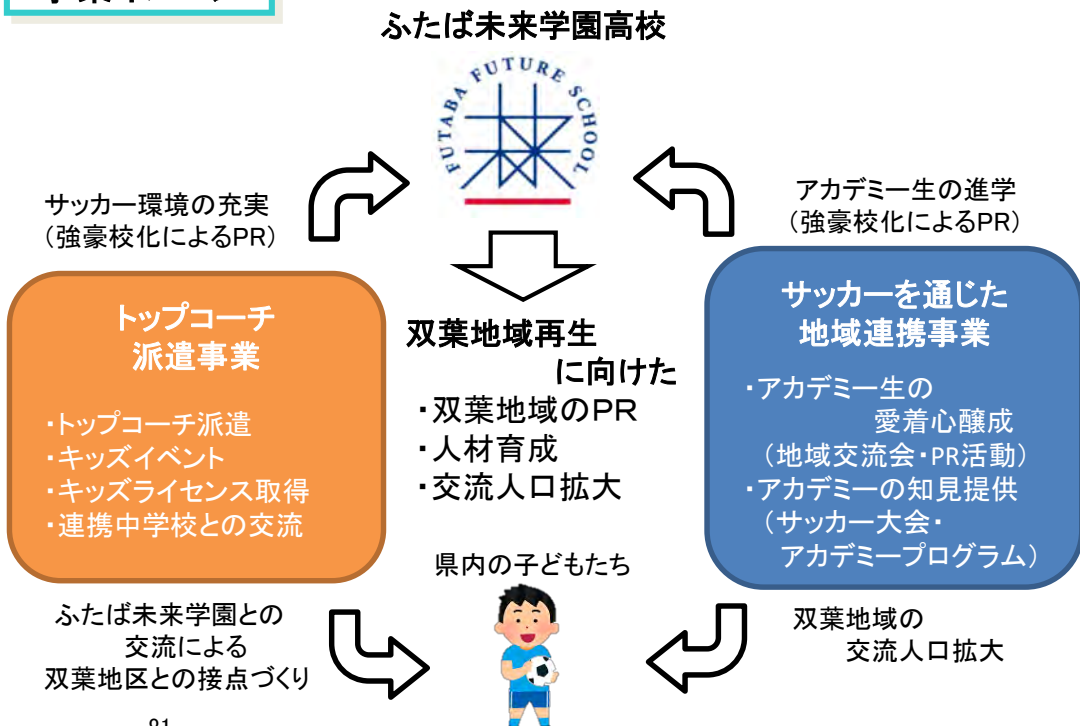
また、生徒が子どもたちの指導方法を学び、その学びを活かしたキッズイベントを開催することで、県内の子どもたち及びその保護者と双葉地区及びふたば未来学園との接点作りを行う。

2. サッカーを通じた地域連携事業(17,956千円)

- アカデミー生が県内の文化や風土、県民にふれあう機会を設けることで、愛着心の醸成を図り、ふたば未来学園高校への進学に繋げることで、JFAトップコーチ派遣事業との相乗効果を図る。

また、サッカー大会等を通じて、JFAアカデミー福島が持つトップオブトップを育成するレベルの高い教育プログラムやアカデミー生とふれあう機会を県内の子どもたちに提供し、人材育成を図るとともに、双葉地域の交流人口拡大に繋げる。

事業イメージ



声楽アンサンブルコンテスト全国大会 開催事業

19,198千円
(昨年度予算19,198千円)

福島県 文化振興課
Tel: 024-521-7154

事業の内容

事業目的

県内の合唱団体は全国的に活躍しており、合唱関係者の間では「合唱王国ふくしま」として知られている。そこで、本県の合唱活動の更なる発展を図るため、継続的に全国規模のコンクールを開催することにより、「合唱王国ふくしま」を全国に発信し、「合唱＝ふくしま」というイメージを定着させる。

事業概要

全国トップレベルの声楽アンサンブルグループによるコンテストを開催する。

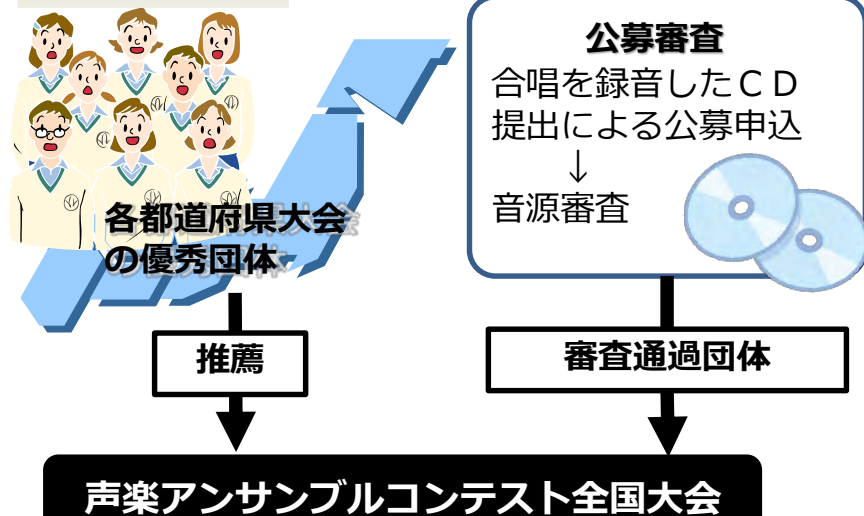
- 開催日程：令和8年3月の4日間
- 開催場所：ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）
- 部 門：中学校、高等学校、小学校・ジュニア、一般
- 出場団体：約130団体（4部門計）
- 開催手法：県、県教育委員会、県合唱連盟などの関係機関で構成する実行委員会に負担金を拠出して実施

県

負担金

実行委員会

事業イメージ



出場団体（約130団体）

部門別コンテスト

- ・ 中 学 校：金賞受賞5団体
- ・ 高 等 学 校： 〃 5団体
- ・ 小学校・ジュニア： 〃 1団体
- ・ 一 般： 〃 5団体

本選

部門別コンテストで上位を占めた16団体で本選を行い総合順位を決定





子ども音楽体験支援事業

2,759千円
(R7新規)

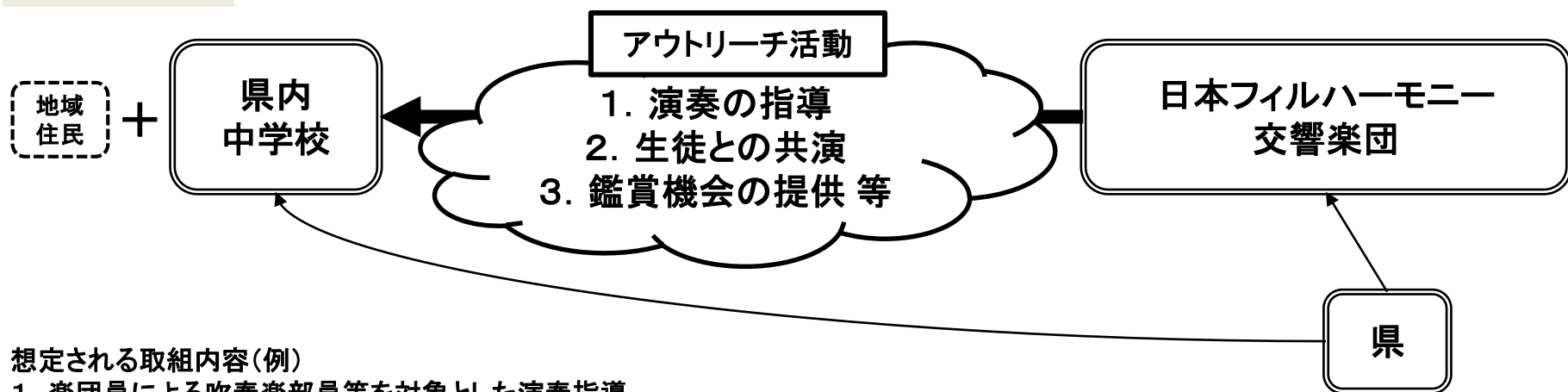
福島県 文化振興課
Tel: 024-521-8633

事業の内容

目的

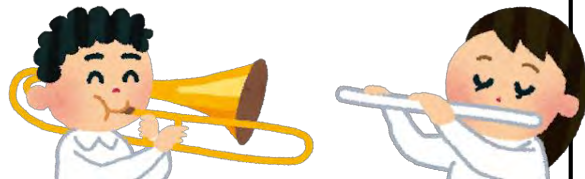
東日本大震災直後から本県の復興を支援し、令和6年に県との包括連携協定を締結した日本フィルハーモニー交響楽団と連携し、県内の子どもたちを対象としたアウトリーチ活動を行うことで、音楽を通じた文化振興、福島県の未来を担う人材の育成を行う。

事業イメージ



想定される取組内容(例)

1. 楽団員による吹奏楽部員等を対象とした演奏指導
2. 訪問する学校の生徒との共演
※吹奏楽や管弦楽に限らず、合唱なども含めた幅広いコラボレーションを想定
※8月にいわき市で開催予定の『東北の夢プロジェクト』コンサートでの共演も想定
3. 訪問校の生徒や地域住民を対象としたミニコンサートの開催
上記の取組に限らず、訪問先の学校の要望を踏まえて様々な取組を実施できることとする。





スポーツふくしま普及啓発・住民参加事業

13,040千円
(昨年度予算13,006千円)

福島県 スポーツ課
Tel: 024-521-7875

事業の内容

背景・目的・概要

- 県内のスポーツ活動を一層推進していくため、誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを進める必要がある。
- 市町村を始めとした、地域でスポーツ活動を推進する団体を参集した会議や、子どもたちの夢・希望を育むスポーツ体験教室、スポーツボランティアの更なる育成、地域スポーツ活動の支える指導者の養成支援等を通じて、県民のスポーツ実施環境の向上に取り組む。

【継続】◆地域スポーツ推進会議

【継続】◆輝け未来へ！スマイルスポーツ教室inふくしま

【継続】◆スポーツボランティア・レガシー事業

【継続】◆地域スポーツ課題解決・環境整備支援事業



条件（対象者・対象行為・補助率等）

「地域スポーツ推進会議」

県

直営

・市町村担当者
・スポーツ関係団体
担当者 等

「スマイルスポーツ教室inふくしま」(一部県直営)
「スポーツボランティア・レガシー事業」
「地域スポーツ課題解決・環境整備支援事業」

県

委託・補助
・民間事業者
・(公財)福島県
スポーツ協会

事業実施

スポーツに親しむ
全県民

事業イメージ

地域スポーツ推進会議

01

- 市町村をはじめとした各関係団体を対象に、先進的な取組を行う県外の総合型地域スポーツクラブの好事例の紹介や地域スポーツの一体的な環境づくりをテーマに、各地域の課題解決・情報共有を目的とした分科会を実施する。

【参加対象】 市町村、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 等



輝け未来へ！スマイルスポーツ教室 in ふくしま

02

- パリ2024夏季オリンピック競技種目等の体験教室を開催し、子どもたちの夢や希望を育み、未来へ挑戦するきっかけを提供する。

【教室種目（予定）】スカイスポーツ、ブレイクダンス
【実施場所】県内各地（中通り・会津）



スポーツボランティア・レガシー事業

03

- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に根付いたボランティア文化を継承し、「スポーツボランティア」人材育成に向けた研修会を開催し、「ささえるスポーツ」活動の一層の普及浸透を図る

【実施内容】初心者基本・実践研修、リーダー研修 等（予定）



（新）地域スポーツ課題解決・環境整備支援事業

04

- 地域スポーツ活動を支える指導者養成・確保に向け、日本スポーツ協会公認資格取得または更新のための経費を補助する。 ※一定の条件あり

【実施方法】(公財)福島県スポーツ協会へ補助



県民の誰もが豊かなスポーツライフを創造できる
「生涯スポーツ社会」の実現へ



スポーツふくしまビルドアッププロジェクト

113,562千円
(昨年度予算 110,827千円)

福島県 スポーツ課
Tel: 024-521-7875

事業の内容

背景・目的・概要

- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や本県選手の活躍により、県民の競技スポーツへの関心が一層高まっている。
- 一方で、近年、国民スポーツ大会の総合成績は低迷しており、特に少年種別の競技力向上が課題である。
- 国スポ等で上位入賞できる県内競技団体の「強化」に加え、キッズ・ジュニア世代の重点的な「育成」潜在能力が高く将来性のある選手の「発掘」高いコーチングスキルを有する指導者の確保に向けた「指導者養成」に取り組む。

「発掘・育成・強化・指導者養成」の一体的な推進による
持続的な本県スポーツ競技力の向上を図る。

強化 国スポ強化支援事業 / 冬季国スポ強化支援事業
/ リアライズスポーツ強化指定事業
/ ネクストアスリート支援事業

**指導者
養成**

育成 ジュニアアスリート強化指定事業
/ 拠点スポーツサポート事業

発掘 ふくしまシャイニングスタープロジェクト



条件（対象者・対象行為・補助率等）

県

・補助（定額）
・委託

・（公財）福島県スポーツ協会
・（公財）福島県障がい者スポーツ協会
※一部のみ

・県内各競技団体
・中学・高等学校運動部（クラブチーム等）
・若手アスリート
・競技指導者 等

事業イメージ

日本代表
クラスの輩出



強化

指導者
養成

国体等上位入賞
選手輩出
種目増加

育成



発掘

【ネクストアスリート支援事業】（3,489千円）

国際的な大会等での活躍を目指す若手アスリートの、強化練習会や国際大会などへの参加に要する費用を支援

【国スポ強化支援事業】（78,024千円）

県内競技団体がアドバイザーコーチやロールモデルコーチ、アスレチックトレーナーを招聘し、競技力向上に向けての強化練習会等を実施するための費用や公認指導者資格取得にかかる経費を支援

【冬季国スポ強化支援事業】（7,408千円）

冬季競技の県内競技団体がアドバイザーコーチやロールモデルコーチ、アスレチックトレーナーを招聘した強化練習会等を実施するための費用や公認指導者資格取得にかかる経費を支援

【リアライズスポーツ強化指定事業】（5,537千円）

競技力向上が期待される団体種目の少年種別を支援

【拠点スポーツサポート事業】（3,862千円）

競技人口が少ない競技団体の強化拠点地域におけるキッズ・ジュニア選手の活動を集中的に支援

【ジュニアアスリート強化指定事業】（13,578千円）

少年種別の競技力向上のため、高校、中学校、クラブチーム、ジュニア選手を指定し、競技団体と連携を図りながら競技力向上の活動を支援

【ふくしまシャイニングスタープロジェクト】（1,664千円）

オリンピック出場選手輩出実績のある競技やパラスポーツ競技の体カテストや適正テスト等を行い、将来性があるアスリートを発掘する。

持続的な本県スポーツ競技力の向上



再生可能エネルギー復興支援事業 1,357,637千円 (4,080,984千円)

福島県エネルギー課
Tel:024-521-8417

事業の目的

福島新エネ社会構想再生可能エネルギー導入拡大事業

本県を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく、阿武隈山地・沿岸部において整備される共用送電線及び当該共用送電線に接続する再生可能エネルギー発電設備の導入や送電線の整備を支援する。

事業の概要

- (1) 財源
国庫（福島新エネ社会構想に基づく令和7年度国予算措置）
- (2) 対象地域
阿武隈山地等
- (3) 補助率

① 再エネ発電設備等	1/10
② 自営線・蓄電池等（①に付帯）	1/2
③ 共用送電線	1/2



事業効果

【完了】再生可能エネルギー復興支援事業

実施年度：H27～R2

導入量：約126MW(太陽光約126MW)

【第二弾】福島新エネ社会構想再生可能エネルギー導入拡大事業

実施年度：H29～R8

導入予定量：約600MW(太陽光約235MW、風力約360MW)

再エネ導入推進による復興支援

事業イメージ





市町村復興・地域づくり支援事業

R7 45,449千円
(R6 45,449千円)

福島県 地域振興課
Tel: 024-521-7118

事業の内容

背景・目的・概要

【目的】

総務省「復興支援員制度」を活用し、地域の実情に応じた住民主体の地域コミュニティ再構築のための活動を支援するため、復興支援（専門）員を設置し、福島県の復興・創生に寄与する。

【事業概要】

(1) 復興支援専門員設置事業（継続）

復興支援専門員を設置し、県及び市町村が設置する復興支援員及び地域おこし協力隊の応募者確保のため募集活動を強化するとともに、復興支援員及び地域おこし協力隊員同士のネットワーク形成や活動支援による人材の育成を図りながら、復興・創生人材として県内への定着を支援する。

(2) 阿武隈地域復興支援員設置事業（継続）

阿武隈地域（県内26市町村）は、奥会津地方と並び県内でも人口減少・高齢化が進んでいる厳しい地域であり、かつ、震災及び原発事故により避難を余儀なくされた地域を含み、地域コミュニティの衰退が危惧されている。

阿武隈らしさをいかしながら、地域住民が主体となって地域の実情に応じたコミュニティの再構築を図るため、地域情報の発信等を行う。

事業イメージ

(1) 復興支援専門員設置事業（継続）（29,887千円）

復興支援専門員3名（継続3名）の雇用、活動支援等

ア 復興支援員、地域おこし協力隊の募集活動の強化

イ 復興支援員、地域おこし協力隊の活動支援

ウ 復興支援員、地域おこし協力隊の地域への定住支援

(2) 阿武隈地域復興支援員設置事業（継続）（15,116千円）

復興支援員3名（継続3名）の雇用、活動支援等

ア 被災者コミュニティの維持・再構築のための地域イベントの企画、実施

イ 商工会、観光協会等と連携した地場産業振興策の検討、支援

ウ 阿武隈地域活性化に関する調査、地域情報の発信等

(3) 市町村復興・地域づくり支援事業運営経費（継続）（446千円）

復興支援（専門）員活動経費等

条件（対象者・対象行為）

○対象者：復興団体、NPO

○対象行為：復興支援（専門）員の雇用、活動支援等



福島ゆかりのコンテンツによる地域活力創出事業

R7:36,929千円 (R6:36,962千円)

福島県 地域振興課
Tel: 024-521-7102

実施理由

○我が県の最重要課題 = 「人口減」に対する「**福島ならではの**交流人口拡大策」の必要性

- ① 急激な人口減少（過去最大の自然減、全国下位水準の社会減）
- ② 自治体間の人口（マンパワー）獲得競争の激化
- ① 福島が「選ばれる」ための**独自の地域資源**を活かした情報発信
- ② 地域・関係機関と連携した**若者の県内還流**の促進

施策の方向性

従来

- ・ イベントの単発実施 → 【課題】年度や小事業間をまたぐ連動性・効果の持続性が欠如。
- ・ 各種コンテンツ事業の並行実施 → 【課題】ターゲット絞り込みが不十分。

⇒地域に「**積み上げ**」を残す戦略／コストパフォーマンスを高めるため、**市場性・競争優位性**のある施策へ特化する必要性

注力すべき「**コンテンツ**」を選別

※IP=Intellectual Property（知的財産）

- 「ウルトラマンARスタンプラリー」のマーケティング（ターゲットへのアプローチ）を徹底。交流人口拡大に対するポテンシャルを確認。
 - ▶ 参加者数が大幅増（R5：78,318人→R6：**198,900人見込**）、イベント告知動画（Youtube）は3ヶ月で**184万再生**。= **強力な地域周遊効果を発揮**
 - ▶ コラボメニューは9月末時点で**4,435食以上、322万円以上の売上げ**（※先着ノベルティ配布数から試算。配布終了後も提供継続中の商品も有り）
 - ▶ ウルトラマンIPを活用した県産品（※本件事業を通じ開発）が欠品するほど人気となる = **地域経済への副次的効果も拡大**。
- 『ゴジラ-1.0』のアカデミー賞獲得を契機に、国内外で「特撮」への注目度が急上昇。
特撮文化推進事業実行委員会で協働する特撮関係者を通じて、本県出身の円谷英二監督や須賀川特撮アーカイブセンター等**本県と「特撮」のつながり**が各種メディアで紹介され、**独自かつ幅広い層の関心を集めるコンテンツ**に。※特撮アーカイブセンター入場者数（R6）：年間3万人（うち6割県外）見込。

⇒**事業間協働**の更なる強化／これまでの交流人口拡大効果に加え、新たな「人の流れ」を創る「**若者**」への**新たなアプローチ**の必要性

『**特撮デスティネーションふくしま**（Tokusatsu Destination Fukushima）戦略』の開始

- ① **本県ゆかりの「特撮」コンテンツに特化した小事業を相互連携して実施。「特撮といえば」第一想起される地域を目指す。**
- ② 2つの実行委員会（ウルトラふくしま実行委員会／特撮文化推進事業実行委員会）を軸に、**県外人材と地域を繋ぐ推進体制**を構築。
- ③ 特撮文化推進事業を通じて若者が本県に関わる機会を提供し、コンテンツを通じた**関係人口創出、人材の県内還流**に取り組む。

ウルトラマンARスタンプラリー

- 奥会津地域、相双地域の周遊強化
- 期間中のリピーター拡大の取組

特撮文化推進事業

- 特撮コンテンツを通じてトップクリエイターや
- 県内外の若者へ特撮文化推進事業を通じた地域とネットワーク構築→日本のトップランナーに「関わりしろ」の提示、本県への興味喚起

新たな人の流れ、更なる川幅の創出

県外、国外への認知拡大

コンテンツを核とした
地域ネットワーク拡大

人材の県内還流

R8～

目的

国の国家戦略特区制度において特区指定自治体にのみ認められた規制・制度の特例措置を活用し、地域課題の解決や新産業創出等による地域活性化を図る。

必要性

- 震災・原発事故からの復興と急激に進む人口減少への対策など、多くの課題を抱える中で、復興や地方創生に向けチャレンジを続けていくにあたり、提案が認められたドローン・水素以外にも特区制度の活用が必要となる。
- 福島県：令和6年6月に国家戦略特区の区域指定を受ける。
- 指定自治体は、継続的な規制・制度改革に取り組むことが求められており、年1回、取組状況について評価を受けるとともに、評価結果が公表される。
- 特区申請にあたり国へのプレゼンにおいて、知事が「今後も必要な規制改革に取り組んでいく」ことを明言

➡ 国家戦略特区制度を活用した
新たな規制改革事項の提案や既存特例の活用を
進めていく必要

各部局や市町村、事業者に対して特区制度の周知・理解を図るほか、検討を促すための取組を進めていく

取組内容

- 庁内関係課で構成する、「国家戦略特区における規制・制度改革検討プロジェクトチーム」において、庁内検討状況の共有及び新規提案に向けた案件の磨き上げ
- 勉強会の開催
対象：庁内各課、市町村・事業者 回数：年2回
- 先進地等の視察
視察先想定：愛知県、新潟市
- 市町村・事業者向け特区活用ガイドブックの作成
500部（A4・8ページ）

国家戦略特区制度

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を促進し、地域経済の活性化を図るため、国が定める国家戦略特区区域において規制・制度改革を総合的かつ集中的に推進する取組。

国家戦略特区の指定区域（2024年6月現在）



＜福島県の取組方針＞

【指定の時期】

令和6年6月：国家戦略特区の区域指定

【目標】

- 利便性の高いドローン配送を全国に先駆けて実現するなど、新技術の早期実装を進め課題解決を図るとともに、その横展開に取り組み、地方創生の新たなモデルとなることを目指す。
- 継続的に規制・制度改革に取り組んでいくための推進体制を構築しつつ、新技術も活用した生活関連サービスの維持・向上に資する幅広い分野・地域を対象とした取組を進める。

【主な取組】

段階的なドローン配送サービスの実装・拡充
圧縮水素の貯蔵量上限緩和による水素社会の実現

第4章 各総室及び各局の 取組目標と主要事業

第1 企画調整総室

Tel: 024-521-7105 (広報広聴担当)

◇ 企画調整総室の取組目標

企画調整総室においては、震災からの復興と地方創生・人口減少対策を2つの大きな柱とし、様々な県民ニーズの把握に努めるとともに、県政を取り巻く様々な環境変化や新たな課題を機敏に捉え、全庁的な取組や各部局間連携による施策など、県政全般における総合的な企画の立案及び庁内調整を行う。

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を推進するため、部局間で連携を図りながら「新生ふくしま復興推進本部」を運営し、市町村との連携・協働、国への働きかけ・折衝など、全庁を束ねながら復興に向けた取組を一体的に推進し、具体的な成果を積み上げていくとともに、新たに生ずる政策課題に対応するため福島復興再生特別措置法を活用し、本県の復興再生を加速する。

また、福島イノベーション・コースト構想の早期具体化を図るため、「福島イノベーション・コースト構想推進本部」を運営し、全庁一体となった推進を図るとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を始めとした関係機関等との連携など、総合調整を図る。さらに、国が設立した「福島国際研究教育機構（F-REI）」が本県の創造的復興の中核拠点として機能を果たせるよう、国、市町村、庁内外関係機関等との連携を推進していく。

さらに、福島県総合計画（令和3年10月策定）及び「第2期福島県復興計画」（令和3年3月策定）の進行管理を行い、両計画の着実な推進を図るとともに、「ふくしま創生総合戦略」（令和4年3月改訂）に基づき、本県の地方創生に資する具体の施策を推進し、人口減少の克服を図る。

なお、「福島県土地利用基本計画」（令和3年10月策定）及び「『水との共生』プラン」（令和4年3月更新）の進行管理を行い、総合的な土地利用対策及び水管理の推進を図る。

そのほか、北海道・東北や北関東・磐越など近隣県と広域連携するとともに、国に対する提案・要望活動を行うほか、大学等の高等教育機関が有する知見を活用し地域の課題解決に向けた取組を推進する。

○ 企画調整課

Tel: 024-521-7108

1 新生ふくしま復興推進本部

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害からの速やかな復興・再生を全庁一体となって推進する。

(2) 業務内容（復興推進本部が担う機能）

① 新生ふくしま復興推進本部会議

- ・ 各種計画の一体的推進
- ・ 窓口の一元化（集約・調整機能の発揮）
- ・ 課題解決方策の提案及び促進
- ・ 総合調整機能強化
- ・ 原子力災害からの福島復興再生協議会に関する総合調整
- ・ 「新しい東北」、復興推進委員会への参画

② 福島復興再生特別措置法の適正な運用・活用

- ・ 福島復興再生特別措置法の適正な運用・活用

2 国の施策等に対する提案・要望活動の実施

(1) 目的

本県が復興・創生を進める上で必要不可欠な事業の実施や制度の新設・改善など、国に対し提案・要望活動を行う。

(2) 事業内容

① 政府予算概算要求に向けた省庁要望活動等（6月上旬頃）

各省庁の概算要求が8月末に財務省に提出される以前において、関係省庁、県選出国會議員等に対する説明及び要望を行う。

② 政府予算案確定時における情報収集（12月下旬頃）

提案・要望事項の政府予算案への反映状況について、情報収集及び分析を行う。

3 北海道・東北未来戦略会議の共同実施

(1) 目的

北海道・東北地方の総合的な発展に向けて、官民が連携し、具体的な施策を検討するとともに、その推進を図る。

(2) 事業内容

構成団体のトップが一堂に会し、北海道・東北地方知事会議の提言等から選定した経済界と関連のあるテーマについて、意見交換等を行う「北海道・東北官民トップ会合」を開催。

4 新潟・福島・山形三県知事会議

(1) 目的

三県共通の課題等について意見交換を行い、相互の連携と調和を保ちながら、それぞれの地域の振興を図る。

(2) 事業内容

各県持ち回りで開催しており、令和7年度は山形県で開催予定。

5 ふくしま追悼復興祈念行事

(1) 目的

東日本大震災の犠牲者へ哀悼の誠を捧げるとともに、復興の担い手である県民等が心をひとつにし、復興への思いを新たにするため、3月11日にふくしま追悼復興祈念行事を開催する。

(2) 事業内容

① 東日本大震災追悼復興祈念式（市長会、町村会と共催）

震災犠牲者に哀悼の誠を捧げ、復興への思いを新たにするため、追悼復興祈念式を開催する。また、式典の動画配信やオンライン献花等により、多くの方々に祈念いただく。

② キャンドルナイト

東日本大震災の犠牲者の追悼と復興への思いを県民全体で共有するため、キャンドルを点灯する。

③ ふくしま復興とSDGsを考える県民シンポジウム

復興とSDGsの推進力となる方々が広い視野に立って意見を交換し、情報の発信と今後の展望を共有する。

6 企業等との包括連携協定による取組

(1) 目的

企業等との緊密な相互連携・協働を推進し、地域の活性化、県民サービスの向上、東日本大震災及び原子力災害からの復興及び風評・風化対策等を図る。

(2) 事業内容

これまで締結した以下の企業等との協定に基づき、「県産品振興」や「観光の振興」などの項目について、相互に連携・協力した取組を進める。

- ・ （株）セブンーイレブン・ジャパン、（株）イトーヨーカ堂及び（株）ヨークベニマルの三者との協定（平成21年4月、平成27年3月）
- ・ （株）ローソン（平成22年5月）
- ・ 東日本高速道路（株）（平成23年2月）
- ・ イオン（株）（平成23年9月）
- ・ （株）東邦銀行（平成24年12月）
- ・ グーグル・Inc（平成25年7月）

- ・ (株)ファミリーマート (平成 25 年 7 月)
 - ・ 吉本興業(株) (平成 28 年 11 月)
 - ・ 第一生命保険 (株) (平成 29 年 3 月)
 - ・ K D D I (株) (平成 29 年 3 月)
 - ・ 東北電力 (株) (平成 29 年 7 月)
 - ・ 三井住友海上火災保険 (株) (平成 29 年 12 月)
 - ・ 日本郵便 (株) (平成 30 年 2 月)
 - ・ あいおいニッセイ同和損害保険 (株) (平成 30 年 3 月)
 - ・ 明治安田生命保険 (相) (平成 30 年 4 月)
 - ・ (株) 幸楽苑ホールディングス (平成 31 年 3 月)
 - ・ 東日本旅客鉄道 (株)、会津若松市の二者との協定 (平成 31 年 3 月)
 - ・ サッポロホールディングス (株)、サッポロビール (株) の二者との協定 (令和 2 年 2 月)
 - ・ 株式会社モンベル (令和 4 年 4 月)
 - ・ 株式会社NEZASホールディングス (令和 4 年 4 月)
 - ・ よい仕事おこしフェア実行委員会 (令和 4 年 9 月)
 - ・ 損害保険ジャパン株式会社 (令和 4 年 12 月)
 - ・ 株式会社コジマ (令和 5 年 2 月)
 - ・ 佐川急便株式会社 (令和 5 年 6 月)
 - ・ 西濃運輸株式会社 (令和 5 年 6 月)
 - ・ 日本電気株式会社 (令和 6 年 2 月)
 - ・ ヤマト運輸株式会社 (令和 6 年 7 月)
 - ・ 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 (令和 6 年 7 月)
 - ・ 伊藤忠商事株式会社 (令和 6 年 7 月)
 - ・ 株式会社ポーラ (令和 6 年 12 月)
- また、新たな協定の締結に向けた協議を進める。

7 首都機能移転対策事業

(1) 目的

国に対し、栃木県及び他の 2 候補地域（東海地域の「岐阜・愛知地域」、「三重・畿央地域」（三重・滋賀・京都・奈良））と共同で、首都機能移転の意義・必要性を訴え、北東地域の「栃木・福島地域」への首都機能移転の実現を目指す。

(2) 事業内容

「北東地域」を構成する栃木県及び他の 2 候補地と連携を図りながら、国会及び中央省庁等の関係機関から情報収集を行うとともに、首都機能移転の意義・必要性についてホームページ等により情報発信を行う。

○ 風評・風化戦略室

Tel: 024-521-1129

1 風評・風化対策強化事業

(1) 目的

風評払拭や風化防止に向けた各部局の取組を横断的に連携・調整するとともに、統一感のある効果的な情報発信等を実施する。

(2) 事業内容

- ① 各部局の風評・風化対策と連携・相乗効果を促す取組の実施
- ② 県等が行う風評・風化対策に関する情報の分析及び効果の検証

○ 復興・総合計画課

Tel: 024-521-7809

1 総合計画・復興計画の推進

(1) 目的

総合計画及び復興計画の進行管理を行い、両計画の着実な推進を図る。

(2) 事業内容

令和4年度からスタートした総合計画の周知・広報に取り組む。

総合計画及び復興計画の推進を図るため、総合計画審議会による評価・審議を踏まえ、両計画の進行管理を一体的に行い、効果的な施策展開を検討する。

2 総合計画審議会の開催

(1) 目的

県の総合的な計画に関する事項と総合的な土地利用を推進するための国土利用計画法に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

県総合計画の進行管理や県土地利用基本計画の変更などについて審議するため、必要の都度、開催する。

3 地方創生・人口減少対策

(1) 目的

「福島県人口ビジョン」で掲げる将来の姿の実現に向け、「ふくしま創生総合戦略」に基づき、地方創生・人口減少対策を推進する。

(2) 事業内容

「復興・再生」と「地方創生」を両輪で推進する「福島ならではの」地方創生を推進するため、有識者会議による検証も踏まえながら、効果的な施策展開を図る。

4 国土形成計画広域地方計画の推進に係る取組

(1) 目的

広域地方計画（東北圏、首都圏）について進行管理を行い、その推進を図る。

(2) 事業内容

各広域地方計画協議会に設置された会議に参画し、計画の策定及び進捗状況の把握を行うとともに、構成機関と連携しながら広域地方計画に盛り込まれた広域連携（戦略）プロジェクトを推進する。

5 公共事業評価

(1) 目的

公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、公共事業をより効率的に進めていく。

(2) 事業内容

大規模公共事業や事業着手後、長期間経過している事業等について、学識経験者で構成する福島県公共事業評価委員会において、事業の進捗状況や費用対効果分析等の総合的な視点から審議を行い、その結果を尊重した当該事業の対応方針を決定する。

6 重点事業の選定

(1) 目的

総合計画に掲げる重点プロジェクトを推進する取組を重点事業として選定する。

(2) 事業内容

当初予算編成スケジュールに合わせて重点事業の構築を図る。

○ 土地水対策室

Tel: 024-521-7123

1 福島県土地利用基本計画の管理

(1) 目的

土地利用基本計画は、各個別規制法に基づく諸計画の総合調整機能を果たす機能を持つものであり、その機能を十分発揮できるように土地利用基本計画の適切な管理を図る。

(2) 事業内容

- ① 土地利用基本計画の変更事務、各個別規制法担当部局との調整及び関係行政機関との調整
- ② 計画の進行管理

2 土地取引の届出審査等

(1) 目的

一定の面積の土地取引や開発行為について、当該利用目的等の審査や指導等を通じて、県土の適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

(2) 事業内容

① 土地売買等届出審査

国土利用計画法に基づく土地売買等届出について、その利用目的を審査し、土地利用基本計画等に照らし不適合である場合は、指導、助言又は勧告を行う。

届出対象面積：市街化区域 2,000 m²以上、その他の都市計画区域 5,000 m²以上、都市計画区域外 10,000 m²以上

② 大規模土地利用事前指導

福島県大規模土地利用事前指導要綱に基づき、大規模な開発を行おうとする事業者に対して、各種の許認可申請の前に事前協議を求め、必要な指導・教示を行い、適切な開発を誘導する。

事前協議対象：5ha 以上の開発行為（農地の場合は 4ha 以上）

※ゴルフ場開発の場合は、福島県ゴルフ場開発指導要綱に基づく。

事前協議対象：9 ホール以上のゴルフ場開発

3 福島県土地利用審査会

(1) 目的

土地取引制度の適正な運用を図るため、国土利用計画法第 39 条及び福島県土地利用審査会条例に基づき設置される。

(2) 事業内容

- ・監視区域の指定等や届出に対して知事が勧告する場合等に意見を求める。

- ・委員

① 委員数 7 名（5 名以上、法第 39 条第 3 項）

② 任期 3 年（条例第 2 条）

③ 任命 議会の同意を得て知事が任命（法第 39 条第 4 項）

④ 構成 法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、学識経験者等

⑤ 現在の任期 令和 4 年 12 月 25 日～令和 7 年 12 月 24 日

4 地価調査の実施

(1) 目的

土地利用の状況等が通常と認められる画地（基準地）の正常な価格を調査・公表することにより、一般の土地取引の指標や公共事業の用に供する土地の取得価格の算定基準等に資し、国が実施する地価公示と併せて、適正な地価の形成に寄与する。

(2) 事業内容

年1回、基準地を選定し、不動産鑑定士の評価を求め、単位面積あたりの標準価格を判定し、公表する。

公表時期：9月

5 土地開発公社の管理運営

(1) 目的

福島県土地開発公社の健全運営のために適切な管理を行う。

(2) 事業内容

① 公社運営の管理

② 「公社等見直しに関する実行計画」の進行管理

6 水施策の推進

(1) 目的

安全で持続可能な水循環社会の形成と継承を図るため、「水との共生」プランなどに基づき、水施策を円滑に推進する。

(2) 事業内容

① 森林・水循環推進事業

上下流交流事業や「水との共生」出前講座などを実施し水資源の保全・健全な水循環の確保を図るとともに、「水の作文コンクール」等により水資源の重要性について積極的なPRを展開する。

② 水循環協議会の運営

各地方流域水循環協議会において、流域に関わる住民、団体、事業者、教育・研究機関及び行政機関など、多くの関係者の連携と協力の下、水循環に関わる様々な情報を共有し、各地方流域水循環計画に掲げる水循環に関する施策を推進する。

○ 福島イノベーション・コースト構想推進課

Tel: 024-521-7853

1 福島イノベーション・コースト構想の推進

(1) 目的

構想を推進するため、関係機関との協議調整、県が設立した推進機構による広域的な業務推進、新産業等の創造等に資する事業に取り組む。

(2) 事業内容

① 福島イノベーション・コースト構想推進事業

ア 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業

構想を推進するための推進本部等の庁内会議の運営、改正福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画の福島イノベーション・コースト構想に該当する箇所の進行管理、国や市町村等との協議調整を行う。

イ 推進機構運営事業

構想推進の中核法人である、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の運営等に必要な補助金を交付する。

ウ 大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業

地域経済・地域社会を支える基盤である大学等の高等教育機関の教育研究を活用し、福島復興に資する知「復興知」の浜通り地域等への集積に向けた取組を支援するとともに、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域連携を推進する。

エ イノベ地域における交流・関係人口拡大推進事業

構想を担う人材を呼び込み、地域産業を活性化させる前提となる交流・関係人口の拡大を図るために、イノベ地域への来訪者（企業・団体、大学生、研究者等）の地域主体の受入体制を構築するとともに、イノベ地域の特性や魅力の発信等を行い、来訪促進や認知度向上を図る。

オ 福島イノベ構想企業ネットワーク構築事業

進出企業を対象とした交流会の開催や個別訪問支援の実施によって、進出企業と地元企業や自治体等のネットワークを構築して、イノベ地域への進出企業の域内定着を図るとともに、地元企業に向けた参画促進セミナーの開催によって、イノベ構想への地元企業の参画を促進する。

② 福島イノベ倶楽部

福島イノベーション・コースト構想の趣旨に賛同する幅広い分野の関係事業者等による、異業種交流のための場として、「福島イノベ倶楽部」を運営する。

2 福島国際研究教育機構（F-REI）との連携推進

(1) 目的

福島国際研究教育機構（F-REI）の機能の最大限の発揮はもとより、設置効果の早期発現や広域的な波及を図り、イノベ構想を更に発展させるため、国、市町村、関係機関と連携し、F-REI を核とした広域連携などを推進する。

(2) 事業内容

① F-REI と地域とのコーディネート活動

F-REI と地域との様々な形での連携を促進するため、令和6年度に引き続き、福島イノベ構想推進機構と協力し、F-REI・地域双方の情報収集、仲介・相談等の活動を行うとともに、新たに F-REI と地域とが連携した取組の組成を積極的に支援するなど、コーディネート活動を強化する。

② F-REI・福島イノベ構想の情報発信

広報媒体等を活用し、F-REI とイノベ構想の取組を併せて情報発信するなど、広報活動を強化する。

③ イノベ構想参画促進セミナー・F-REI 座談会の開催

令和6年度に引き続き、県内各地で、F-REI と協力し、イノベ構想参画促進セミナー・F-REI 座談会を開催する。

第2 地域づくり総室

Tel: 024-521-7870（広報広聴担当）

◇ 地域づくり総室の取組目標

地域づくり総室においては、地域における創意工夫をいかした復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興特区制度や国家戦略特区制度による特例措置を最大限に活用できるよう市町村への支援を強化するほか、多様な交流・連携を進めること等により、地域の魅力を高め、住民が心豊かに暮らせるよう、本県の地域づくりを推進する。

特に、過疎・中山間地域振興戦略に基づき、地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となる地域が増加するなど厳しい状況にある過疎・中山間地域の振興を図るほか、電源地域の将来にわたる持続的発展に向けた施策を推進する。

また、本県出身の若者や移住希望者のニーズに合わせた情報発信や交流機会の提供、テレワークや副業、地域で活躍する方々の魅力発信など、多様な切り口による関係人口の創出・拡大に加え、市町村等と連携した定着支援にも取り組み、Uターンも含めた将来的な移住・定住につなげていく。

さらに、再生可能エネルギーの飛躍的推進による復興実現に向けて、本県の豊かな地域資源を生かした多様な再生可能エネルギーの導入拡大及び地産地消を推進するとともに、水素社会の実現に向けて、水素モビリティの導入支援等を行い、水素エネルギーの利用拡大に取り組む。

○ 地域振興課

Tel: 024-521-7102

1 ふくしまプロスポーツ地域活力創出事業

(1) 目的

本県を本拠地とするプロスポーツチームと連携し、プロスポーツの魅力や県民のプロスポーツに対する関心を高め、応援機運の醸成、観戦者数の増加につなげることで、交流人口の拡大や地域活性化、県民の心豊かな暮らしの実現を図るとともに、子どもたちがスポーツに触れる機会を提供し、子どもたちの夢の実現、心身の充実を図る。

(2) 事業内容

① ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業

各プロスポーツチームと連携して、県民とチームがふれあう交流会やプロスポーツの魅力を広める事業等を実施し、プロスポーツの応援機運醸成や観戦者数の増加を図ることで、交流人口の拡大や地域活性化、県民の心豊かな暮らしづくり、ゆとりと潤いのある暮らしの実現につなげる。

② ふくしまの夢応援事業

各プロスポーツチームと連携して、子どもたちのあこがれ、目標の存在である選手等から、直接、夢を持つ素晴らしさや体を動かす楽しさを学べる課外授業、手に汗握るプロの公式試合会場での選手との交流という特別な体験機会をつくることで、福島の子を担う子どもたちの健やかな成長、心と身体の充実を図るとともに、福島への愛着心の醸成を目指す。

③ プロスポーツマイチーム化事業

プロスポーツチームに関心はあるが観戦したことがない関心未観戦層の阻害要因（選手・試合日程・チケット入手方法が分からない）を解消するため、様々な広報手段を組み合わせた総合的な情報発信や観戦招待を実施することで、平均入場者数の増加につなげる。

2 ふるさとプロスポーツ応援事業

(1) 目的

県民に元気と勇気を与えるプロスポーツチームの活動を支援し、県全体をあげてプロスポーツを盛り上げていくことで、県民がスポーツを身近に感じられる環境づくり及びスポーツによる地域の活力創出を図る。

(2) 事業内容

地域の活力を創出するプロスポーツチームの灯を絶やさないよう、地域がチームを応援する機運を高め、県全体でチームを盛り上げる環境をつくるため、新たな仕組みとしてふるさと納税を活用した事業を実施することにより、チームが活躍することで県民に元気と勇気を与えると同時に、更なる地域貢献活動を行うことで地域の活性化に大いに寄与し、スポーツによる地域の活力創出を図る。

3 ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業

(1) 目的

サッカーを通じた子どもたちの体力づくりや健全育成と、インターハイの固定開催地であり復興のシンボルでもあるＪヴィレッジを核とした活力創出に向け、関係団体と相互連携しながら県内のサ

サッカー振興を図り、双葉地域を始めとする本県のサッカーなどスポーツを通じた地域活性化を図る。

(2) 事業内容

① 県内サッカー裾野拡大推進事業

子どもたちの心身の充実や健全育成、サッカー振興の機運醸成や普及拡大を図るため、子どもたちや女子を対象とした交流会、体験事業等を実施する。

② 「ふくしまサッカーチャレンジ塾」事業

県内各地域の新たな強豪校（チーム）を誕生させるため、継続的に指導者の派遣を行うとともに、指導者や審判員の養成・育成等を行う。

③ 「J ヴィレッジ杯」事業

全国の一流チーム等を招聘した東日本を代表する大会などを開催し、J ヴィレッジを核とした地域活性化を図る。

④ IHドリームシート招待事業

令和6年度より、J ヴィレッジを拠点に県内で固定開催されている全国高校総体（IH）サッカー競技の決勝戦を県内の小中学生が観戦することで、県内におけるサッカー応援機運醸成等を図る。

4 福島ゆかりのコンテンツによる地域活力創造事業

(1) 目的

特撮等の福島県ゆかりのコンテンツを地域の宝として有効に活用し、「福島ならではの」の交流人口拡大や人材還流促進に取り組むことで、福島県全域の活力創造を目指す。

(2) 事業内容

① ウルトラふくしま

ウルトラマン AR スタンプラリーの開催

本県ゆかりのコンテンツである ウルトラマンシリーズのIPを活用し、AR（「拡張現実」）画像を入手しながら県内各地を周遊するデジタルスタンプラリーを開催する。

② 特撮文化推進事業実行委員会

関係団体と組織する特撮文化推進事業実行委員会（事務局：須賀川市）に参画し、ワークショップやイベント等を開催する。

5 eスポーツによる「ふくしま」活性化事業

(1) 目的

誰もが楽しめるコンテンツであり、多様な可能性を秘めた「eスポーツ」を活用して地域の様々な課題を解決することで、交流の促進や人材の育成による地域活性化を図る。

(2) 事業内容

① e スポーツ体験交流イベント

県民が参加できる e スポーツの体験イベントを実施し、障がいの有無や年齢等に関わらない e スポーツならではの多様な交流を図る。

② e スポーツを活用した多世代交流

市町村と連携して、高齢者向けの e スポーツ体験会を開催し、住民が交流する場の創出や高齢者の生きがいづくりにつなげるとともに、実施市町村間でのオンライン交流会や市町村による多世代交流会を実施する。

6 福島復興特区推進事業

(1) 目的

規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例が措置される復興特区制度の活用を促進するため、市町村における制度活用の支援を行い、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進する。また、令和6年度に指定を受けた国家戦略特区制度の特例措置等の活用を推進し、地域課題の解決を図る。

(2) 事業内容

① 福島復興特区

市町村と共同での計画作成、個別の支援等により、以下の計画に基づく特例等の活用を促進する。

ア 復興推進計画

市町村等が計画を作成し、国の認定を受けることにより、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けることができる。

イ 復興整備計画

市町村等が津波浸水区域等における復興まちづくりの計画を作成し、公表することにより、土地利用の再編に係る許可・手続の特例等を受けることができる。（復興整備協議会の開催を支援）

② 国家戦略特区推進事業

国家戦略特区指定自治体として、新たな規制・制度改革の提案や既存の特例措置等の活用を推進し、市町村や事業者と連携して地域の課題解決を図る。

7 地域総合整備資金貸付事業

(1) 目的

地域振興に資する民間事業活動への無利子資金の貸付けにより、新たな雇用を創出し、活力と魅力のある地域づくりを推進する。

(2) 事業内容

① 地域総合整備資金（ふるさと融資）の貸付事業

地域振興に資する民間事業活動に対して、無利子資金の貸付け

を行う。

② 地域総合整備資金の広報

県内進出予定企業や県内企業へ、関係機関の協力等により、制度の周知を行う。

8 ふくしまゴルフプロジェクト【共管：スポーツ課】

(1) 目的

県と「ゴルフ人材育成と地域創生」に係る提携協定を締結している（一社）日本女子プロゴルフ協会（JLPGA）などの関係団体と緊密に連携を図りながら、ゴルフ人材の育成やゴルフを通じた交流拡大、子どもたちの健全育成、高齢者の健康寿命の延伸に向け取り組むことにより、ゴルフ振興を通じた地域活性化を図る。

(2) 事業内容

① 全日本小学生ゴルフトーナメント開催事業

県内において、ジュニアゴルファーの育成とゴルフを通じた交流人口の拡大による地方創生の実現を図るため、JLPGAや民間、地元自治体等と連携して、県内において、全国規模の大会である「全日本小学生ゴルフトーナメント」の決勝大会を開催する。

② ふくしまゴルフ人材育成・交流拡大事業

JLPGAとの連携を深め、更に地域のNPO・企業・ゴルフ場等のネットワークを活用しながら、プロで活躍する人材の育成やゴルフを通じた交流拡大、子どもたちの健全育成、高齢者の健康寿命の延伸に向け、県内各地でJLPGAスペシャルコーチを招聘した事業を実施する。

9 J F A と連携した人材育成事業

(1) 目的

東日本大震災及び原発事故により静岡県へ避難していたJ F A アカデミー福島が、令和6年度の女子の帰還により、すべての活動を福島で再開したことから、双葉地域を「サッカーの聖地」として、ふたば未来学園を含め選手育成や子どもたちがスポーツに親しむ環境を整え、サッカーで地域を盛り上げる機運を醸成し、サッカーを通じた人材育成と地域の活性化を図る。

(2) 事業内容

① J F A トップコーチ派遣事業

J F A からふたば未来学園高校サッカー部に常勤の指導者（コーチ）を派遣し、部員や地域の子どもたちが部活動を通してJ F A の指導を受け、サッカーの強化及び復興を担う人材としての素養を身に着ける。

② サッカーを通じた地域連携

アカデミー生が、県内の文化や風土、県民にふれあう機会を設け

ることで、愛着心の醸成を図り、ふたば未来学園高校への進学に繋げることで、JFAトップコーチ派遣事業との連携を図る。

また、サッカー大会等を通じ、アカデミーの知見を県内の子どもたちに提供することで、人材育成を図る。

10 地域創生総合支援事業

(1) 目的

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するため、民間団体や市町村等が行う広域的・先駆的な事業や過疎・中山間地域の集落再生の取組等を支援するとともに、地域固有の課題解決や過疎・中山間地域の振興を図るため、各地方振興局を中心とする出先機関が地域の実情に即した事業を企画・実施する。

(2) 事業内容

① サポート事業

ア 一般枠

民間団体が行う広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事業

補助率：2/3 以内（特定過疎地域 3/4 以内）

イ 市町村枠

市町村等が行う、地域創生の推進に寄与し、具体的な効果が見込める事業

補助率：3/4 以内（特定過疎地域 4/5 以内）

ウ 過疎・中山間地域活性化枠

(ア) 集落等活性化事業

集落等が行う集落等再生事業

補助率：4/5 以内

(イ) スタートアップ支援事業（収益事業）

民間企業、協定団体が行う地域に根差した収益活動の立ち上げ等に係る事業

補助率：9/10 以内

(ウ) 集落ネットワーク圏形成事業

市町村と複数集落等の住民が連携して行う、地域運営の仕組みづくりを推進する事業

補助率：9/10 以内

② 県戦略事業

地域固有の課題解決に向け、地方振興局を中心とした出先機関が連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な事業を機動的かつ柔軟に実施する。

ア 過疎・中山間地域振興事業

過疎・中山間地域の振興を図る事業

イ 地域経営事業

各地域固有の課題に対応、解決するために必要とする事業

ウ 地域連携調整事業

広域に及ぶ地域課題や、年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業

③ 地域・人材つながり支援事業

ア 自治体職員向け研修会

地方振興局職員や市町村職員等を対象に、研修会及び交流会を実施し、地域づくりに係る意識醸成を図る。

イ 地域活性化フィールドワーク

地域住民（民間団体や町内会等）を対象に、身近な事例の体験やグループワークの実施による地域づくりの機運醸成を図る。

ウ 地域人材育成事業

地方振興局において、地域住民や市町村等を対象に、地域づくりに係る研修会等を実施する。

エ 地域活性化アドバイザー派遣事業

過疎・中山間地域の市町村及び集落等が講演会や研修会等を実施する際に、県がアドバイザーを派遣する。

11 阿武隈地域振興事業

(1) 目的

「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する「ふるさとあぶくま交流圏」の創造」を基本目標に、阿武隈地域の振興を図る。

(2) 事業内容

福島県阿武隈地域振興協議会、地域づくり団体、市町村等との連携を図り、阿武隈地域における主体的な地域づくりの取組を促進する。

12 磐梯山ジオパーク推進事業

(1) 目的

磐梯山周辺地域の自然保護への理解や環境教育の推進など、磐梯山ジオパークを通じた地域の持続的な発展を促進する取組に対して支援を行う。

(2) 事業内容

3町村（北塩原村、磐梯町及び猪苗代町）等で構成される磐梯山ジオパーク協議会が実施する環境保全に関する普及啓発活動等に対し、補助金を交付する。

13 地域力持続化支援事業

(1) 目的

県立高等学校改革によって生じる空き校舎等について、市町村と県の協議により決定する対応方針に基づいて市町村が実施する事業を支援する。

(2) 事業内容

県立高等学校改革により空き校舎となる高校が立地する市町村に対して補助金を交付する。

14 過疎地域の持続的発展への支援に係る取組

(1) 目的

地域の担い手である若年者の流出と高齢化の進行により、地域の活力が低下している過疎地域において、地域住民の安全で安心な暮らしの確保を図るとともに、豊かな自然など地域の特性を十分にいかしながら、持続的発展に向けた取組を推進する。

(2) 事業内容

- ① 福島県過疎地域持続的発展方針・計画の推進
- ② 過疎地域持続的発展市町村計画に係る助言等
- ③ 県過疎地域市町村協議会との連携による要望活動等

15 過疎・中山間地域の振興に係る取組

(1) 目的

県土の8割を占める過疎・中山間地域の振興を図るため、全庁的な体制の下、生活基盤の整備や産業振興等を推進するとともに、地域住民や多様な主体との協働による活性化の取組や担い手の確保など支援する。

(2) 事業内容

- ① 過疎・中山間地域振興戦略に基づく取組の推進
- ② 過疎・中山間地域振興会議の運営（全庁的な取組の協議、議会報告）
- ③ 地域創生総合支援事業などによる集落・地域活性化支援
- ④ 外部人材活用による過疎・中山間地域の担い手の確保支援

16 地域おこし協力隊支援事業

(1) 目的

地方創生の流れを加速させるため、地域おこし協力隊の受入体制の充実や定住・定着の促進に取り組み、地域を担う人材を育成・確保することで、地域の活性化を図る。

(2) 事業内容

市町村間の連携促進や協力隊経験者が現役協力隊を支援する取組の活性化を図ることで、地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着を見据えた受入態勢の充実を図る。

17 市町村復興・地域づくり支援事業

(1) 目的

地域の実情に応じた住民主体の「復興に向けた地域協力活動」を支援し、被災市町村の地域コミュニティの再構築を図る。

(2) 事業内容

① 復興支援専門員設置事業

復興・創生人材として地域おこし協力隊及び復興支援員を確保するため、復興支援専門員を配置し、市町村が行う募集活動のほか、人材育成や地域への定着を支援する。

② 阿武隈地域復興支援員設置事業

「あぶくまらしさ」をいかしながら、地域コミュニティが主体的に取り組む復興・創生に向けた地域協力活動を広域的な視点から支援するため、復興支援員を設置。

18 大学生と集落の協働による地域活性化事業

(1) 目的

県内外の大学生グループと集落との交流を通して、若者の感性や行動力をいかした集落活性化の取組を支援する。

また、地域活動に関心の高い大学生等との橋渡しを行うことにより、地域と多様な形で関わりを続ける関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 事業内容

① 大学生による集落の実態調査及び活性化策の提案並びに実証活動の支援

② 集落の主体的な地域づくり活動に向けた大学生の伴走支援

19 「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

(1) 目的

過疎化や高齢化が進行している只見川電源流域の振興を図るため、流域7町村で構成する只見川電源流域振興協議会の取組を支援する。

(2) 事業内容

第4期只見川電源流域振興計画を推進するため、只見川電源流域振興協議会が実施するソフト事業及び流域7町村が実施するハード事業に対して支援を行う。

20 特定地域づくり推進事業

(1) 目的

「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用する市町村や事業者を支援し、過疎地域等における年間を通じて安定した雇用の場の創出を図る。

(2) 事業内容

設立された特定地域づくり事業協同組合の運営安定化を図るため、市町村と協働し、補助金を交付する。

21 福島県過疎地域等政策支援事業

(1) 目的

複数の過疎地域が抱える個々の課題に対して専門人材を設置し、企画立案や指導・助言、関係者との調整等を通じて過疎・中山間地域の持続的発展に寄与する。

(2) 事業内容

人口減少・少子高齢化により担い手不足が深刻な奥会津地域において、人材育成を推進する専門人材を設置する。また、人口急減地域における安定した雇用環境を創出する特定地域づくり事業協同組合の設立を一体的に支援する専門人材を設置する。

22 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業

(1) 目的

複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、地域住民が主体となって生活機能の維持・確保をしていく地域運営の新たな仕組みである「小さな拠点」とその活動を担う地域運営組織の形成を支援することで、地域の持続的な運営の実現を目指す。

(2) 事業内容

① 小さな拠点づくり伴走支援事業

市町村と連携し、地域に出向いて取組事例等を紹介する「出前講座」の開催に加え、出前講座後も地域のコアメンバーと継続して話し合う「企画会」を実施する。

② 福島県版 地域力創造アドバイザー登録事業

大学生事業等で関わりのあった大学教員など、福島県にゆかりのある地域づくりの専門家をデータベース化する。

③ 地域づくり人材スキルアップ支援事業

地域の合意形成の中心的な役割を担う市町村職員や集落支援員などを対象にワークショップの手法等を学ぶ研修会を開催する。

④ 地域づくり実践者間の交流・ネットワーク構築事業

小さな拠点を運営するRMOや市町村職員、中間支援組織などを対象に、取組事例の紹介と情報交換を行う交流会を開催する。

○ ふくしまぐらし推進課

Tel: 024-521-8023

1 福島に住んで。移住・定住促進事業

(1) 目的

本県の魅力の発信や本県とのつながりづくりを通じて関係人口の

創出・拡大を図るとともに、将来的な移住につなげていくため、移住者等の受入体制の強化や市町村等が行う受入環境の整備の取組を支援し、移住促進を図る。

(2) 事業内容

① ふくしまぐらし。情報発信事業

移住先としての本県の魅力を伝えるため、移住ポータルサイトやSNS等などの各種媒体を活用し情報発信を行う。

② 「ふくしま関係案内所」の設置

関係人口の新規掘り起こしや、潜在層へアプローチするため情報発信やコミュニティの構築等を行う。

③ 移住促進イベント開催事業

首都圏等において移住希望者のニーズに応じたセミナーや全県規模の移住相談会を開催するほか、首都圏等で開催される各種移住フェア等へのブース出展を行う

④ 移住受入体制づくり事業

首都圏及び県内における受入体制等を整備し、移住希望者へのきめ細かな対応を図るほか、移住後の地域への定着支援や住まいに関する相談対応などを行う。

2 ふくしま移住支援金給付事業

(1) 目的

国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））を活用し、移住支援金等を給付する市町村への支援を通じて、本県への移住を促進する。

(2) 事業内容

一定の要件を満たす移住者に対する移住支援金の給付及び県内への就職を目指す首都圏の大学生等の就職活動経費及び本県への移転費用を支援するため、市町村に補助金を交付する。

3 ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業

(1) 目的

首都圏在住の本県出身の若者をメインターゲットに、本県と関わる機会を提供し、関係性の深化を図るとともに、参加者同士のつながりづくりをサポートし、将来的なUターンを促進する。

(2) 事業内容

① 「ただいま、ふくしま。2025」の開催

先輩移住者によるトークセッションや福島に関する飲食、福島の魅力を再認識できるコンテンツを提供する大規模交流イベントを開催し、本県出身者の横のつながりの創出により、Uターン潜在層のコミュニティ形成を図る。

② テーマ別クロストークの開催

仕事やアクティビティ・趣味などをテーマに、本県との関わりを深める小規模交流イベントを開催し、Uターンに向けた具体的な検討を促して将来的な移住を促進する。

③ オンラインコミュニティの運用

チャットツール「slack」を活用して、イベント情報の発信等を行い、参加者同士における情報交換の活性化、継続的な関係性の構築を図る。

4 人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖事業

(1) 目的

福島との関係性が薄い層をターゲットとして、地域キーパーソンと連携し、県外在住者へ能動的にアプローチすることで、人の魅力が人を呼び込む好循環を生み出し、更なる関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 事業内容

① My ふくしま Up Date 事業

地域キーパーソンと連携した首都圏セミナーの開催や県内で福島のヒト・モノ・コトを体験する「My ふくしま Up Date ツアー」を開催する。

② 地域キーパーソン魅力発信事業

ふくしま関係人口ポータルサイト「ふくしまと関わる Room!」の運営やショート動画制作等により地域キーパーソンと連動した効果的な情報発信等を行う。

5 「転職なきふくしまぐらし。」推進事業

(1) 目的

県外居住者を対象としたテレワークとくらし体験の支援、首都圏企業を対象とした地域体験型ワーケーションの提供等を通じて、本県の魅力の発信とともに、継続的な関係づくりを推進し、将来的な移住に結びつける。

(2) 事業内容

① ふくしまぐらし×テレワーク体験支援補助金

県外在住者が県内に一定期間滞在し、コワーキングスペース等を利用し、本県でのテレワークと暮らしを体験する際の費用の一部を補助する。

② 地域体験型広域ワーケーション発信事業

県外テレワーカーの誘客に意欲を持ちながらも単独で誘客が行えない施設・市町村を対象に、広域におけるワーケーションメニューの造成や体験ツアーの実施、首都圏への情報発信を行う。

③ 企業版ふくしまぐらし。体験支援事業

多様な働き方を推進する首都圏企業とその社員を対象に、県内に一定期間滞在しながらテレワークを体験するほか、地域体験プログラムへの参加を通して、リアルに近い生活体験を提供する。

④ ふくしま企業移住支援事業

県外のテレワーク企業等が県内にサテライトオフィス等を開設又は移転し、社員2名以上が県外から県内に転入する場合に、施設整備に係る経費の一部を補助する。

6 パラレルキャリア人材共創促進事業

(1) 目的

地域課題や事業課題を抱える県内の団体や事業者と、首都圏等の副業人材や地域貢献等に積極的な企業との副業（プロボノを含む）を通じたマッチングにより、本県との継続的な関係を構築し、移住・定住のきっかけづくりを促進する。

(2) 事業内容

① 副業人材マッチングサイトの運営

課題をプロジェクト化し、首都圏等の副業人材とマッチングするサイトの運営を通じて、本県との新たな関わりを創出する。

② 県内事業者の副業人材活用に係る意識醸成

県内事業者を対象とした副業セミナーの開催や金融機関・商工団体等への周知活動等により、県内事業者のマッチングサイト活用を促進する。

③ 県庁における副業人材活用

マッチングサイトを活用し、外部・専門的な視点を必要とする県庁内の課題に副業人材を活用する。

④ 企業向け「チーム型副業」

副業や地方創生等を推進する首都圏企業を対象に、社員がチームを組んで取り組む副業・プロボノ活動をオーダーメイドで提供し、本県との継続的な関係構築を図る。

○ エネルギー課

Tel: 024-521-7116

1 Jヴィレッジ利活用促進事業

(1) 目的

本県復興のシンボルであるJヴィレッジについて、地域交流や復興発信の拠点として、イベント等の各種取組を通じた幅広い利活用を図るとともに、指定管理者制度によりJヴィレッジ全天候型練習

場の管理運営を行う。

(2) 事業内容

① J ヴィレッジ利活用促進事業

イベント等を通じた J ヴィレッジの幅広い利活用を進めるとともに、J ヴィレッジ及び周辺地域の魅力を発信するための取組を行う。

② J ヴィレッジ全天候型練習場維持管理運営事業

指定管理者制度による J ヴィレッジ全天候型練習場の管理運営を行う。

2 みらいを描く市町村等支援事業（ソフト事業）

(1) 目的

市町村等が実施する震災・原子力災害からの復興再生や、地域の特色を生かした将来にわたる地域活性化を図るための事業を支援する。

(2) 事業内容

事業主体：県内全市町村、一部事務組合

補助率：事業主体が複数の場合 4/5 以内
(上限 3 千万円)

事業主体が単独の場合 2/3 以内
(上限 1 千万円)

(浜通り市町村、田村市及び川俣町は単独でも 4/5)

3 みらいを創る市町村等支援事業（ハード事業）

(1) 目的

多様な交流機会の創出、地域の復興や振興の核となる拠点形成に資することを目的とした事業を支援する。

(2) 事業内容

事業主体：相双地域・避難地域 14 市町村

補助率：2/3 以内

4 市町村電源立地地域対策交付金

(1) 目的

発電用施設の周辺地域における公共用の施設の設備、その他の住民の生活の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業に交付金を交付する。

(2) 事業内容

発電施設の立地及び周辺市町村における公共用の施設の整備、その他の住民の生活の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業の費用に充てるため、市町村に交付金を交付する。

交付率：10/10（交付限度額内）

- ① 電力移出県等交付金相当分
- ② 水力発電施設周辺地域交付金相当分

5 市町村特定原子力施設地域振興事業

- (1) 目的
市町村が行う福島第一原子力発電所事故からの影響回復や地域振興のための取組を行う事業に対し補助する。
- (2) 事業内容
市町村特定原子力施設地域振興事業補助金
補助先：大熊町、双葉町他関係市町村
補助率：10/10（交付限度額内）

6 石油貯蔵施設立地対策等交付金

- (1) 目的
石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設の周辺地域における公共用施設の整備を促進し、地域住民の福祉の向上を図る。
- (2) 事業内容
石油貯蔵施設が立地する市町村及び隣接する市町村が行う事業に対して、国から交付される石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として市町村に交付金を交付する。
交付先：いわき市 他8市町村
交付率：10/10（交付限度額内）

7 再生可能エネルギー導入推進検討事業

- (1) 目的
再生可能エネルギー導入方策の進行管理を行うとともに、県内への更なる再エネ導入に向けた専門部会等を開催する。
また、セミナー・シンポジウム等を開催することにより再エネへの理解醸成を図る。
- (2) 事業内容
 - ① 再生可能エネルギー導入推進連絡会の開催
 - ② 風力等の専門部会（情報連絡会）の開催
 - ③ 地熱情報連絡会の開催
 - ④ 再エネに関するセミナー・シンポジウム等の開催

8 「再エネ先駆けの地」理解促進事業

- (1) 目的
地域の創意と主体性に基づく取組を促進するため、市町村等による再エネの普及拡大を後押しする。
- (2) 事業内容

市町村が実施する再エネに関する普及啓発活動に対し、1件あたり1/2以内（上限50万円）の補助金を交付する。

9 地域活用型再エネ導入支援事業

(1) 目的

地域で活用される再エネ事業の促進を図るため、地域貢献につながる再エネ発電設備の導入を支援するとともに、再エネの事業化、人材育成などを支援する。

(2) 事業内容

- ① 地域活用型再生可能エネルギー設備導入補助
補助率：1/10以内（上限1億円）
- ② 地域活用型再生可能エネルギー事業化支援（委託）

10 地域再エネポテンシャル調査事業

(1) 目的

再エネの導入拡大を推進するため、本県における洋上風力発電事業の実施可能性を探る。

(2) 事業内容

福島県沖（EEZ含む）における洋上風力発電事業に係る自然条件や漁業への影響等を調査する。

11 （新）地産地消型再エネ導入促進事業

(1) 目的

再エネの導入拡大及び地域における利活用、地域の活性化を推進する。

(2) 事業内容

特定の県内需要家に電気を供給する再エネの導入を支援する。

12 （新）ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業

(1) 目的

ペロブスカイト太陽電池の特長を生かせる具体的な設置場所を選定し、県内普及に向けたモデル的導入に繋げる。

(2) 事業内容

県内の公共性の高い施設等の屋根や壁面等を対象に、ペロブスカイト太陽電池の特長を生かせるモデル的設置の候補地を複数選定し、具体的な導入可能性を検討するための調査を行う。

13 脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業

(1) 目的

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン、福島新エネ社会構想で取組の柱としている「水素社会の実現」に向けて、導入支援や普及啓発を通じ、水素利活用の拡大を図る。

(2) 事業内容

① 水素ステーション整備拡大事業

県内における水素ステーションの整備を支援

対象：民間法人 補助率：1/4 以内

(上限：大規模 1.5 億円、中規模 1.0 億円、小規模 0.2 億円)

② (新) 水素需要創出活動支援事業

水素ステーションにおける水素需要創出活動を支援

③ 水素利活用スタートアップ支援事業

新たな水素モビリティを活用した実証事業への県内企業参画を支援

対象：県内企業

④ (新) 燃料電池小型トラック運用支援事業

県内における燃料電池小型トラックの運用を支援

対象：市町村、県外企業

⑤ (新) 燃料電池小型トラック導入促進事業

県内における燃料電池小型トラックの導入を支援

対象：市町村、民間法人 上限額：1,000 万円

⑥ (新) 燃料電池大型トラック社会実装支援事業

県内を拠点とした燃料電池大型トラックの運用を支援

対象：民間法人

⑦ 燃料電池自動車導入促進事業

県内における燃料電池自動車の導入を支援

対象：個人、民間法人 上限 100 万円

(新型 MIRAI の上限額は 57.6 万円、クラウン FCEV の上限額は 53.1 万円)

⑧ 県産水素利活用 P R 事業

県有施設等に設置した燃料電池の積極稼働等を通じ、水素の利活用拡大に向けた P R を実施

14 住宅用太陽光発電設備等設置補助事業

(1) 目的

一般家庭における再生可能エネルギー設備導入を支援するため、太陽光パネル及び蓄電池等の設置にかかる初期費用の軽減を図る。

(2) 事業内容

住宅用太陽光発電システム及び蓄電池等を設置するものに対して定額の補助を実施する。

太陽光発電システム 補助率：4 万円／kW (上限 16 万円)

蓄電池 補助率：4 万円/kWh (上限 20 万円)

電気自動車充給電設備 定額 (上限 10 万円)

15 自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業

(1) 目的

県民にとって身近な再生可能エネルギー設備である住宅用太陽光設備の導入を支援し、エネルギー価格高騰への対策、停電時などの防災力の向上、カーボンニュートラルの実現に寄与する。

(2) 事業内容

県内の住宅等に自家消費利用で、太陽光発電設備を設置する個人に対して補助を実施する。

補助率：7万円／kW（上限42万円）

16 地域分散型電源導入支援事業

(1) 目的

カーボンニュートラルの実現に向け自家消費型の再エネ設備を導入する事業者、市町村等を支援する。

(2) 事業内容

① 自家消費型再エネ導入支援事業

民間事業者等による自家消費型再エネ設備の計画策定及び設備導入を支援する。補助率：1/3、1/2、2/3、3/4以内
（上限 計画策定1,000万円、設備導入1億円）

② 自家消費型太陽光発電設備導入支援事業

民間事業者による自家消費型太陽光発電設備の導入を支援する。
補助額：1kWあたり5万円（上限500万円）

③ 自家消費型カーボンニュートラル調査事業

民間事業者等による自家消費型再エネ設備の導入を行うためのエネルギー需給の基礎調査等を支援する。補助率：2/3
（上限300万円）

17 再生可能エネルギー復興支援事業

(1) 目的

避難解除区域等における再生可能エネルギーの導入推進を図るため、国庫を活用して、再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援する。

(2) 事業内容

福島新エネ社会構想に基づく国予算措置を財源とした阿武隈山地における再エネ発電設備や共用送電線等の導入支援。

第3 情報統計総室

Tel: 024-521-7854（広報広聴担当）

◇ 情報統計総室の取組目標

情報統計総室においては、「福島県デジタル変革（D X）推進基本方針」等に基づき、市町村と連携し、データ連携基盤を活用した様々なサービスの検討や行政手続オンライン申請サービス等の利用拡大を進めるとともに、市町村のニーズに応じたアドバイザーの派遣や財政支援等に取り組むなど、県全体のデジタル変革（D X）を推進する。

また、行政事務の効率化を図る福島県情報通信ネットワーク及びマイナンバー（社会保障・税番号）制度関連システムの運用管理や、情報漏えいを防止するための情報セキュリティ対策の強化に努める。

更に、統計調査員等の資質の向上や安全管理の徹底に努め、令和7年国勢調査を始めとする各種統計調査を円滑に実施するとともに、県民に対する統計思想の普及・啓発及び統計調査への理解促進に努める。

加えて、県の施策等の推進に重要な基礎資料となる県経済動向、県民経済計算、産業連関分析等の推計結果や各種統計調査の結果について、総合統計書の作成配布及び県のホームページやふくしまポータル等を通じて適時に提供する。

○ デジタル変革課

Tel: 024-521-7133

1 デジタル変革（D X）推進事業

(1) オールふくしまスマートシティ推進事業

ア 目的

令和5年度に構築したデータ連携基盤等の活用を促進し、県内のスマートシティの取組を推進する。

イ 事業内容

- ① 県及び市町村が共に利用可能なデータ連携基盤の導入市町村数を拡大する。また、デジタル技術を活用した住民向けの新たなサービスの導入に向け、市町村と共同で検討を行う。
- ② 県及び市町村が共に利用可能な「行政手続オンライン申請サービス」の導入市町村を拡大する。

(2) ふくしま情報発信高度化事業

ア 目的

「ふくしまポータル」（アプリ）の広報を強化し、アプリのダウンロードを促進する。

イ 事業内容

アプリが持つ高度な情報発信機能を人口減少対策に活かすため、人口減少対策のターゲット層である高校生を対象に広報を行うとともに、すべての県民を対象とした各種広報を行う。

(3) ICTアドバイザー市町村派遣事業

ア 目的

県内市町村への人的支援により、デジタル化・DXを推進する上での課題の解決を図る。

イ 事業内容

市町村へICTの専門家を派遣し、解決策を提案する。

- ・解決策提案：45市町村程度

(4) ICT推進市町村支援事業

ア 目的

県内市町村によるAIやRPA等を活用した住民サービス向上等を促進する。

イ 事業内容

先端的なICTを活用して住民サービスの向上等を図る市町村やデジタルデバйд対策を実施する市町村を財政的に支援する。

- ・ICT活用：9団体程度（補助率1/3, 1/2 又は 2/3）※
- ・デジタルデバйд対策：5団体程度

※共同調達で事業を実施する場合は、団体毎に補助率が1/3の場合は1/2（上限5,000千円）に、補助率が1/2の場合は2/3（上限6,600千円）に補助率を変更する。

(5) 市町村DX推進トップセミナー事業

ア 目的

デジタル変革に向けた市町村の機運醸成や認識の共有を図る。

イ 事業内容

市町村長や市町村議会議員など、対象やレベルに応じた研修会を開催する。

(6) デジタルデバйд解消事業

ア 目的

高齢者の情報活用能力の習得・向上を支援し、ICTを活用した地域活性化の促進を図る。

イ 事業内容

町村及び会津大学等と協力して、地域の高齢者のデジタルデバйд解消に向けた情報リテラシー向上教室を行うとともに、地域のデジタル化のサポーターを育成する。

(7) 会津大発D X人材活用実証事業

ア 目的

会津大又は大学発ベンチャー企業と市町村をつなぎ、その知見や技術を活用し、市町村のD X・地域の課題解決を図るとともに、市町村が活用可能なD X人材（企業）を育成する。

イ 事業内容

市町村と会津大又は大学発ベンチャー企業とをマッチングし、行政サービスの高度化・効率化、地域課題の解決等を図る実証事業を行う。

(8) マイナンバーカード普及活用促進事業

ア 目的

デジタル社会の実現に向けた重要な基盤であるマイナンバーカードの普及活用促進を図る。

イ 事業内容

県内の複数の施設において、県民向けのマイナンバーカード申請サポート及びマイナ保険証・マイナ免許証の広報活動を実施する。

(9) 生成A I活用実証事業

ア 目的

業務の効率化を図るため、生成A Iを試行的に導入する。

イ 事業内容

業務の性質に合った数種類の生成A Iアカウントを各部局に配付するとともに、活用スキル向上のための研修を実施し、有効な活用業務及び生成A Iの性能を実証することにより、生成A Iの活用を促進する。

2 デジタルコミュニケーション推進事業

(1) A I活用ヘルプデスク高度化事業

ア 目的

職員からの問い合わせ対応に最新のI C Tを活用し、業務の効率化を図る。

イ 事業内容

職員から問い合わせに自動応答するA Iチャットボットを運用する。

(2) チャットコミュニケーション推進事業

ア 目的

自治体間等を繋ぐビジネスチャットツールを導入する。

イ 事業内容

県と市町村等で自治体専用ビジネスチャットツールを運用する。

3 自治体情報セキュリティクラウド運用事業

(1) 目的

電子メールやホームページの閲覧を常時監視し、サイバー攻撃を速やかに発見・防御することにより、県及び市町村における高度なセキュリティ対策を実現する。

(2) 事業内容

① 自治体情報セキュリティクラウドの運用

県や市町村のインターネット接続口を集約化し監視する自治体情報セキュリティクラウドを市町村と共同で運用する。

② 自治体情報セキュリティクラウド運営協議会の運営

福島県自治体情報セキュリティクラウドを安定的に運用するための運営協議会を運営する。

4 ふくしま I C T 利活用推進協議会の運営

(1) 目的

福島県における産・学・官が協力・連携し、県全体の情報化を推進することにより、I C T を利活用した県民生活の向上や産業の振興を図る。

(2) 事業内容

① 情報通信月間特別講演会

最新の I C T に関する動向や利活用事例を紹介する講演会を開催する。

② ふくしま D X 推進フェア

I C T を活用した地域活性化のための取組や情報システムを紹介するフェアを開催する。

③ 情報リテラシー向上事業

県民の情報活用能力の向上を促進し、地域の情報化を推進するため、会員が講座を開催する際に講師を派遣する。

④ 地域情報化活動助成事業

会員が行う情報化の普及・啓発・調査研究等の自主的活動に対して助成する。

5 情報通信基盤運営事業

(1) 目的

メールシステムやホームページ作成・管理システム、インターネット閲覧システム等で構成される福島県情報通信ネットワークシステムの運用管理と職員研修等により、行政事務の効率化等を図るとともに、セキュリティ対策を強化する。

(2) 事業内容

① 福島県情報通信ネットワークシステムの運用管理

ネットワークシステムの障害やセキュリティ事案発生を未然に防止するための各種対策を行うとともに、業務改善のための機能拡充を図りながら、システムを計画的に更新する。

② 研修及び監査の実施

福島県情報通信ネットワークシステムを使用する職員等に対し、情報セキュリティ研修及び監査を実施する。

③ 「行政のDX」の取組を支える基盤整備

今年度更新対象となる職員用パソコンを持ち運びしやすいモバイルタイプに更新するとともに、本庁におけるネットワークの無線化やファイルサーバのクラウド化を実施する。

④ ガバメントクラウド利用に係るネットワーク整備

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムと県ネットワークを、第五次 LGWAN を通じて接続するための環境を整備し、安定した運用管理を行う。

6 総合行政ネットワーク事業

(1) 目的

地方自治体間を相互に接続する総合行政ネットワークの活用や公的個人認証サービスの利用により、情報セキュリティの確保を図りながら行政のデジタル化を推進する。

また、統合宛名システム及び中間サーバの運用管理により、国や市町村等との情報連携を円滑に行えるようにするとともに、特定個人情報情報の漏えいを防止する。

(2) 事業内容

① 総合行政ネットワーク関連事業

総合行政ネットワークを運用する。

② 公的個人認証サービス事業

公的個人認証サービスを運用する。

③ 統合宛名システム等の運用管理

社会保障・税番号制度に係る統合宛名システム及び中間サーバの運用管理を行う。

④ 情報セキュリティ対策

特定個人情報情報の漏えい防止等のため、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度担当者研修」の実施及び特定個人情報保護評価に関する支援を行う。

○ 統計課

Tel: 024-521-7143

1 統計事務の管理

(1) 目的

統計行政全般にわたり、国、都道府県、市町村及び統計関係団体との連携を図ることにより統計行政を円滑に進めるとともに、拡大し変化する統計調査需要に対応できるよう地方統計職員（県及び市町村職員）の業務能力向上を図る。

(2) 事業内容

- ① 全国・地方ブロック別統計主管課長会議等を通じ、国、他都道府県と連携を図るとともに、統計制度改善等を国へ要望する。
- ② 市町村との連携強化のため、市町村統計主管課長会議を開催する。
- ③ 各部局が計画・実施する統計調査の実施時期等を総合調整し、重複防止による報告者の負担軽減に努めるとともに、国への届出の進達を行う。
- ④ 地方統計職員業務研修を実施するとともに、国が行う研修等へ職員を派遣する。
- ⑤ 福島県統計協会の運営を支援するとともに、連携事業を実施する。
- ⑥ 統計資料を体系的に収集し、保管及び提供するとともに、統計相談窓口の設置により、各種問合せに対応する。

2 統計調査員対策事業

(1) 目的

統計機構の第一線で調査を担う統計調査員の確保及び資質の向上並びに安全対策の推進を図る。

(2) 事業内容

- ① 統計調査員希望者の登録（市町村登録）を促進するため、募集広報に関する業務を行う。
- ② 登録統計調査員等に対し研修を実施する。
- ③ 調査員広報紙「統計調査員だより」を発行するとともに、調査員活動の資料「統計調査員のしおり」を購入・配布する。
- ④ 県が任命する統計調査員の公務災害補償事務を執行する。
- ⑤ 福島県統計調査員協議会連合会の運営を支援するとともに、連携事業を実施する。
- ⑥ 新たな統計調査員の確保を図るため、県内の大学等に働きかけて「統計調査員確保に係る大学生の育成・活用事業」を実施する。

3 統計普及事業

(1) 目的

県民の統計に関する知識の普及や統計の重要性に対する関心を喚起し、統計に対する県民のより一層の理解を推進する。

特に次世代を担う児童・生徒に対する統計の普及啓発事業を中心に、統計調査への協力意識を醸成する。

(2) 事業内容

- ① 10月18日の「統計の日」をはじめとした広報を実施する。
- ② 統計功労者に対する福島県知事表彰を実施する。
- ③ 児童・生徒等を対象にした統計グラフコンクール、統計出前授業等を実施する。
- ④ 統計年鑑等の総合統計書を作成・公開するとともに、ホームページ「ふくしま統計情報Box」を通じ、統計情報を提供する。
- ⑤ 統計グラフ指導者講習会、統計指導者講習会等へ教師等を派遣する。

4 統計分析事務

(1) 目的

政策形成や県内景気判断に資するため、県経済動向や県民経済計算などの統計分析情報を提供する。

(2) 事業内容

- ① 主な経済指標の動きから、県の経済状況を分析した「最近の県経済動向」や、それら指標の一年間の動きを取りまとめた「年次経済報告書」を提供する。
また、経済指標の動きを統合することにより「景気動向指数」(C I・D I)を作成し、景気の現状把握のための指標を提供する。
- ② 県及び市町村の経済規模・構造・所得水準等を推計し、行財政・経済施策等の基礎資料となる「県民経済計算年報」及び「市町村民経済計算年報」を提供する。
- ③ 「産業連関表」を作成するとともに、経済波及効果等の分析結果を「アナリーゼふくしま」として提供する。

5 労働力調査の実施

(1) 目的

就業、不就業の状態を毎月明らかにすることにより、経済政策や雇用対策等の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

- ① 調査対象
総務省が指定する調査区における15歳以上の世帯員
年間延べ596調査区、約9,500世帯
- ② 調査事項

就業状態、就業日数、就業時間、就業希望の有無、求職状況、その他就業及び失業に関する事項等

6 福島県現住人口調査の実施

(1) 目的

本県に常住する人口及び世帯数並びにその移動実態を市町村別に毎月明らかにすることにより、行政施策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

県内全市町村

② 調査事項

出生者、死亡者、転入者、県外転出者（それぞれについて、国籍、性別、出生年月、転入にあっては従前地、転出にあっては転出先に関する事項）並びに世帯数

7 毎月勤労統計調査の実施

(1) 目的

雇用、給与及び労働時間について、毎月その変動実態を明らかにすることにより、労働及び経済政策等の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

第一種事業所調査 468 事業所

第二種事業所調査 330 事業所

特別調査 400 事業所（概数）

② 調査事項

主な生産品又は事業内容、操業日数、企業規模、常用労働者数及び異動状況、出勤日数、労働時間数、現金給与総額、特別に支払われた給与等に関する事項等

8 小売物価統計調査の実施

(1) 目的

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃の実態を毎月調査することにより、消費者物価指数、その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

価格調査 約 420 事業所

家賃調査 約 40 事業所

② 調査事項

約 520 品目の小売価格、サービス料金及び家賃

9 家計調査の実施

(1) 目的

国民生活における家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を毎月明らかにすることにより、経済政策や社会政策の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

福島市、郡山市、猪苗代町の二人以上の世帯 144 世帯及び単身世帯 12 世帯

② 調査事項

毎月の収入（勤労者世帯及び無職世帯）及び支出（全世帯）に関する事項、年間収入に関する事項、貯蓄及び負債に関する事項、世帯、世帯員及び住居に関する事項等

10 令和7年国勢調査の実施

(1) 目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

県内 59 市町村、約 15,400 調査区において、令和7年10月1日午前零時を調査期日とし、県内に常住するすべての人を対象として本調査を実施する。

調査項目は以下のとおりで、全17項目となる。

① 世帯員に関する事項 13 項目

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地

② 世帯に関する事項 4 項目

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

11 鉱工業指数調査の実施

(1) 目的

本県鉱工業の生産、出荷、在庫の動向を明らかにすることにより、県内の経済分析等の基礎資料を得る。また、生産、出荷、在庫の指数を作成する。

(2) 事業内容

① 調査対象

特定品目を生産している事業所（約 50 事業所）

② 調査事項

生産高、出荷高、在庫高（毎月末日現在）

12 学校基本調査の実施

(1) 目的

学校に関する基本的事項を調査することにより、学校教育行政上の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

県内の公立・私立の幼稚園（「幼保連携型認定こども園」を含む。）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校・各種学校及び市町村教育委員会

② 調査事項

学校数・学級数、教職員数、園児・児童生徒数、卒業後の状況、学校施設の状況、不就学学齢児童生徒数に関する事項等（毎年5月1日現在）

13 学校保健統計調査の実施

(1) 目的

学校保健安全法により毎年4月から6月の間に行われる健康診断の結果に基づき、幼児・児童及び生徒の発育及び健康状態を調査することにより、学校保健行政上の基礎資料を得る。

(2) 事業内容

① 調査対象

調査実施校に指定された幼稚園（「幼保連携型認定こども園」を含む。）、小学校、中学校、高等学校 163校（園）

② 調査事項

発育状態（身長、体重）及び健康状態（栄養状態、裸眼視力、聴力、歯、結核、心臓疾患等）に関する事項等

14 経済センサス（調査区管理）

(1) 目的

調査区を毎年度管理し、町丁・字境界等の変更の都度、調査区の情報修正し、母集団データを常に最新かつ正確な状態に維持する。

(2) 事業内容

総務大臣が毎年度指定する基準日時点での調査区修正の有無について国に報告し、調査区の修正を行う。

15 令和8年経済センサスー 活動調査

(1) 目的

全産業分野における事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得る。

(2) 事業内容

令和8年6月1日に実施予定の調査に向けた市町村事務打合せ会の開催や調査員証作成等の準備事務を行う。

16 2025年農林業センサス（農林業経営体調査）

(1) 目的

農林業・農山村の基本構造の実態とその動向を把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成する。

(2) 事業内容

2025年2月1日に実施した調査の調査票等審査及び集計作業を行い、速報結果を作成する。

第4 避難地域復興局

Tel: 024-521-8429 (広報広聴担当)

◇ 避難地域復興局の取組目標

避難地域復興局においては、原子力災害により避難地域となった12市町村の復興・再生を図るため、市町村ごとの課題や広域的連携が必要な課題を把握し、帰還及び新たな活力を呼び込むための移住の促進や交流・関係人口の拡大のための部局横断的取組を実施する。

また、避難生活が長期化する中、個別化・複雑化する避難者の課題の把握と解決に努めるとともに、古里との絆の維持を図りながら、生活再建や帰還に結び付くよう関係部署等と連携して必要な支援を行う。

さらに、避難者が安定した住まいへ円滑に移行できるよう支援するとともに、長期避難者のために整備した復興公営住宅におけるコミュニティの維持・形成を図る。

加えて、原子力発電所事故により県民が受けた損害について、賠償が確実かつ迅速になされるよう、市町村を始めとする関係団体との連携を図りながら福島県原子力損害対策協議会による要望・要求活動を行うことを始め、事故による損害への対策の企画・調整を図るとともに、被害者の賠償請求に係る相談等の支援事業を実施する。

○ 避難地域復興課

Tel: 024-521-8435

1 避難地域の帰還、移住の促進及び復興の支援

(1) 目的

避難地域等12市町村の帰還及び新たな活力を呼び込むための移住の促進等により復興・再生を推進する。

(2) 事業内容

避難12市町村の復興・再生に向け、将来像提言や各市町村の復興計画等を実現するため、国、市町村、庁内関係部局等と協議・調整しながら課題解決を図り、帰還及び新たな活力を呼び込むための移住の促進や交流・関係人口の拡大等により復興の支援を行う。

○ 避難者支援課

Tel: 024-523-4250

1 避難者の支援

(1) 目的

避難生活の長期化等により個別化・複雑化する避難者の課題について、戸別訪問や相談対応等を通して個々の課題の把握と解決に努めるとともに、古里との絆の維持を図りながら、生活再建や帰還に結び付くよう、関係機関等と連携して必要な支援を行う。

(2) 事業内容

① 避難者への情報提供（ふるさとふくしま情報提供事業）

ア 避難先の公共施設等への地元紙送付

イ 市町村、県等の広報誌やお知らせ、地元紙のダイジェスト版を戸別送付

ウ 避難者向け地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行

② 関係機関等と連携して行う避難者支援（ふるさとふくしま交流・相談支援事業）

ア 生活再建支援拠点の設置

イ 県外避難者に対する戸別訪問等を行う復興支援員の配置

ウ 県内外の民間団体が行う避難者支援事業への補助

③ 避難指示が解除された地域に帰還した世帯への移転費用を支援する市町村に対し、事業費を補助（ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業）

④ 原子力災害による母子避難者等高速道路無料措置に伴う各高速道路会社への減収分補填（母子避難者等高速道路無料化支援事業）

○ 生活拠点課

Tel: 024-521-8306

1 災害救助法による救助

(1) 目的

災害救助法に基づき、避難元市町村及び受入自治体と連携して、被災した県民に対し、応急仮設住宅を供与する。

(2) 事業内容

災害救助法に基づき、応急仮設住宅としての県外民間賃貸住宅の借り上げ等の応急救助を行う。

2 帰還や生活再建を円滑に進めるための施策

(1) 目的

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了となる避難者等の

帰還や生活再建が円滑に進むよう支援する。

(2) 事業内容

- ① 生活再建に関する意向確認の実施
- ② 避難者に対する転居サポートの実施

3 災害見舞金等の支給

(1) 目的

東日本大震災により亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金の支給や生活の立て直しに対する災害援護資金の貸付など、被災者の生活再建を支援する。

(2) 事業内容

- ① 災害弔慰金の支給
- ② 災害障害見舞金の支給
- ③ 災害援護資金の貸付
- ④ 被災者生活再建支援金の支給

4 避難市町村生活再建支援

(1) 目的

応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された大熊町、双葉町からの避難世帯に対して、東京電力による家賃賠償終了後の家賃等を助成するとともに、生活再建に関する意向を確認し、必要な支援を行うことにより、避難世帯の円滑な生活再建に結び付ける。

(2) 事業内容

- ① 家賃、共益費（管理費）及び更新手数料相当額の助成
- ② 避難世帯に対する意向確認の実施

5 長期避難者等の生活拠点に係る総合調整及び生活拠点の環境整備

(1) 目的

復興公営住宅に入居されている方々が新たな環境の中で安心して暮らすことができるようコミュニティの維持・形成を支援する。

(2) 事業内容

長期避難者等の生活の安定に向け、避難元市町村や受入市町村、国との協議・調整を行う。

また、生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、コミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅の入居者同士や地域住民との交流活動の支援等を行う。

なお、生活拠点整備における課題について、解決に向け部局横断的に検討を行う。

○ 原子力損害対策課

Tel: 024-521-7103

1 原子力損害対策

(1) 目的

原子力発電所事故による損害への対策の企画・調整を図るとともに、被害者の賠償請求に係る支援等に取り組む。

(2) 事業内容

福島県原子力損害対策協議会として、市町村や関係団体とともに、国、東京電力に対し、被害の実情や賠償の課題を訴え、被害者の視点に立った賠償が確実かつ迅速になされるよう求めていくことを始め、県として、原子力発電所事故による損害への対策の企画・調整を図る。

また、県の問い合わせ窓口における委託弁護士による電話法律相談や県弁護士会、県不動産鑑定士協会と連携した個別面談方式による法律相談等の実施など被害者の円滑な賠償請求のための支援を行う。

第5 文化スポーツ局

Tel: 024-521-7159（広報広聴担当）

◇ 文化スポーツ局の取組目標

文化スポーツ局においては、文化やスポーツの振興、生涯学習の推進及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・定着と東京 2025 デフリンピックの県内開催に向けた機運醸成など、東日本大震災及び原子力災害からの復興につながる各種事業を積極的に展開する。

県民参画による県づくりの推進については、人も地域も笑顔で元気なふくしまの実現に向けて、チャレンジふくしま県民運動を推進する。また、令和 8 年の県政 150 周年に向けた記念事業を実施することで、新たな時代の福島県の創造に挑戦する契機とし、福島県精神である「ふくしまプライド」を醸成するとともに将来の世代へつないでいく。

文化の振興については、ふくしまの文化を人づくり・地域づくりの基盤として、「人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしま」を実現するため、大ゴッホ展を契機としたふくしまアートに触れる機会の創出、誰もが文化に親しむことができる機会の充実や地域の宝である民俗芸能の継承支援など、心豊かな暮らしの実現や地域の活性化につながる取組を推進する。

生涯学習の推進については、「学び合い、支え合い、地域が輝く。次世代へつなぐ 生涯学習社会ふくしま」の実現を目指し、ライフステージに応じた学びや地域づくりにつながる学びなどの機会を提供するとともに、若い世代をはじめとした震災伝承の取組等を推進する。そのため、ふるさと「ふくしま」の学びを通して復興を担う子どもたちの育成や、語り部団体等のネットワーク化、人材育成を図るとともに、市町村や大学等と連携し生涯学習に関する情報を提供する。さらに、東日本大震災・原子力災害の資料の収集及び保存、活用等を図るとともに、複合災害と復興の記録や教訓を未来に伝承し、国内外と共有する東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に取り組む。

スポーツの振興については、誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出や、競技団体やアスリート、指導者等への支援や環境整備を通じた本県スポーツ競技力の向上、スポーツを通じた障がい者の社会参画促進、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、スポーツによる交流人口の拡大、東京 2025 デフリンピック本県開催等を契機とした、スポーツによる共生社会づくり等の取組により、県民の誰もが豊かなスポーツライフを創造できる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

○ 文化振興課

Tel: 024-521-7179

1 チャレンジふくしま県民運動の推進

(1) 目的

人も地域も笑顔で元気なふくしまの実現に向けて、関係団体とともに、チャレンジふくしま県民運動を展開し、健康への気付きや実践機会の提供等を行う。

(2) 事業内容

身近な芸術文化や自然などを鑑賞し、楽しみながら歩いて巡り、心身の健康につなげる「ふくしまアートウォーキング」を推進する。

2 NPO強化による地域活性化事業

(1) 目的

NPO法人等の組織基盤強化につながる支援を行うことにより、自立的かつ継続的な活動の促進を図る。

(2) 事業内容

「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を通し、NPOの運営力向上に向け、講座の開設、相談窓口の設置及びNPO等による情報交換会等を実施する。

3 ふるさと・きずな維持・再生支援事業の実施

(1) 目的

震災を契機とした復興支援活動等を行うNPO法人等による行政・支援者・地元住民等を結びつける力を活かした取組を支援することにより、本県のきずなの維持・再生を図る。

(2) 事業内容

NPO法人等地域活動団体による東日本大震災・原子力災害からの復興や地域課題の解決に向けた取組に対し、補助を行う。また、復興に向け意欲のある企業とNPO法人等が地域の課題解決に資する事業を検討する場を提供する。

4 特定非営利活動法人制度の円滑な運用

(1) 目的

特定非営利活動法人制度の円滑な運用に努めるとともに、NPO法人と県との協働による地域づくりの推進を図り、県民参画による活力ある地域社会の形成に資する。

(2) 事業内容

特定非営利活動促進法に基づくNPO法人に係る認証等事務を

行うとともに、権限移譲市町等との連携を図り、特定非営利活動促進法の適切な運用に努める。

5 福島県文化センターの管理運営

(1) 目的

県民の芸術及び文化の振興を図るため、とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）を管理運営する。

(2) 事業内容

- ① とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）（福島県歴史資料館を含む）の効率的な運営を図るため、施設整備を行い、併せて当該施設の管理運営を指定管理者に委託する。

ア 施設の維持・管理運営事業

イ 利用料金の免除補助事業

ウ 施設修繕事業

- ② 令和4年3月の福島県沖地震により被災した大ホール客席天井の復旧・改修や、老朽化が進む空調設備の更新等を行う。

6 文化振興審議会の開催

(1) 目的

本県の文化の振興に関する施策の総合的な推進に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

- ① 根拠法令等 福島県文化振興条例
- ② 委員 15名以内
任期 2年
- ③ 開催時期 必要に応じて開催する。

7 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業

(1) 目的

東日本大震災による被災等で活動の存続が困難となっている民俗芸能の継承・発展を図るため、公演の機会を提供し、その魅力を県内外に発信するとともに、民俗芸能団体の実情に応じた総合的な支援を行う。

地域の象徴ともいえるべき民俗芸能の復活・発展を支援することで、ふるさととの絆を維持するとともに、誇りや愛着心を喚起し、震災からのこころの復興を図る。

(2) 事業内容

- ① 民俗芸能公演事業

民俗芸能を披露する機会を提供する「ふるさとの祭り」の円滑な運営を図るため、地元関係者等と組織する実行委員会に対し、

負担金を交付する。

② 民俗芸能復興サポート事業

専門家との連携により活動再開から継続、担い手の育成まで、各団体の実情に応じた総合的、一体的な支援を行う。

8 アートによる新生ふくしま交流事業

(1) 目的

子どもたちの心豊かな成長を図るため、アーティストと子どもたちが交流しながらアート事業を実施し、元気な福島の姿を発信する。

(2) 事業内容

アートで広げる子どもの未来プロジェクト

子どもたちに文化芸術に触れてもらい、心豊かな成長と創造する場を提供するため、アーティストを各学校等に派遣してワークショップを開催し、その姿を県内外に発信する。

9 ふくしまデジタルアート推進事業

(1) 目的

デジタルアート作品の発表・鑑賞の機会を提供することで、デジタルアートをきっかけとした県内の若年層の地域に根ざした文化意識の醸成を図り、まちづくりを担う人材を育成する。

(2) 事業内容

ア 動画による情報発信

幅広い若年層に対するデジタルアートへの関心の発掘をするため、動画を制作し公開する。

イ デジタルアート展覧会の開催

小学生～大学生等を対象にデジタルアート作品を公募し、展覧会を開催する。

10 声楽アンサンブルコンテスト全国大会開催事業

(1) 目的

全国からトップレベルの声楽アンサンブルグループが福島に集い、音楽文化の振興発展に寄与するとともに、歌うことの喜びを全国へ発信する。

(2) 事業内容

開催時期：令和8年3月の4日間

開催場所：ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）

部門：小学校・ジュニア、中学校、高等学校、一般

参加団体予定：約130団体

11 県展開催事業

(1) 目的

県内在住者及び県出身者から美術作品を公募し、一般に展覧することにより、本県美術の振興を図るとともに、優れた美術作品の鑑賞機会の拡充を図る。

(2) 事業内容

第79回福島県総合美術展覧会の開催

開催時期：令和7年6月26日（木）～6月29日（日）

開催場所：パルセいいざか

部 門：日本画、洋画、彫刻、工芸美術、書の5部門

12 県文学賞の実施

(1) 目的

県民から文学作品を公募し、成果発表の場を提供するとともに、優秀作品を顕彰することにより、本県文学の振興及び文化の進展を図る。

(2) 事業内容

第78回福島県文学賞の実施

作品受付：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

部 門：小説・ドラマ、エッセー・ノンフィクション、詩、短歌、俳句の5部門

表彰式：令和7年11月3日（月・祝）

県文学集：応募作品のうちの優秀作品を掲載した県文学集を発行

13 大ゴッホ展の開催

(1) 目的

世界的に著名な画家ファン・ゴッホの展覧会を令和8年と令和9年に県立美術館で開催し、県民に感動や元気を届け、前に進む原動力につなげるとともに、復興に向けて挑戦を続ける本県の姿を国内外に発信する。

(2) 事業内容

「福島県政150周年・東日本大震災15年 大ゴッホ展
夜のカフェテラス」の開催

会期 令和8年2月21日（土）～5月10日（日）

会場 県立美術館

14 ふくしまアート新発見事業

(1) 目的

令和8年及び令和9年に開催される大ゴッホ展に向けた機運を醸成するとともに、県内にある美術館や博物館などを気軽に訪れ、直接アートに触れる機会を創出することで、アートを通してふくしま

新たな魅力を発見し、潤いのある心豊かな暮らしの実現を図る。

(2) 事業内容

子どもたちをはじめ広く県民が参加・体験できるゴッホに関する絵画コンクールや、ゴッホの専門家による講演会を開催する。

また、県内各地の身近な美術館や博物館等を巡り、そこにしかないアート作品に直接触れる機会を創出する。

15 県政150周年記念事業

(1) 目的

令和8年に福島県政150周年を迎えることを記念し、先人たちが積み重ねてきた歴史を振り返り、それらを礎とした新たな時代の福島県の創造に挑戦する。

(2) 事業内容

- ① 記念誌作成
- ② 記念ロゴ、PRグッズ作成
- ③ 特設ホームページ作成

16 福島県文化功労賞の授与

(1) 目的

多年にわたり福島県の文化の向上に著しい業績を表した個人に対し文化功労賞を授与することにより、本県文化の振興を図る。

(2) 事業内容

福島県文化功労賞の授与

表彰式日程：令和7年11月3日（月・祝）

受賞者：2名以内

対象部門：芸術、科学、教育、体育の4部門

17 文化・スポーツ知事感謝状の贈呈

(1) 目的

福島県の文化又はスポーツの振興・発展に貢献し、その功績が顕著である個人又は団体に感謝状を贈呈することにより、本県文化・スポーツの振興を図る。

(2) 事業内容

知事感謝状の贈呈

表彰式日程：令和7年11月3日（月・祝）

贈呈予定者：文化部門、スポーツ部門で計6名（団体）以内

贈呈の対象：文化部門 美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、生活芸術等

スポーツ部門 スポーツ及びレクリエーション

○ 生涯学習課

Tel: 024-521-7784

1 震災・原発災の経験・教訓、復興状況伝承事業（ジャーナリストスクール開催事業）

(1) 目的

本県の子どもたちが、ふるさと「ふくしま」の未来や魅力などについて、自ら学び、考え、自分の言葉で発信するという体験を通して、ふるさとへの誇りや愛着心を醸成し、「ふくしま」の未来を担う子どもたちの育成を図る。

(2) 事業内容

子どもたちが、復興・再生に取り組む団体等取材し、新聞を作成する。新聞の発表会を開催し、池上彰氏に講評やアドバイスをいただく。

2 ふくしま海洋科学館の管理運営

(1) 目的

「海を通して『人と地球の未来』を考える」という基本理念の下に、水族館機能を中心として海を様々な視点から紹介し、海や人と自然、環境に関する文化・科学の学習機会を提供するための拠点施設として設置したふくしま海洋科学館の管理運営を行う。

(2) 事業内容

ふくしま海洋科学館に係る施設の維持管理及び展示資料等の更新を行うとともに、当該施設管理運営を指定管理者に委託する。

- ① 管理運営及び運営指導事業
- ② 利用料金免除補助事業
- ③ 施設修繕事業

3 生涯学習審議会の開催

(1) 目的

本県の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

- ① 根拠法令等 福島県生涯学習審議会条例
- ② 委員 20名以内
- ③ 任期 2年
- ④ 開催時期 必要に応じて開催する。

4 生涯学習情報システム運営事業

(1) 目的

県、市町村、高等教育機関・民間教育機関等が実施する学習機会を、わかりやすく体系化して県民に提供し、県民の学習参加と成果活用を促進し、自己実現と地域発展を支える本県生涯学習社会の実

現を図る。

(2) 事業内容

講座の開催情報等、生涯学習機会に関する情報を簡単に検索でき、時間を問わず学べるオンラインコンテンツ（生涯学習動画等）を配信するシステムを運営し、住民のニーズに応じていく。

5 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業

(1) 目的

県内外の小中高の児童・生徒が東日本大震災・原子力災害伝承館を活用して行う学習活動を支援する。

(2) 事業内容

県内外の小中学校及び高校の児童・生徒が、学習活動で東日本大震災・原子力災害伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行う。

6 東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業

(1) 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故における福島県の記録及び教訓、復興のあゆみを着実に進める過程を収集、保存及び研究し、後世に引き継ぎ、国内外と共有するとともに、本県の復興の加速化に寄与するための拠点施設として設置した東日本大震災・原子力災害伝承館の管理運営を行う。

(2) 事業内容

東日本大震災・原子力災害伝承館の維持管理及び運営を指定管理者に委託する。

7 次世代へつなぐ震災伝承事業

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害の発生から 14 年が経過し、全国で東日本大震災の風化が進んでいる中、語り部等による、震災の経験や福島の実状を伝える活動の拡大を図ることにより、風化防止・風評払拭につなげていく。

(2) 事業内容

語り部団体等で構成されるネットワーク会議と連携し、人材育成、県外等への語り部派遣を行うことで、語り部等の持続的な活動の仕組みづくりに取り組み、次世代への震災の記憶と教訓の伝承につなげていく。

○ スポーツ課

Tel: 024-521-7795

1 スポーツふくしま普及啓発・住民参加事業

(1) 目的

『福島県スポーツ推進基本計画』の理念に基づき、関係団体と連携を図りながら、各地域でのスポーツ実施環境を整備するとともに、県民のスポーツ参画機会を積極的に創出し、県内スポーツ活動の一層の振興を図る。

(2) 事業内容

① 地域スポーツ推進会議

市町村をはじめとした各関係団体を対象に、先進的な取組を行う総合型地域スポーツクラブの好事例を紹介するとともに、地域スポーツの一体的な環境づくりをテーマとした分科会を実施し、地域の課題解決や情報共有を図る。

② 輝け未来へ！スマイルスポーツ教室 in ふくしま

オリンピック競技種目を始めとした関心の高い種目のスポーツ体験教室の開催により、スポーツを楽しみながら、トップアスリートとの交流を図る。

(実施予定)

ア 「スカイスports教室」

イ 「ブレイクダンス教室」

③ スポーツボランティア・レガシー事業

県内各地のスポーツイベントを支えるスポーツボランティア育成に向けた研修会を開催することで、将来にわたってスポーツボランティアが活躍する文化を醸成する。

④ 地域スポーツ課題解決・環境整備支援事業

部活動の地域移行を含めた地域スポーツ活動の受け皿として期待される総合型地域スポーツクラブの確実な運営及び部活動の円滑な地域移行に向け、公認指導者資格取得（または更新）のための費用を補助する。

2 スポーツふくしまビルドアッププロジェクト

(1) 目的

国スポ等で上位入賞できる県内競技団体の「強化」に加え、キッズ・ジュニア世代の重点的な「育成」、潜在能力が高く将来性のある選手の「発掘」、高いコーチングスキルを有する指導者の確保に向けた「指導者養成」に取り組み、「発掘・育成・強化・指導者養成」の一体的な推進による持続的な本県スポーツ競技力の向上を図る。

(2) 事業内容

① 国スポ強化支援事業

県内競技団体がアドバイザーコーチやロールモデルコーチ、アスレチックトレーナーを招聘して実施する強化練習会や公認指導者資格の取得等を支援する。

② リアライズスポーツ強化指定事業

東京 2020 オリンピックを通して本県との関わりが深く、競技力向上に資することが期待される団体種目の少年種別を指定し、更なる強化を図る。

③ 拠点スポーツサポート事業

競技人口が少ない競技団体の強化拠点地域におけるキッズ・ジュニア選手の活動を集中的に支援する。

④ ジュニアアスリート強化指定事業

少年種別の競技力向上のため、強化の中心となる高校、中学校、クラブチーム、ジュニア選手等を指定し、競技団体と連携を図りながら競技力向上のための活動を支援する。

⑤ ネクストアスリート支援事業

日本代表入り及び国際的な大会等での活躍を目標とする有望なアスリートを選考し、強化練習会や国際大会への参加に要する費用等の支援を行う。

⑥ 冬季国スポ強化支援事業

冬季競技の県内競技団体がアドバイザーコーチやロールモデルコーチ、アスレチックトレーナーを招聘して行う強化練習会や公認指導者資格の取得等を支援する。

⑦ ふくしまシャイニングスタープロジェクト

オリンピック出場選手輩出実績のある競技や、障がい者スポーツ競技の体力テストや適正テスト等を行い、将来性があるアスリートを発掘する。

3 地域連携型人材育成事業（双葉地区教育構想）

(1) 目的

「真の国際人としての社会をリードする人材育成」を基本目標とする双葉地区教育構想の一環として、スポーツにおけるスペシャリストの育成を目指す。

(2) 事業内容

ふたば未来学園中学校・高校のトップアスリート系列のバドミントン競技及びレスリング競技において、国内トップレベルの専任コーチによる指導を行い、世界に通用する選手育成のための指導体制を確立する。

4 スポーツ推進審議会の開催

(1) 目的

本県の総合的なスポーツ振興施策の推進に関する事項を調査・審議する。

(2) 事業内容

- ① 根拠法令等 福島県スポーツ推進審議会条例
- ② 委員 20名以内
- ③ 任期 2年
- ④ 開催時期 必要に応じて開催する。

5 障がい者スポーツ振興事業

(1) 目的

障がいのある人にとってスポーツ活動は、その体力の増進と残存能力の維持・向上に役立つとともに、スポーツ活動を通じて広く県民の障がいのある人に対する理解が深められるなど、社会参加の促進に大きく寄与するものであるため、障がい者スポーツ施策を総合的に推進する。

(2) 事業内容

- ① 福島県障がい者スポーツ大会の開催
 - 期日 令和7年5月18日（日）、25日（日）
 - 種目 13競技
 - 開催場所 郡山市、田村市他
- ② 初級指導員養成講習会の開催
- ③ 障がい者スポーツ振興・育成事業
 - ア 運動導入教室開催事業
 - イ 種目別スポーツ教室開催事業
 - ウ 各種障がい者スポーツ大会支援事業
 - エ ふくしまネクストアスリート支援事業
 - オ 障がい者スポーツ指導員養成事業（中・上級等資格取得）
 - カ 団体競技強化支援事業

6 とともに、つながる。ふくしまスポーツ交流事業

(1) 目的

「パラアスリート等によるスポーツ教室」や障がいのある人とない人がともに楽しむことができる「インクルーシブなスポーツ体験」を開催し、障がいのある人とない人が、スポーツを楽しみながら、互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会（共生社会）の実現を目指す。

(2) 事業内容

- ① パラアスリート等によるスポーツ教室

パラスポーツ選手等を講師として迎えた体験会や講演を実施し、競技としてのパラスポーツの魅力発信や競技に取り組む障がい者への理解促進を図る。

② インクルーシブなスポーツ体験

障がいのある人となない人がともに楽しむことができるボッチャ、フライングディスク、卓球バレーなどの体験会を実施する。

また、障がいのある人となない人が一緒に競い合うことができるボッチャ競技の県大会「ボッチャふくしまカップ」の第2回大会を実施する。

このほか、プロスポーツチームと連携したパラスポーツ体験イベント出展や、パラスポーツ用具等の貸出を行う。

③ 障がい者スポーツサポーター養成会の実施

県内医療系大学等と連携し、パラスポーツに関心のある若年層から、地域に根差して障がい者スポーツを支える活動を行う人材を育成するため、スポーツをする障がい者を支援するスキルを習得するための養成会を実施する。

7 各種スポーツ大会への派遣

(1) 目的

全国や東北レベルで開催される各種スポーツ関係の大会に県選手団を派遣する。

(2) 事業内容

① 第79回国民スポーツ大会（本大会）

開催県 滋賀県

期 日 令和7年9月28日～10月8日

② 第80回国民スポーツ大会（冬季競技）

開催県 青森県（種目：スケート・アイスホッケー）

青森県（種目：スキー）

期 日 令和8年1月31日～2月8日（スケート・アイスホッケー）

令和8年2月14日～2月17日（スキー）

③ 第52回東北総合スポーツ大会

開催県 宮城県 他

期 日 令和7年8月22日～8月24日（主会期）

④ 第25回全国障害者スポーツ大会

開催県 滋賀県

期 日 令和7年10月25日～10月27日

8 東京 2020 オリンピック・パラリンピックレガシー事業

(1) 目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーの継承及び定着に向け、あづま球場における各種大会の誘致や他県等との交流事業の開催、都市ボランティアの活動機会の提供等に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大と本県の復興の加速化を図る。

(2) 事業内容

① あづま球場聖地化事業

ア あづま球場への各種大会等の誘致

イ 都市ボランティアの活動機会の提供、継続的な活動への支援

ウ スポーツを通じた他自治体との交流促進

エ 子どもたちとオリンピック・パラリピアン等との交流

9 東京 2025 デフリンピック関連復興推進事業

(1) 目的

2025年にJヴィレッジでサッカー競技が開催される「東京2025デフリンピック」を契機に、デフスポーツの体験機会の創出やろう者の文化への理解促進を進めるとともに、大会開催に向けた機運醸成等の一連の取組を通じて、スポーツを通じた共生社会の実現と本県の復興の加速化を図る。

(2) 事業内容

① 機運醸成

ア カウントダウンイベントの開催

イ 認知度向上のための情報発信

ウ プロスポーツチームとの連携

エ 手話に親しむ出前講座の実施（保健福祉部実施）

② 情報保障

ア 上記①を含む各種イベントでの手話、情報保障ブースの設置

③ おもてなし

ア 子ども観戦招待の実施

イ 選手団歓迎イベント

ウ おもてなしエリアによる選手団と県民の交流

エ 選手団等向けホープツーリズムの実施

オ 会場外の情報保障を活用した選手団と県民の交流

カ 各種イベントでの復興状況等パネル展示

第 5 章 庁内連携の取組

第1 企画調整部の庁内連携組織（会議等）

1 新生ふくしま復興推進本部会議

(1) 目的

東日本大震災及び原子力災害からの速やかな復興・再生を全庁一丸となって推進する。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、危機管理部長、企画調整部長等、計22名

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-7129

2 福島イノベーション・コースト構想推進本部会議

(1) 目的

福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、全庁一体となって構想の取組を加速していく。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、危機管理部長、企画調整部長等、計22名

(3) 事務局

福島イノベーション・コースト構想推進課 Tel: 024-521-7853

3 政策調整会議

(1) 目的

県行政についての重要な施策に係る基本方針を総合的な視点から協議するとともに、各部の施策に関する総合調整を行い、県行政の一体性を確保する。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、企画調整部長、その他事案に関係のある部局長等

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-8014

4 企画推進室員会議

(1) 目的

全庁にわたる施策の調整を効果的に行うため、政策調整会議に付する案件の調査及び調整、他部局等と特に調整を要する事項の総合調整等を行う。

(2) 構成

企画調整部政策監、企画調整課長、各部局企画主幹等

(3) 事務局

企画調整課 Tel: 024-521-8014

5 ふくしま創生・人口戦略本部会議

(1) 目的

人口減少が進行する中、複合災害の影響により、地域の課題が複雑・多様化していることを踏まえ、人口減少を抑制し、地域の活性化に向けた取組を全庁一体となって加速させていく。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、企画調整部長等、計 28 名

(3) 事務局

復興・総合計画課 Tel: 024-521-7809

6 総合計画・ふくしま創生総合戦略・復興計画・福島特措法庁内戦略会議

(1) 目的

総合計画・ふくしま創生総合戦略・復興計画の進行管理等及び福島復興再生特別措置法に係る制度提案等について円滑かつ全庁一体となった検討を行う。

(2) 構成

企画調整部政策監、復興・総合計画課長、各部局企画担当課職員等

(3) 事務局

復興・総合計画課 Tel: 024-521-7109

7 福島県土地利用調整会議

(1) 目的

国土利用計画及び土地利用基本計画並びに大規模な開発行為の事前指導その他土地利用の調整に関し、連絡調整を密にすることにより、総合的かつ計画的な県土の利用の実現を図る。

(2) 構成

企画調整部政策監、総務課長、土地水対策室長等、計 39 名

(3) 事務局

土地水対策室 Tel: 024-521-7123

8 水資源連絡調整会議

(1) 目的

水資源の総合的な開発及び利用調整の円滑な推進を図る。

(2) 構成

企画調整部政策監、企画調整課長、土地水対策室長、エネルギー課長等、計 23 名

(3) 事務局

土地水対策室 Tel：024-521-7123

9 過疎・中山間地域経営戦略本部会議

(1) 目的

過疎・中山間地域振興のための施策を住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体と協働して総合的かつ効果的に実施する。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、企画調整部長等、計 29 名

(3) 事務局

地域振興課 Tel：024-521-7114

10 過疎・中山間地域振興会議

(1) 目的

過疎・中山間地域の振興を総合的に図る。

(2) 構成

企画調整部長、企画調整部次長（地域づくり担当）、総務課長等、計 34 名

(3) 事務局

地域振興課 Tel：024-521-7114

11 福島県地産地消推進会議

(1) 目的

県政のあらゆる分野において地産地消を推進するため、その効果的な方策を全庁的に検討することを目的とする。

(2) 構成

副知事、総務部長、企画調整部長等、計 20 名

(3) 事務局

地域振興課 Tel：024-521-7118

12 ふくしまふるさと暮らし推進協議会

(1) 目的

ふるさと暮らしを志向する人々が、本県において、心豊かなふるさと暮らしを実現できるよう、関係団体が連携して受入体制の整備や情報の発信を推進し、その誘導を図る。

(2) 構成

会長：知事、副会長：企画調整部長、報道機関、交通機関、金融機関、地域づくり団体、市長会、町村会等、計 59 団体

(3) 事務局

ふくしまぐらし推進課 Tel：024-521-8023

13 福島県デジタル社会形成推進本部会議

(1) 目的

県のデジタル社会形成推進に関する活動を総合的かつ一体的に行い、その一層の推進を図る。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、企画調整部長等、計24名

(3) 事務局

デジタル変革課 Tel：024-521-7134

14 東京2025デフリンピック庁内連携会議

(1) 目的

令和7年（2025年）に本県Ｊヴィレッジでサッカー競技が開催される「東京2025デフリンピック」に向け、全庁一体となって大会を推進するため、大会に向けた準備状況等の情報共有及び大会に関連した企画立案や連携を図る。

(2) 構成

文化スポーツ局次長、広報課長、風評・風化戦略室長、地域振興課長、エネルギー課長、文化振興課長、生涯学習課長、スポーツ課長等、計23名

(3) 事務局

スポーツ課 Tel：024-521-5185

15 県政150周年記念事業実施本部会議

(1) 目的

県政150周年記念事業を各部局が連携して実施するため、記念事業の実施計画の決定や進行管理等を行う。

(2) 構成

知事、副知事、総務部長、文化スポーツ局長等、計27名

(3) 事務局

文化振興課 Tel：024-521-8633

□ 企画調整部内各課室・出先機関の連絡先

◇ 企画調整総室

○ 企画調整課

Tel: 024-521-7108 Fax: 024-521-7911

E-mail: kikakuchosei@pref.fukushima.lg.jp

○ 風評・風化戦略室

Tel: 024-521-1129 Fax: 024-521-7911

E-mail: fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp

○ 復興・総合計画課

Tel: 024-521-7809 Fax: 024-521-7911

E-mail: sougoukeikaku@pref.fukushima.lg.jp

○ 土地水対策室

Tel: 024-521-7123 Fax: 024-521-7911

E-mail: tochi_mizu@pref.fukushima.lg.jp

○ 福島イノベーション・コースト構想推進課

Tel: 024-521-7853 Fax: 024-521-7911

E-mail: fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp

◇ 地域づくり総室

○ 地域振興課

Tel: 024-521-7102 Fax: 024-521-7912

E-mail: tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

○ ふくしまぐらし推進課

Tel: 024-521-8023 Fax: 024-521-7912

E-mail: fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp

○ エネルギー課

Tel: 024-521-7116 Fax: 024-521-7912

E-mail: energy@pref.fukushima.lg.jp

◇ 情報統計総室

○ デジタル変革課

Tel: 024-521-7133 Fax: 024-521-7914

E-mail: digital_henkaku@pref.fukushima.lg.jp

○ 統計課

Tel: 024-521-7143 Fax: 024-521-7914

E-mail: toukei@pref.fukushima.lg.jp

◇ 避難地域復興局

○ 避難地域復興課

Tel: 024-521-8435 Fax: 024-521-4260

E-mail: hinan_hukkou@pref.fukushima.lg.jp

○ 避難者支援課

Tel: 024-523-4250 Fax: 024-523-4260

E-mail: hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

○ 生活拠点課

Tel: 024-521-8306 Fax: 024-521-8369

E-mail: seikatsukyoten@pref.fukushima.lg.jp

○ 原子力損害対策課

Tel: 024-521-7103 Fax: 024-521-8369

E-mail: songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp

◇ 文化スポーツ局

○ 文化振興課

Tel: 024-521-7179 Fax: 024-521-5677

E-mail: bunka@pref.fukushima.lg.jp

○ 生涯学習課

Tel: 024-521-7784 Fax: 024-521-5677

E-mail: shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp

○ スポーツ課

Tel: 024-521-7795 Fax: 024-521-7879

E-mail: sports@pref.fukushima.lg.jp

◇ ふたば復興事務所

Address: 〒979-1111

双葉郡富岡町小浜 553-2

県富岡合同庁舎 2 階

Tel: 0240-23-6974 Fax: 0240-25-8372

E-mail: futaba_fukkou@pref.fukushima.lg.jp